

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
産業教育ワーキンググループ（第7回）議事次第

1. 日 時 令和8年5月11日（月）16：00～18：00

2. 場 所 文部科学省東館5F6会議室

※ウェブ会議と対面による会議を組み合わせた方式

3. 議 題

- （1）職業に関する各教科における柔軟な教育課程の編成について
- （2）職業に関する各教科における学習評価の在り方について
- （3）その他

4. 配付資料

進行資料	産業教育ワーキンググループ（第7回）の流れ（イメージ）
資料1－1	職業に関する各教科における柔軟な教育課程の編成について
資料1－2	職業に関する各教科における学習評価の在り方について
参考資料1	専門高校に関する参考資料集

1 開会

16:00～16:05	進行上の確認等
-------------	---------

2 議題（1）職業に関する各教科における柔軟な教育課程の編成について

16:05～16:25	事務局説明（20分間）
-------------	-------------

16:25～17:00	意見交換（35分間）
-------------	------------

3 議題（2）職業に関する各教科における学習評価の在り方について

17:00～17:20	事務局説明（20分間）
-------------	-------------

17:20～17:55	意見交換（35分間）
-------------	------------

4 閉会

17:55～18:00	次回以降についての連絡等
-------------	--------------

職業に関する各教科における 柔軟な教育課程の編成について

第7回

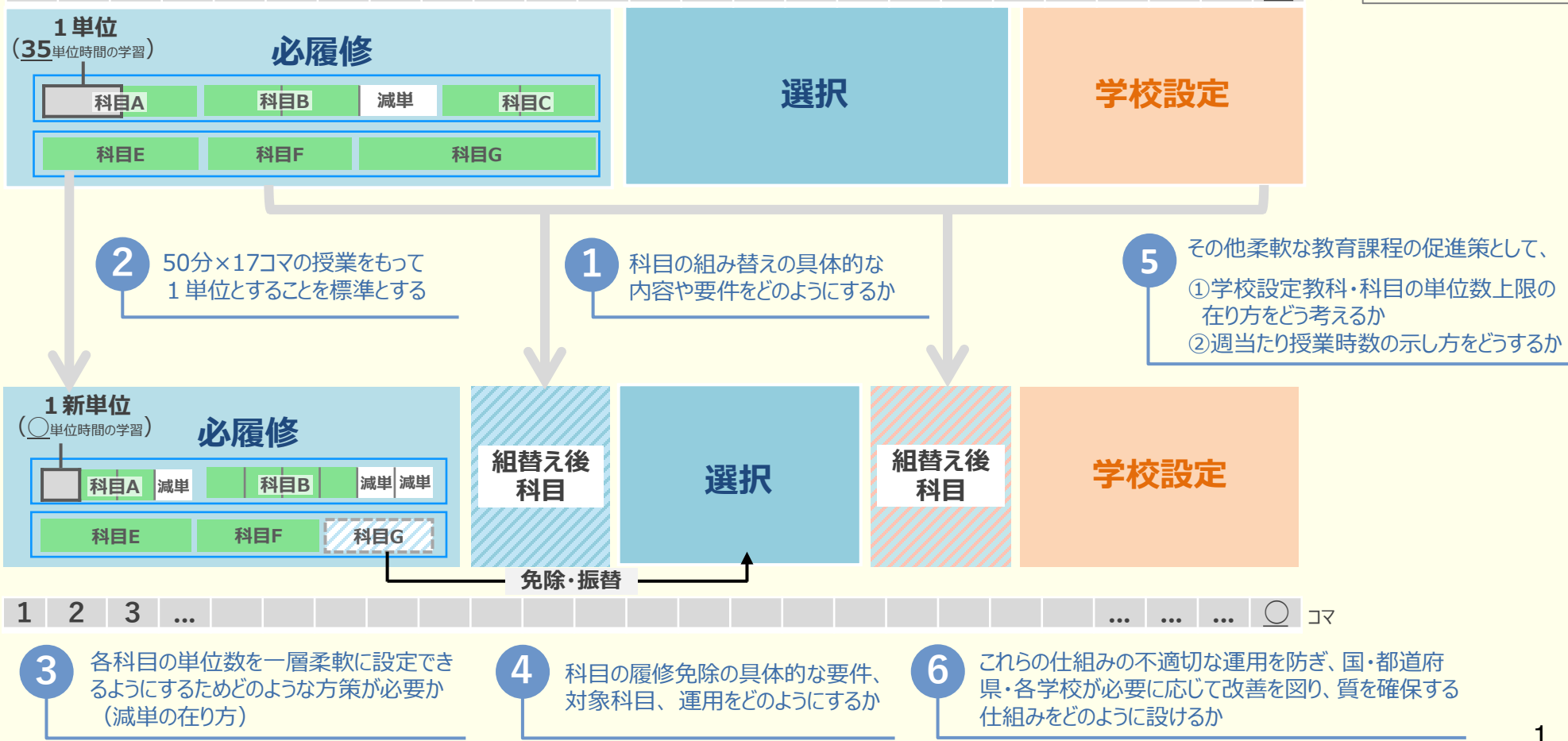
- 高等学校における科目の柔軟な組み替えを可能とする仕組みを前提とした場合に、考えられる教育課程・学習指導の在り方。
- 教育課程の柔軟化に伴って生じる課題とそれを防ぐための運用の在り方。

高等学校の教育課程の柔軟化の仕組みの方向性（イメージ）

令和8年2月19日
教育課程部会
総則・評価特別部会
資料 1

（週当たり授業コマ数）

1 2 3 ... 28 29 30 コマ



①多様性・共通性の双方を重視しつつ特色化・魅力化を推進する視点

- 高等学校は、義務教育の基礎の上に、生徒の進路等に応じて高度な普通教育・専門教育を実施するという目的を持つ。
- こうした目的を踏まえ、これまで全ての生徒が共通して学ぶ必修科目と、生徒が興味・関心や進路希望に学ぶ選択科目を設けるとともに、「学校設定教科・科目」の開設や「学校外の学修の単位認定」を広く認めるなど、各学校の創意工夫を凝らした教育課程編成や生徒の多様な学習成果を認める仕組みも整えてきた。
- 今回の検討においては、新たな時代に相応しい多様性と共通性のバランスを図りつつ、こうした教育課程上の創意工夫の幅を一層拡充し、特色化・魅力化の可能性を最大限追求する必要がある。

②多様な生徒一人一人に応じる視点

- 少子化に伴い統廃合が進む中、多くの高等学校において、在籍する生徒の多様性が増しており、学力水準や進路希望も多様になっている。こうした中、現行の仕組みの中では、生徒の多様なニーズに応じたきめ細かな対応が難しくなっている。
- 多様な子供一人一人がキャリアや進路に応じて科目を選択しながら主体的に学ぶ中で、個性・特性に応じた「好き」を見つけ、「得意」を伸ばすことに繋がる柔軟な教育課程の在り方が一層求められている。

③学校教育を通じて社会変化を牽引する人材育成を進める視点

- 生成AIが牽引する社会の急速なデジタル化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化等が同時並行的に進む中、これまでの進路動向・人材供給傾向が続けば、地域のエッセンシャルワーカーやイノベーションを牽引する専門的技術者が不足し、定型的な業務を担う事務職は余剰となるなど、大規模な「労働力需給ギャップ」も予測されている。
- こうした状況を踏まえ、各高等学校及び設置者においては、これまでの社会システムの継続を所与の前提とするのではなく、近未来の労働市場や社会の在り方も見据えつつ、学校や地域の特性を活かして探究的・実践的な学習内容を充実させるなど、教育課程を大胆に改革していくことが求められている。
- こうした視点からの学校改革は、学校教育を「起点」として、社会課題の解決や社会経済の発展等につながる動きを生み出し、同時に生徒の自己実現に繋がるものとして丁寧にデザインされることにより、①・②とも相補的なものになると考えられる（よりよい学校教育を通じてより良い社会への移行を図ることができる）。
- そうした各学校の大胆な挑戦を支援するため、文部科学省では「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」の策定や、「高等学校教育改革促進基金」の創設などに取り組んでいるところ。これらの施策が最大限の効果を発揮するためにも、各学校が特色ある教育課程を最大の「強み」として捉え、「攻め」の教育課程編成を後押しする基盤を学習指導要領等を通じて整えることが重要。

- これらの前提を踏まえつつ、研究開発学校・教育課程特例校、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）、ワールドワイドラーニング（WWL）等を通じた様々な教育課程の工夫の実践の蓄積や、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、グラデュエーション・ポリシーに基づく学校の特色化・魅力化を図るこれまでの学校改革の努力を土台として、それらをさらに実質化・発展させるための仕組みを具体的に検討する。

1 科目の柔軟な組み替えの具体的な内容・要件

(検討事項)

- 企画特別部会の論点整理においては、各学校が生徒の実態等に応じた柔軟な教育課程編成を可能とするため、必履修を含む科目の履修の一部又は全部を、一定の要件の下、同一教科の他科目や学校設定科目等で取り扱うことを可能とする方向性を示した。
- この点については、どういった要件の下、何を可能とするか具体的に検討が必要。

(科目の柔軟な組み替えで可能とする具体的な内容)

- 現在、高等学校の教科・科目は概ね以下のような類型となっている。
 - ①各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間（いわゆる共通教科・科目等）
 - ②主として専門学科において開設される各教科・科目（いわゆる専門教科・科目）
 - ③学校設定教科・科目

共通教科等				専門教科		学校設定教科
必履修科目	選択科目	学校設定科目	総合的な探究の時間	科目	学校設定科目	科目

- 各教科・科目については、原則として科目間での内容の移行・入れ替えは認められていない。一方で、教育課程特例校制度等では、内容を全て扱うことなどを前提に、複数科目間での内容の移行・入れ替えを認めており、共通教科等・専門教科・学校設定教科のいずれの教科・科目間の移行・入れ替えにも制限を設けていない。
- こうした現行制度を踏まえ、教育課程特例校のほか、研究開発学校と同様の教育課程の特例を認めているSSH、WWL事業の採択校では、

【必履修＋必履修】、【必履修＋選択】、【総探＋必履修】、【専門＋専門】

など、様々な組み合わせで教科・科目の内容の組み替えを行うとともに、各学校の教育課程の趣旨・目的に即した学校設定教科・科目を設ける等の取組が行われている。

- こうした現行の特例制度における多様な実践の蓄積も踏まえ、いずれの科目の類型間の組み合わせであっても、一定の要件の下、各学校の判断において、「各科目内容の一部または全部について他科目への移行・統合」を可能とすることについてどのように考えるか。

- これにより、各学校が生徒の実態に応じて、例えば下記のような多様な取組の展開が期待できるのではないか。

- 同一教科内の必履修科目や選択科目を一体化した科目を作り、学習内容の重複を避け余白を生み出しつつ、探究的な学びを充実
(例) 物理基礎・化学基礎・生物基礎・地学基礎を組み合わせ、「理科基礎」
化学基礎と化学を組み合わせ、「化学総合」 など
- 複数教科に属する科目を組み合わせて一体的に取り扱う科目を作り、より実社会・実生活における実践的な課題解決に繋がる学びを充実
(例) 論理国語の一部と理数探究を組み合わせ、「アカデミック・プレゼンテーション」など
- 学校の特色を活かした学校設定教科・科目と、共通教科・専門教科の内容を組み合わせることで、学校が目指す資質・能力の育成を一層充実
(例) 公共にグローバルの観点からの趣旨・内容を強化し、「グローバル公共」など
- 学び直し科目と必履修科目を組み合わせ、生徒の基礎学力保障の取組を充実
(例) 数学Ⅰに義務教育段階の学び直しを加え、「数学基礎」など

1 科目の柔軟な組み替えの具体的な内容・要件等

令和8年2月19日
教育課程部会
総則・評価特別部会
資料 1

(要件の在り方)

- 一方、高等学校学習指導要領に示す各教科・科目等の内容は、これからの社会で求められる資質・能力を効果的に育成できるよう系統性に配慮して設定されるものであり、それらの柔軟な組み替えを認めていくに当たっては、一定の要件が必要ではないか。
- 具体的には、以下の要件を設定することについてどのように考えるか。（単位数の取扱いについてはP21で検討）また、こうした要件を踏まえ、具体的にどのような科目設定は許容されないか等については、今後の各教科等WGの議論も踏まえつつ検討し、解説やQA等で整理して示すべきではないか。

(科目設定の趣旨に関わるもの)

要件① 組み替え後の科目の実施により、元の教科・科目の目標の趣旨を損なわないこと

学習指導要領で定める各科目それぞれに、当該科目として創設している趣旨・目的がある中で、科目から一部の内容を取り出し他科目に移行し分散して指導することで、当該科目の目標の趣旨を損ねる結果となることは避ける必要があるのではないかと。具体的には、例えば歴史総合は、近現代に関わる世界とその中の日本を広く相互的な視野から捉えること等を科目の目標としており、これを日本史と世界史に分割して指導することは歴史総合の目標の達成が困難となると考えられる。

(質の確保に関わるもの)

要件② 組み替え後の科目の実施を含む教育課程全体として、元の科目の履修と同様の成果が期待されること

現在においても、同様の成果が認められる場合には、
・外国の高等学校における履修をもって必修教科・科目等の履修に替える
・専門教科・科目の履修をもって必修教科・科目等の履修に替える
・理数探究基礎または理数探究の履修をもって総合的な探究の時間の履修に替える
こと等を可能としているところ。こうした点も踏まえ、元の科目の履修と同様の成果が期待できることを求めることが必要ではないか。

(説明責任に関するもの)

要件③ カリキュラム・ポリシーとの関連において、変更部分の趣旨・内容を公表して明らかにし、生徒・保護者等に説明すること

生徒が入学先を決定するに当たっては、当該学校が目指すカリキュラム・ポリシーとの関係において、科目の柔軟な組み替えの内容や趣旨が明確となることが必要であるとともに、カリキュラム編成の透明性を高めることで、不適切な取扱いがあった場合に速やかに是正を図ることができる基盤を整える必要があるのではないかと。

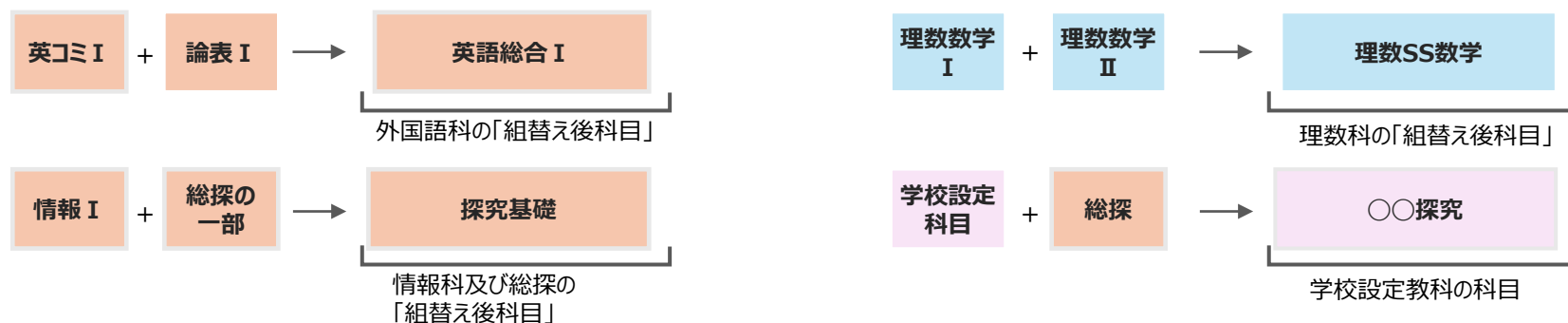
(組み替える場合を含めた内容の取扱い方)

- 企画特別部会の論点整理においては、科目の柔軟な組み替えを行う場合の元の科目の内容の取扱い方として、「元の科目の内容が適切に取り扱われていることとするか」「基礎的・基本的な事項に重点を置くなど内容を選択可能とするか」についても検討すべきと示されている。
- この点、現行制度でも、特に必要がある場合には、各教科・科目の目標の趣旨を損なわない範囲で、各教科・科目の内容について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど選択して取り扱うことを可能としている。
- この趣旨は、義務教育に比べ高等学校は学校によって生徒の実態が大きく異なることから、生徒の多様な実態を踏まえた内容の取り扱いの工夫を認めるものであり、教科・科目の柔軟な組み替えを行う場合であってもその必要性は変わらない。そのため、科目の柔軟な組み替えを行う場合、原則としては元の科目の内容が教育課程全体で適切に取り扱われることを前提としつつ、従前同様、生徒の実態を踏まえ特に必要がある場合は「基礎的・基本的な事項に重点を置くなど内容を選択して扱うことが可能」としてはどうか。
- さらに、企画特別部会においては、科目の目標の趣旨を損なわない範囲で内容を選択的に取り扱う際、「基礎的・基本的な」事項に重点を置く場合ばかりではなく、「探究的・発展的」な事項に重点を置いて選択的に取り扱う場合も考えられる旨の議論もあった。
- 今回の高等学校の単位制の柔軟化は、子供一人一人の多様性に応じるとともに、未来の社会や労働市場の在り方も見据えた改革を支えるものであることを踏まえ、「発展的・探究的な」事項に重点を置いて各科目の内容について選択的に取り扱うことも可能とする方向で検討してはどうか。なお、この際、大学入試対策に過度に傾倒した運用を防ぐ観点から留意が必要。
(例：世界史探究で(4)地球世界の課題の探究に重点を置く、英語コミュニケーションⅢで「社会的な話題」に重点を置くなど)

「組替え後科目」の性質の在り方

- 「各科目内容の一部または全部について他科目への移行・統合」を可能とした場合、内容を受け取る移行・統合先の科目及び内容を減らす移行元となる科目（以下「組替え後科目」という。）について、どのような性質の科目とするかが論点となる。
- 組替え後科目について、全て学校設定教科・科目として取り扱うことも考えられるが、その場合、組替え後科目が全て学習指導要領に定めのある共通教科・専門教科に属する科目（総合的な探究の時間を含む。以下「既存教科・科目」という。）の内容で構成されるものであったとしても学校設定教科・科目として取り扱うこととなる。そうすると、以下の課題も生じる。
 - ✓ 学校設定教科・科目は卒業に必要な単位数に含まれる上限（現行制度では20単位）が定められており、既存教科・科目の内容の組み替えを行った場合、その分学校が特色を活かして設定できる学校設定教科・科目の単位数が少なくなる
 - ✓ 現行の教育課程特例校制度では、既存教科・科目の組み替えについて単位数の上限を設けていないにもかかわらず、組替え後科目について上限設定が存在することとなる
- また、義務教育段階における調整授業時数制度の検討においては、既存教科の組み替えによる新たな教科の創設（教育課程特例校制度で可能としている取組の一般化）については時数の上限を設けない一方、学習指導要領に定めのない事項について新たな教科を創設する場合や裁量的な時間を利用する場合は、一定の時数の上限を設けることとしており、そのこととのバランスを考慮する必要がある。
- こうしたことを踏まえ、既存教科・科目の内容のみで構成される組替え後科目については、学校設定教科・科目とは区別して、「組替え後科目」等と呼称し、その単位数上限は設けないことするとともに、組替え後科目が学校設定教科・科目の内容を含む場合のみ、学校設定教科・科目として取り扱うこととしてはどうか。
- なお、組替え後科目が必修教科・科目を含む場合であれば、当該科目は必修として取り扱うこととしてはどうか。

（現行の特例校での事例等を踏まえた具体的な適用例）※赤枠は必修であることを示す



2 単位の計算方法の見直し

令和8年2月19日
教育課程部会
総則・評価特別部会
資料 1

(単位計算の方法の見直し)

- 高等学校は単位制を採用しており、**50分の授業を1単位時間(コマ)とし、35コマの授業をもって1単位として計算することを標準**とし、これに基づいて各教科等の履修単位数を決定したり、修得単位の認定を行う仕組みとなっている。
- こうした仕組みは、生徒の多様な科目選択が可能な高等学校において、卒業に必要な履修科目の組み合わせや学習量の計算が煩雑となるのを避け、学校としても教育課程編成が容易となるというメリットもある一方、以下のような課題もある。
 - ✓ 各科目についてきめ細かな学習時間の調整ができない
 - ✓ 35コマ未満のコンパクトな学習内容は単位として認定できない
 - ✓ 学期ごとに柔軟に科目の履修選択を認めるといったことは難しい
- こうした課題は、①で検討したような科目の柔軟な組み替えを可能としたり、生徒の多様なニーズに応じた丁寧な学習量調整を行うことができるようにしていくことを可能としていくに当たっては、大きな課題となりうる。こうしたことなどを踏まえ、企画特別部会では、**1単位を細分化(半期での学習をもって1単位と認定。卒業に必要な単位は74単位から148単位となる。)**する方針を示したところ。
- その際、現在は35コマの授業をもって1単位として計算しているところ、**単位を細分化する場合に1単位をどのように計算するかが課題**となる。(具体的には、1単位に必要な単位授業時間を17コマとするのか18コマとするのか)
- この点、高等学校は、高等学校入試への対応が必要なことや、高3の大学入試のために、実質的に授業ができない日もあり、授業日数が義務教育段階よりやや少ない一方、多くの週当たりコマ数を実施している実態に留意が必要。そうした構造の中で、学校行事や祝日等により各教科等の授業が実施できなかった場合に、振替や追加の授業等により年間で35コマの確保に困難が生じやすい実態もある。
- こうした中で、1単位を18コマで計算し、実質的に単位認定に必要な授業時間数が1コマ増加することは、現場の実態と乖離し、運用が困難となる恐れがある。したがって、今般1単位の計算方法を細分化するに当たっては、**50分×17コマの授業をもって1単位とすることを標準**としてはどうか。

※以後便宜的に、現行の単位計算によるものを○単位、細分化された新たな単位計算によるものを○新単位と記載。

- なお、その場合、現在1年間で35単位時間で指導する内容を**34単位時間を標準として指導することとなるが、このことも踏まえた教科用図書の分量**となるよう、**義務教育段階と同様に教科用図書の精選**等を図っていく必要があるのではないかと。

(3学期制との関係)

- 企画特別部会の論点整理以後、今回の1単位の計算方法の細分化については、(1単位：週1コマ×半期)との記載があったことも踏まえ、**2学期制への移行を前提とした仕組みとなるのではないかと**の声も聞かれたところ。
- この点について、2学期制を採用している場合は、前期・後期それぞれの授業時間と単位認定に必要な授業時間(1単位17コマ)を揃えやすく、**通年のみならず、前期・後期それぞれで柔軟に科目選択の機会を提供することがしやすくなるなどのメリット**はある。
- しかしながら、**新単位による履修単位数を2の倍数とすることにより、従前と同様の単位数で便宜上運用することも可能**であり、3学期制の場合のデメリットとなるものではない。加えて、3学期制である場合でも**2週に1度の授業を設ける等により、新単位を活用した科目設定も可能**であり、**2学期制への移行を前提としたものではないことに留意**が必要。

(単位授業時間の柔軟な設定との関係)

- 高等学校が単位授業時間の柔軟な見直しを行いたいと考えた場合、例えば50分授業で45分授業にして同じ授業コマ数とすると、4単位の科目は10%程度授業時数が減少する(結果、3.6単位分の学習となる)ところ、これまでは端数を切り捨てて「3単位」分の認定しかできなかったため、**単位認定の取りこぼしが生じるため、広がり欠いた面があった**。この点、新単位制度は、きめ細かな単位認定が可能となることから、**単位授業時間の柔軟な設定を容易にする効果も見込めるため、そうした運用例も示していくことが考えられるのではないかと。**

3 各科目の単位数の一層柔軟な設定

(共通教科・科目の単位数)

- 現行学習指導要領では、共通教科・科目及び総合的な探究の時間について標準単位数を定めるとともに、標準より増加して履修単位を設定する場合（増単）や、標準より減じて履修単位を設定する場合（減単）の条件を解説において整理している。

	増単	減単
必履修教科・科目	増単できる場合の例示 ・ 基礎的な学習内容の定着 ・ 理解が難しい科目の十分な習得 ・ 特定の技能等の反復・習熟	○原則減単できない ○いずれの条件も満たす場合のみ減単可能 ・ 短い時数で科目の目標を実現可能 ・ 生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し特に必要がある場合 ○標準単位数が2単位である場合は減単不可
それ以外		○原則減単できない ○以下のいずれかの場合のみ減単可能 ・ 短い時数で教科・科目の目標を実現可能 ・ 教科・科目の特質から一部の内容項目を取り上げることとも可能である旨規定されており、実態に応じやむを得ない場合

- 今回、義務教育段階については、調整授業時数制度を導入し、標準授業時数から一定の割合で減じて授業時数を設定できることとする方向で検討が進んでいる（減ずることで35コマ未満となる教科を除く）。
- 義務教育段階においてこうした検討が進んでいる中、高等学校についても、①で議論した科目の内容の柔軟な組み替えや、②で検討した単位数の計算方法の見直しを実効性あるものとしていくためには、より一層生徒の実態や各学校の教育課程編成のねらい等に応じて柔軟に学習時間を調整できる仕組みとしていく必要があるのではないかと。
- この点について企画特別部会の論点整理においては、「複数科目を一体的に指導する場合、履修単位数を標準より減らすことも可能とすべき」としているが、組替え後科目を含め、各科目の履修単位数の調整の在り方をどうするか課題となる。

(減単に関する基本的な考え方の見直し)

- 標準単位数は、当該科目の目標を達成し、学習指導要領の内容を無理なく指導するのに適切な時間として設定しているものであり、引き続き、**標準の通りに履修単位を設定することを原則とすることに一定の意義があると考えられる。**

- 一方、生徒の多様な実態や、学校の教育課程編成のねらいに応じた様々な教育活動を実現し、教育課程全体として生徒の資質・能力を効果的に育成するために必要であると考えられる場合は、カリキュラム・マネジメントの一環として共通教科の時数を減じ、必要な教育活動を実施するための余白を創出することができるようにすることは意義が大きい。
- したがって、**減単の基本的な考え方として「原則不可」とすることを改め、生徒の実態及び教育課程全体を通じた資質・能力の育成に資すると認められる場合は、一定の限度の下で可能であるという考え方を基本**としてはどうか。

(2単位の必履修科目の減単について)

- 現在必履修科目については、標準単位数が2単位である場合は単位数を減じることとはできないとしているが、これは2単位から単位数を減じた場合1単位となってしまう、半分の時数で目標の実現を図ることは困難と考えてきたことによる。
- 一方、今回単位の計算方法の見直しによって、2単位科目については4新単位となり、例えば3新単位に減単すると授業時数としては25%の減となる。現在、特に必要がある場合は3単位の科目を2単位に減単する（約33%減）ことを可能としている中であって、25%の減を不可とする理由に乏しいことから、**現在減単を不可としている標準が2単位の必履修科目についても、1新単位の範囲内で減単を認める**こととしてはどうか。
- しかし、例えば、大学入試に課されない教科が削減され、普通教育としての教育課程のバランスが確保できなくなるといったことを避ける必要がある。このため、それぞれの「教科」について教科目標を達成する必要最低限の時数は確保できるよう、**各必履修「教科」に係る科目の履修単位数の合計が3新単位以下となる減単は不可**としてはどうか。（現行単位を前提にすれば、公共、芸術（音楽Ⅰ or 美術Ⅰ or 工芸Ⅰ or 書道Ⅰ）、情報Ⅰ、家庭基礎が減単不可）
- こうした考え方を基本とした上で、**各教科等WGにおける科目構成の在り方や、標準単位数の議論の結果も踏まえ、各科目について減単可能な上限を定める**こととしてはどうか。
- なお、一方組替え後科目の内訳に着目すると、実態上どの時間が必履修科目相当で、どの時間がそれ以外の科目相当か明確な区別が難しいことが想定され、一定の考え方を示す必要がある。このため、組換え前の科目の「減単可能な上限」の考え方を踏まえて、「組替え後科目」の必要単位数を設定すべきではないか。（例えば、生物基礎と生物を組み合わせると組替え後科目とした場合、生物基礎で3新単位分＋生物で6新単位分などそれぞれの科目で設定可能な範囲で設定し、その合計で組替え後科目の単位を設定することが想定される。（この場合9新単位））

(検討の前提)

- 企画特別部会の論点整理では、「入学時点で高度な外国語の運用能力を有していることが外部試験で明らかの場合など、社会的信頼性が確立している基準により、特定の必修教科・科目について既にその内容を十分に修得していると判断できる生徒が在籍する場合には、一定の要件の下、各学校や教育委員会の判断により、当該教科・科目の履修を免除可能とする仕組みを整えるべき」とされており、履修免除した場合の対応として、以下の方向性が示されているところ。

「履修を免除する場合、別の学習をもって当該科目の履修に替えることとする方向で検討すべき。その際、例えば以下の例など履修の振り替え先について整理すべき

- 当該科目の属する教科の上位科目
- 学校設定科目
- 学校外学修の単位認定の履修に替えることを認めてはどうか

(例えばCEFRB2相当の生徒は英語コミュⅠを免除し英コミュⅢや学校設定科目の履修を可能とする、CEFR C1以上の生徒は大学の講義等の単位認定で替えるなど)

- こうしたことを踏まえつつ、制度の在り方について更なる具体化の検討が必要となる。

(必修科目の履修免除の要件)

- 現在高等学校では、多様な学校外学修の成果を認める一環で、学教法施行規則第98条第2号に基づき、在学中に外部検定等の「知識及び技能に関する審査（以下「技能審査」という。）」を受けた場合の学修成果を単位認定可能(36単位まで)。
- 一方、各教科・科目が育成を目指す資質・能力は「知識及び技能」のみならず「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」を含むため、特に「知識及び技能」以外の資質・能力については外部試験の結果のみをもって育成状況を証することが難しい側面もある。
- 同様に、今回の履修免除・振替の仕組みについても、特定の外部試験の合格が、相当する必修科目（以下「免除科目」という。）が育成を目指す資質・能力の全体を担保することを証することは困難であるという前提で、検討する必要がある。
- 以上を踏まえれば、外部試験はあくまで免除科目の資質・能力を部分的に証するものであるものの、その活用により、当該科目が属する教科全体の目標を効果的に実現するとともに、対象生徒の資質・能力を教育課程全体で豊かに育む観点から免除科目及び振替先の科目等（以下「振替科目等」という。）の設定をすべきであり、こうした観点からバランスのある制度設計が必要。こうした視点から、今般の履修免除・振替については次の3つの要件をいずれも満たす場合に対象としてはどうか。
- その際、もとより履修免除・振替を可能とするのは、免除科目の資質・能力を十分に上回る水準で身に付けている場合には、他の選択肢を当該生徒に提供できるようにすることが有意義であるためであり、単に相当する資質・能力を身に付けていれば自動的に免除・振替を可能とすることを目的とするものではないことに留意する必要があるのではないかな。

【科目の履修免除の要件】

- ① 高等学校教育との関連において社会的信頼性が確立している外部試験の合格により、免除科目の知識及び技能が概ね習得されていると判断し得ること **(外部試験の性質の観点)**
- ② 免除科目において育成を目指す資質・能力全体について、振替科目等の履修によって、当該教科の目標の達成に向けて発展的に育成可能であり、総合的な代替性が認められること **(免除科目と振替科目の代替性の観点)**
- ③ 当該生徒の実態や希望を踏まえ、必修科目を選択科目等の履修に振り替える方が、資質・能力の育成の観点で大きく上回る成果が期待できること **(資質能力の育成における比較優位の観点)**

(要件を踏まえた具体的な運用)

【対象となる免除科目・外部試験の在り方】

- 以上の要件を踏まえた場合、まず、具体的にどの外部試験によりどの科目を対象と示す必要がある。
- その際の基本的な考え方として、本制度は必修科目の履修を免除するという高等学校教育の共通性に関わる新たな仕組みであることから、制度の悪用・濫用を防ぎつつ慎重に制度設計を行う必要がある。そのため、これまでに学校現場で十分な活用実績があり、他の教育制度との関係で既に位置づけがあるなど、当面、十分な合理性が認められるものに限りスタートすることが適当ではないか。
- この点、要件①の「社会的信頼性が確立している外部試験の合格により、免除科目の知識及び技能が概ね習得されていると判断し得る」という視点を踏まえると、まず英語の外部試験の活用が考えられる。英語に関しては、国際的に通用する英語運用能力に関する尺度であるCEFRに対応した外部試験等が複数あり、文部科学省としてCEFRレベルを外国語教育の目標値ともしていることも踏まえると、複数の外部試験が該当すると考えられる状況にある。
- また、数学についても、年間30万人程度が受験するなど社会に広く普及し、各高等学校が積極的な受験を通じて学力向上の契機としている外部試験が存在している状況にある。

- また、英語・数学については、こうした社会的信頼性と十分な実績を有する外部試験が存在するのみならず、これらの外部試験は、高卒認定試験の試験科目免除の対象として組み入れられているなど、高等学校における資質・能力の育成との関係が一定程度認められている状況にある。

※高卒認定試験は大学・短大・専門学校の受験資格を与えるに足る水準の学力を認定する制度である。一方、今般検討している制度は、必履修科目を免除し、より発展的な科目等への振替を認めようとするものであり、趣旨が大きく異なる。このため、対象とすべき外部試験の種類や、免除に必要な級の水準等については、高卒認定試験をそのまま適用することは適当でなく、別途慎重な検討が必要であることに留意。

- また要件②の「免除科目において育成を目指す資質・能力全体について、振替科目等の履修によって、当該教科の目標の達成に向けて発展的に育成可能であり、総合的な代替性が認められる」かという視点においても、英語と数学については、教科の性質上、選択科目やその内容を含む学校設定教科・科目等の履修の中で、必要に応じて必履修科目の理解を補いつつ、発展的に目標の達成に向けて指導を行っていくことが可能と考えられ、①や③の要件を満たす状況であれば、総合的に代替性が認められる。

※例：英コミⅠと英コミⅡ・Ⅲなどの選択科目は取り扱う内容のほとんどは共通しており目標の水準で差を設けているため、選択科目中で英コミⅠの内容も含め発展的に指導することも可能であるし、数学Ⅱにおいても例えば微分・積分の学習の中で数学Ⅰにおける二次関数に関連する資質・能力を含め発展的に指導することが可能

- これらの視点を総合的に鑑みて、まずは外国語と数学の必履修科目について、外部試験を活用した免除・振替の制度運用を開始していくことを念頭に検討を進めることとし、具体的な外部試験の種類や、履修免除を認める際に必要な級の水準、振替科目等（上位科目以外の学校設定科目や学校外学修のイメージを含む）については、外国語WG及び算数・数学WGにおいて具体的な議論を進め、解説等で具体的に定めることとしてはどうか。

- なお、今回の免除の仕組みは、主に入学前に、既に免除科目が目指す資質・能力を大きく上回る水準で身に付けている生徒を念頭に置いたものであるが、不登校や病気等何らかの事情で学校に来ることが一時的に困難となり、必履修科目の単位を取得できなかった生徒など、入学後に外部試験等による必履修科目の代替を希望するケースも一定数存在すると考えられる。今後の具体的な外部試験の種類や、履修免除を認める際に必要な級の水準等の検討に当たっては、こうしたケースの存在も踏まえ検討すべきではないか。

【必履修科目を免除した場合の振替科目等の在り方】

- 要件を満たし、必履修科目を免除することが適当であると認められる場合、企画特別部会の論点整理では、振替え先の学習として、以下の3つを挙げている。
 - 当該科目の属する教科の上位科目
 - 学校設定科目
 - 学校外学修の単位認定の履修
- 今般検討した要件②に鑑みると、上記のうち学校設定科目及び学校外学修の単位認定に振り替える場合についても、当該免除科目と無関係なもの（英コミⅠを免除し、芸術系教科に振り替える等）ではなく、あくまで必履修科目が属する教科の目標の達成に向けた発展的な学習が可能な内容とすべきことに留意する必要があるのではないか。
- その場合の単位数の在り方としては、今般の仕組みは高等学校入学前の学習の成果を認めるものであり、高等学校卒業に必要な学習量を減じさせる趣旨ではないことから、免除科目の単位数と同じ単位数について、振替科目等で修得する必要があるのではないか。

① 学校設定教科・科目の単位数

- 企画特別部会の論点整理では、柔軟な教育課程編成を後押しするため、普通教育を主とする学科における「卒業までに修得させる単位数に含められる学校設定科目等に係る修得単位数」を増やすことの適否、増やす場合の上限をどう考えるか（現行は20単位まで）を検討すべきとされているところ。（専門学科においては現在でも上限なし）
- これまで①～③で検討してきた柔軟な単位制度を活用した場合、学校設定教科・科目を用いた科目設定上の工夫が一層進むことが想定される（※）ため、「卒業までに修得させる単位数に含められる学校設定科目等に係る修得単位数」を増やすこととしてはどうか。

（※）

①で検討した単位数の柔軟化を可能とする中では、例えば必履修科目と学校設定科目等を組み合わせて組替え後科目を作るというケースが考えられる。一方で、そうした内容の統合により、組替え後科目の履修単位数が大きくなり、生徒によっては選択の幅が狭くなってしまう場合も考えられるため、現行の選択科目の一部を分割し重点的に履修できるようにしたいというニーズも存在すると考えられる。

（例）近現代を扱う歴史総合を学んだ後、古代・中世史を深めたい生徒に向けて、に日本史探究と重複する部分を含みつつ、特に探究的・発展的に履修させる科目を設ける等

・こうした場合、選択科目の一部を重点的に履修する科目は学校設定教科・科目として取り扱うこととなる（単に選択科目の一部のみを切り出すと、当該科目の目標の趣旨が実現困難になると整理されるため）

・このような生徒の豊かな選択肢の存在を重視した学校設定教科・科目の開設を積極的に行うこととすると、学校設定教科・科目の単位数が多くなることが想定され、本来設定しなかった独自の学校設定教科・科目を創設する幅が小さくなることも懸念される。

- その場合、どの程度まで増やすこととするかが課題となるが、「普通教育を主とする」という学科の性質と、学校の多様な教育課程編成上の工夫を可能とするという政策目的のバランスを考えて設定する必要がある。

- 「普通教育を主とする学科」については、普通科の特色化・魅力化を図る観点から多様な学科の設置を認める制度改正を行ってきており、令和4年度からは、以下の4類型で学科の設置が可能となっている。そのうち、新たな創設された3学科については、「その他普通教育を主とする学科」として、学校設定教科・科目の設置等を通じた特色ある教育課程編成を求めている。

① 普通科

② 学際領域学科

③ 地域社会学科

④ その他普通科

「その他普通教育を主とする学科」

・特色に応じた学校設定教科・科目を2単位以上設け、学校設定教科・科目と総探を各年次にわたり合計6単位以上履修させる必要

（「普通科」における上限について）

- 「普通科」については、普通教育の実施を特にその教育課程の中心に据えた学科であり、必履修教科・科目及び総合的な探究の時間の合計38単位を終えた後、一定の範囲で共通教科・科目の選択科目の履修を進めていくことが前提となる。
- そのため、卒業に必要な単位数（74単位）から必履修教科・科目に必要な38単位を除いた全てを学校設定教科・科目に充てて良いとすることは、かえって「普通科」としての特色を発揮できないことも考えられるため、卒業に必要な単位数の4割程度にあたる28単位を学校設定教科・科目の上限とすることを念頭に検討してはどうか。

（「その他普通教育を主とする学科」における上限について）

- 「地域社会学科」等の「その他普通教育を主とする学科」については、普通教育に加え、学校設定教科・科目等の開設・履修により特色ある教育課程編成を求めていることから、必然的に「普通科」と比較して学校設定教科・科目の履修単位数は増えることが想定される。
- その趣旨を踏まえ、「その他普通教育を主とする学科」については卒業に必要な単位数（74単位）から必履修教科・科目に必要な38単位を除いた全て（36単位）を学校設定教科・科目に充てて良いこととすることを念頭に検討してはどうか。

（※）現行でも、例えば留学・学校間連携、ボランティア活動等の学校外学修の単位認定については、合わせて36単位までという上限が設定されているほか、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの認定校については、教育課程の特例として、学校設定教科・科目を36単位まで卒業単位に含めることが可能とされている

①学校設定教科・科目の単位数（続き）

- なお、今般の教科・科目の柔軟な組み替えを可能とする仕組みの創設や、学校設定教科・科目の単位数上限の見直しは、生徒の多様性に応じるとともに、未来の社会や労働市場の在り方も見据えた各高等学校の改革を支えるために行うものであることや、今般「組替え後科目」と「学校設定科目」の概念整理を行ったことも踏まえ、特定の既存教科・科目の内容を一層網羅的に扱うような学校設定教科・科目の開設を促す趣旨ではないことを明確に示していくべきではないか。
- こうした点も含め、今般の学校設定教科・科目の上限拡大に合わせ、学校設定教科・科目の設定が各教育委員会や学校で円滑に行われるよう、設定に当たっての基本的な考え方を示していくことは効果的ではないか。

②週当たり授業時数の標準（30コマ）

- 現在、高等学校卒業に必要な単位数は74単位だが、週当たりの授業時数は30単位時間を標準としている規定とも相まって、3年間で90単位以上の履修が一般的となっている。
- 今後、単位制の柔軟化等を通じて、各生徒の多様な実態の違いに応える学習活動や、例えば、本格的な「デュアルシステム」の導入など、学校の特色等を活かした探究的・実践的な学びを充実させていくにあたり、授業を集中的に行う時期と生徒がそれぞれのニーズや探究課題等に応じて主体的に学習することができる余白のある時期のメリハリをつけるなど、年間を通じた柔軟なスケジュール編成も重要となってくることが考えられる。
- こうしたことも踏まえ、企画特別部会の論点整理では、「生徒の学校生活に余白を生み、個々の進路希望や心身の状態などに応じて柔軟な学習や活動ができるようにする観点から、週当たり授業時数の標準（週30コマ）について、示さないこととする方向で検討すべき」とされており、週当たり授業時数の標準については、示さないこととしてはどうか。

③授業週数の標準（35週）の在り方

- 現在高等学校の全日制の授業週数については、「各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とする」と定めている。今般、義務教育段階においては、学校の授業日数の実態（中学校で平均202日程度）に合わせて年間授業週数を「40週を標準」とする方向で検討しているが、高等学校学校段階の示し方を確認しておく必要がある。
- この点、高等学校については、以下のような状況もあることを踏まえると、標準と実態の大きな乖離があるとは言えず、現在の示し方に妥当性があることから、引き続き授業週数の標準を35週とすることについてどのように考えるか。
 - 授業日数が200日未満の全日制高等学校が7割以上であり、学科の特性等によっては180日（36週）以下という場合もあるなど、小中学校よりも総授業日数が少なく（※）、また学校による差が大きい現状
（※）小中学校ともに200日以下は約3割
 - 高等学校における「35週」の標準の対象は各教科・科目やホームルーム活動の授業を行う日（年間を通じて実施が必要な共通部分）であり、学校設定教科や総合的な探究の時間等は含まれていないため、引き続き、義務教育段階よりも少ない週数で設定することが適切

④継続的な事例創出と今後の柔軟な検討

- 義務教育段階における調整授業時数制度の設計に当たっては、授業時数特例制度や研究開発学校等を通じた事例の蓄積があった他、「サキドリ研究校事業」等を通じた積極的な事例創出を通じて、制度開始後の円滑な実施を支えることとしている。
- この点高等学校については、令和8年度から研究開発学校制度を用いて単位制の柔軟化に取り組む学校の実践研究を進める予定であるものの、義務教育段階に比べて事例の蓄積が少なく、詳細な制度設計にあたっては、生じうる課題等についても一層研究を進めていく必要がある。
- そのため、研究開発学校における研究状況や、①～④に示した提案を踏まえた現場の声などを踏まえつつ、必要な要件の在り方や課題への対応等の制度の具体的な設計については、通信制等の課程の違いにより生じうる固有の検討事項を含め、引き続き柔軟に検討を進めるとともに、高等学校学習指導要領の施行に向けては、義務教育段階の「サキドリ研究校」事業も参考としつつ、何らかの形で各都道府県が事例創出に取り組める仕組みを整えるべきではないか。

6

国・都道府県、各学校による教育課程の質確保のための仕組みの在り方

- ①～④にて検討した単位制の大幅な柔軟化は、多様な生徒一人一人に応じる学習の充実や、これからの社会変化を牽引する各学校の大胆な教育課程編成を支えるものであるが、高等学校教育の質低下を招いたり、大学入試対策に過度に傾倒した運用を防ぐ観点から、国や都道府県（高等学校を設置する市町村を含む）、各高等学校がそれぞれ効果的な取組となるよう積極的な役割を果たすとともに、適切ではない取組の実施を防ぎ、仮にそうした取組があった場合には、改善を図ることができるよう質を確保するための仕組みを設けることが必要。

(1. 文部科学省)

- 研究開発学校や、その研究成果を踏まえた事例創出の取組等を通じて、参照可能な実践事例を幅広く創出し、各教育委員会等に情報提供
- 制度実施後は「教育課程編成・実施状況調査」により制度の活用状況等や実践事例を定期的に把握・公表するとともに、必要な制度の改善等を行う
- 各都道府県・指定都市の指導主事等に向けた研究会・協議会を定期的を開催する中で、好事例・不適切と考えられる事例等について周知
- 上記の状況把握の中で、不適切な運用実態を把握した場合には、都道府県教育委員会や私立学校担当部局等に対し、地教行法等に基づく指導や助言を行い、速やかな改善を図る

(2. 都道府県（私立学校担当の首長部局を含む）、高等学校を設置する市町村)

- 研究開発学校や文部科学省の事例創出の取組の成果、「教育課程編成・実施状況調査」の調査結果、国が開催する研究会・協議会等を踏まえ、質の高い実践が可能となるよう各学校に必要な情報提供
- 各学校に提出を求めている教育課程編成届において、単位制の柔軟化を活用した組替え後科目、学校設定教科・科目等の状況と要件適合性について記載を求める
- 日々の指導・助言や計画訪問等を通じて、管内の高等学校の取組状況に関する実態把握を行い、他自治体での取組等も参考にしつつ、必要に応じて指導・助言や伴走支援を行うとともに、不適切な運用があった場合には速やかに是正を図る（首長部局の場合は、助言等を行うなどにより、速やかな改善を図る）
- 都道府県においては、私立学校に対しては私立学校担当部局を通じ、域内の市町村立高等学校に対しては設置する市町村を通じて、都道府県立学校と同様の情報を展開しつつ、3.に基づいて域内の他設置者の高等学校が公表する教育課程編成の状況についても収集・共有するとともに、各高等学校に公立学校担当向け研修への参加を積極的に促すなど、域内の高等学校における実践の質の向上に取り組む（首長部局は、都道府県教育委員会に助言または援助を求めることができる）

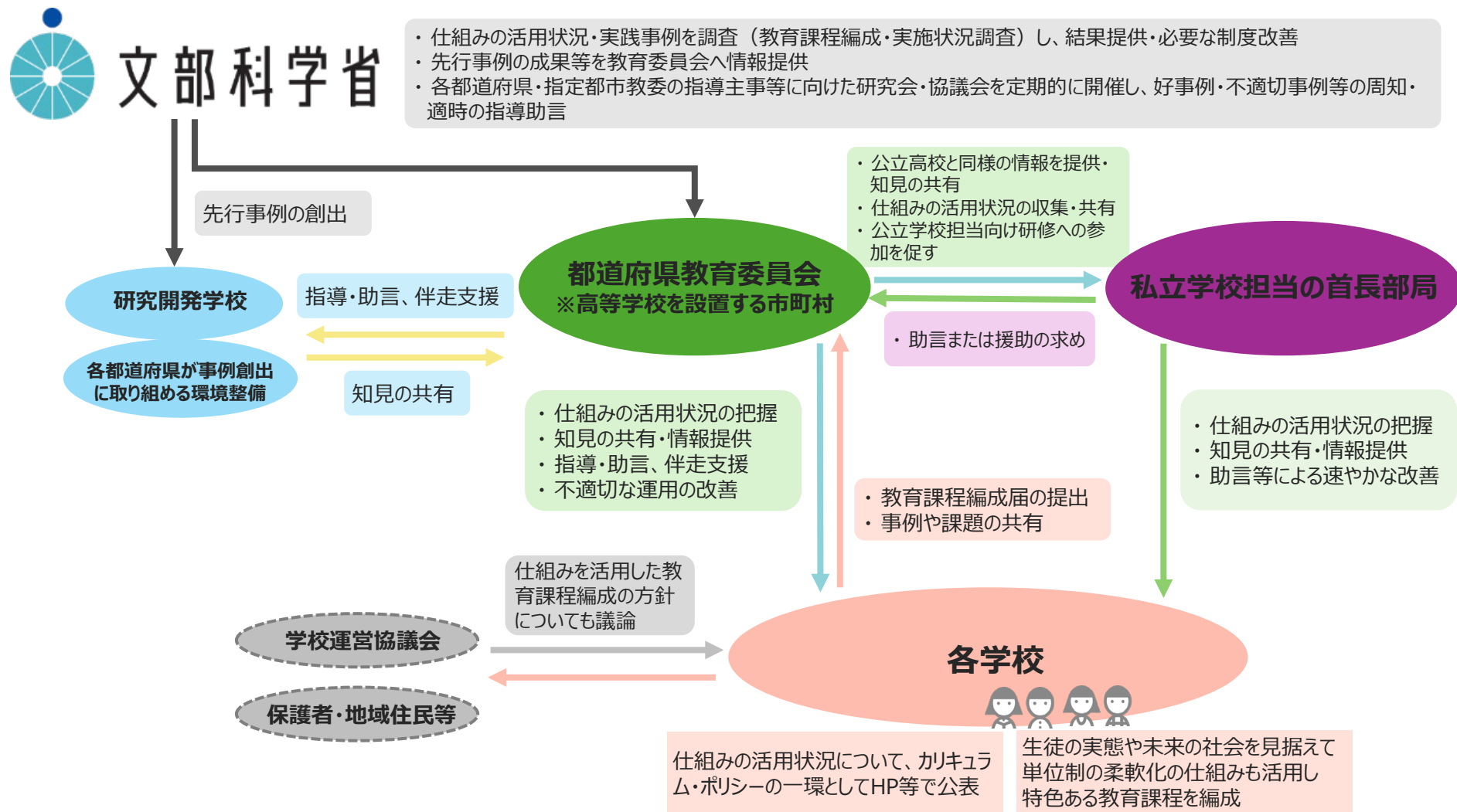
(3. 各学校)

- 今般の単位制の柔軟化の仕組みを活用した教育課程編成の状況等について、カリキュラム・ポリシーの一環としてHPへ公表する
- 学校運営協議会を設置している場合は、教育課程編成の基本的な方針について承認を受けるに際しては、単位制の柔軟化の仕組みを活用した教育課程編成の方針についても議論する

単位制の柔軟化に係る教育課程の質確保のための仕組みの全体像

令和8年2月19日
教育課程部会
総則・評価特別部会
資料 1

- ①～④にて検討した単位制の大幅な柔軟化は、多様な生徒一人一人に応じる学習の充実や、これからの社会変化を牽引する各学校の大胆な教育課程編成を支えるものであるが、高等学校教育の質低下を招いたり、大学入試対策に過度に傾倒した運用を防ぐ観点から、国や都道府県（高等学校を設置する市町村を含む）、各高等学校がそれぞれ効果的な取組となるよう積極的な役割を果たすとともに、適切ではない取組の実施を防ぎ、仮にそうした取組があった場合には、改善を図ることができるよう質を確保するための仕組みを設けることが必要。

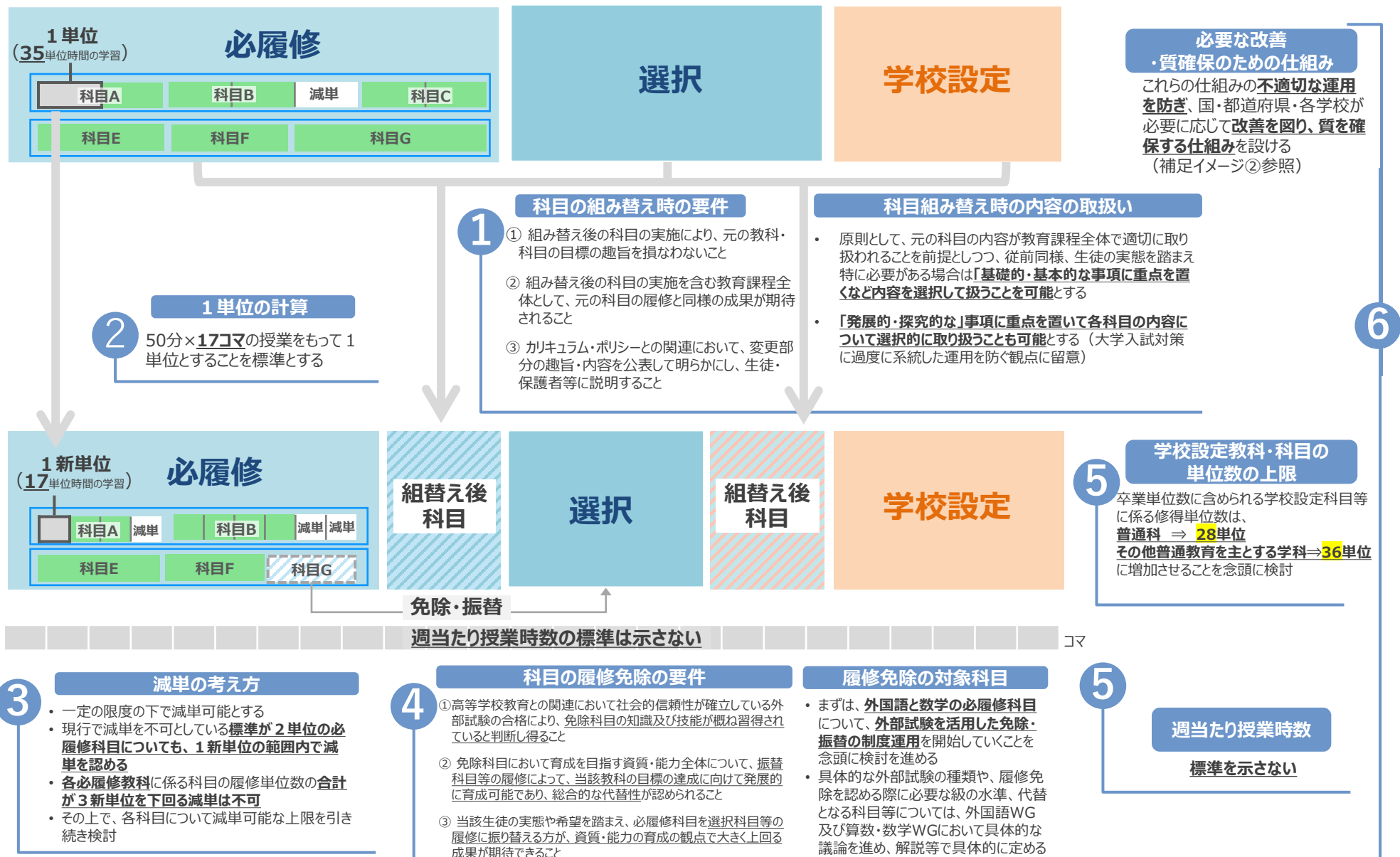


高等学校の教育課程の柔軟化の仕組みの方向性（イメージ）

令和8年2月19日
教育課程部会
総則・評価特別部会
資料 1

（週当たり授業コマ数）

1 2 3 ... 28 29 30 コマ





議題

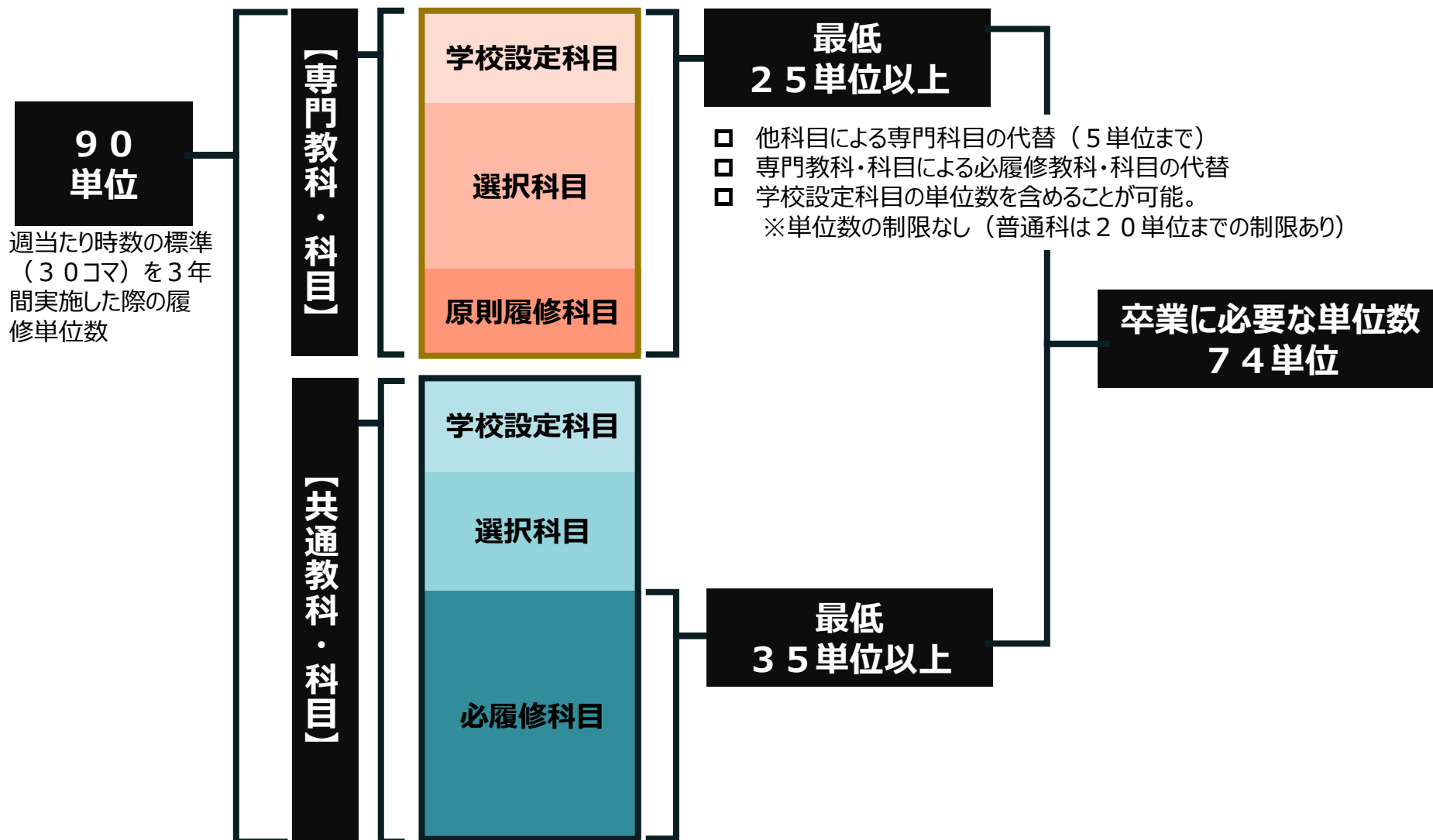
高等学校における科目の柔軟な組み替えを可能とする仕組みを前提とした場合の、専門高校における、考えられる教育課程・学習指導の在り方について。

また、専門高校における教育課程の柔軟化に伴って生じうる課題とそれを防ぐための運用の在り方。



現行学習指導要領における専門学科の教育課程の編成について

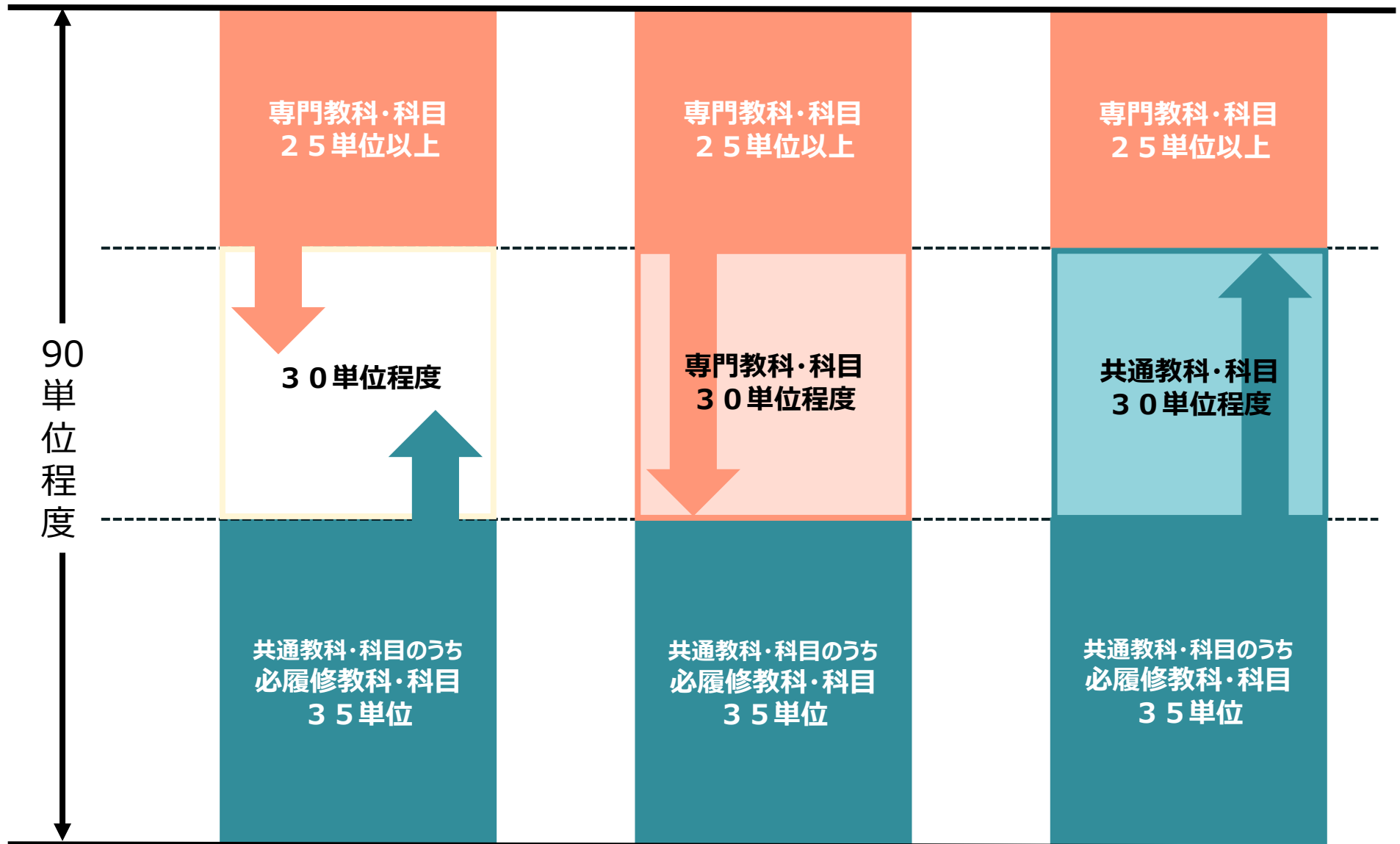
- 高等学校における卒業までに必要な単位数は74単位。そのうち必修科目は最低38単位（35単位まで減可）。
- 専門高校においては、専門教科を25単位以上履修することを要件としている。



専門学科の教育課程編成のイメージ

〔 専門教科・科目を
多く履修するパターン 〕

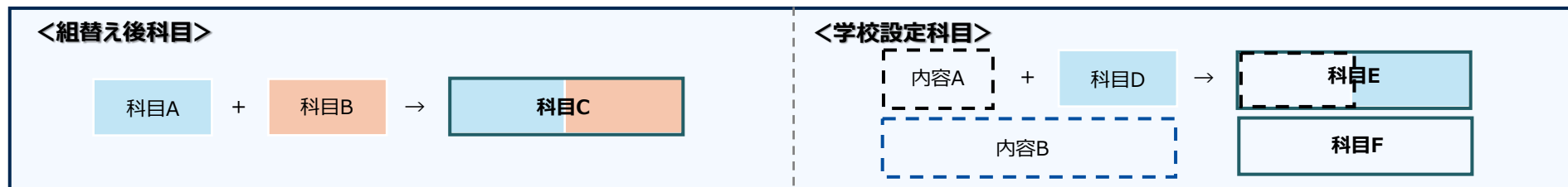
〔 共通教科・科目を
多く履修するパターン 〕



※単位数は分かりやすさのため単純化している。実際は特別活動や専門科目による必修科目の代替等があるためもう少し複雑となる。

【検討の前提】

- 総則・評価特別部会において、科目の柔軟な組み替えについては、**多様性・共通性の双方を重視しつつ特色化・魅力化を推進する視点**、**多様な生徒一人一人に応じる視点**、**学校教育を通じて社会変化を牽引する人材育成を進める視点**から検討されているものである。
- 総則・評価特別部会においては、「既存教科・科目の内容のみで構成される」場合は「組替え後科目」として、「学校設定教科・科目の内容を含む」場合は「学校設定教科・科目」として整理することとしている。（以下、イメージ参照）

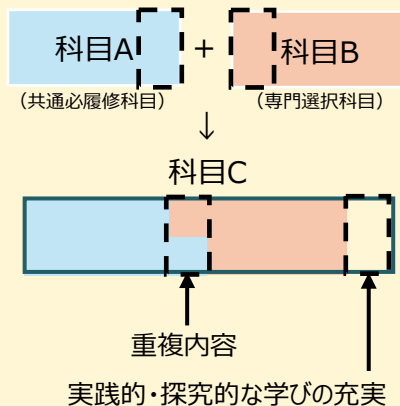


- このことを、例えば、総則・評価特別部会の資料（本資料のP3）で多様な展開として示された例に当てはめると、以下のように整理できる。（多様な取組の展開の例）

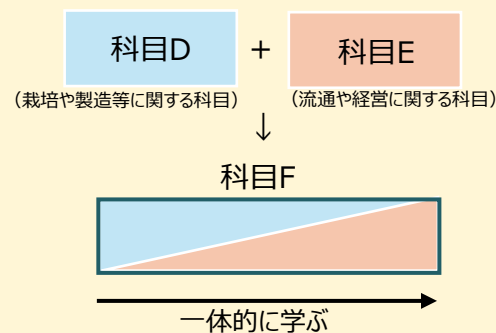
- ・ 同一教科内の必修科目や選択科目を一体化した科目を作り、学習内容の重複を避け余白を生み出しつつ、探究的な学びを充実する例
- ・ 複数教科に属する科目を組み合わせる一体的に取り扱う科目を作り、より実社会・実生活における実践的な課題解決につながる学びを充実する例
- ・ 学校の特色を活かした学校設定教科・科目と、共通教科・専門教科の内容を組み合わせることで、学校が目指す資質・能力の育成を一層充実する例
- ・ 学び直し科目と必修科目を組み合わせることで、生徒の基礎学力保障の取組を充実する例

（イメージ） ※イメージであり、実際は様々な組み合わせが考えられる。

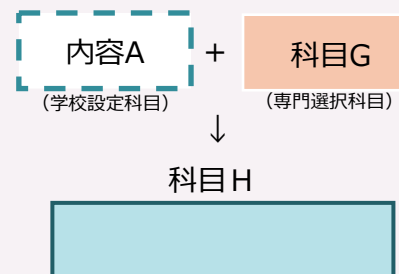
① 学習内容の重複を避け余白を生み出しつつ、探究的な学びの充実を図ろうとする例のイメージ



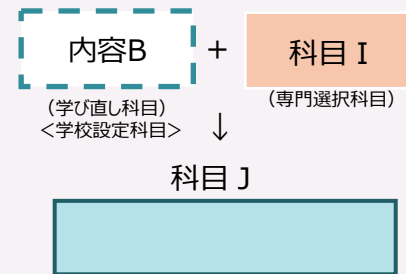
② より実社会・実生活における実践的な課題解決につながる学びを充実しようとする例のイメージ



③ 学校が目指す資質・能力の育成を一層充実しようとする例のイメージ



④ 生徒の基礎学力保障の取組を充実しようとする例のイメージ

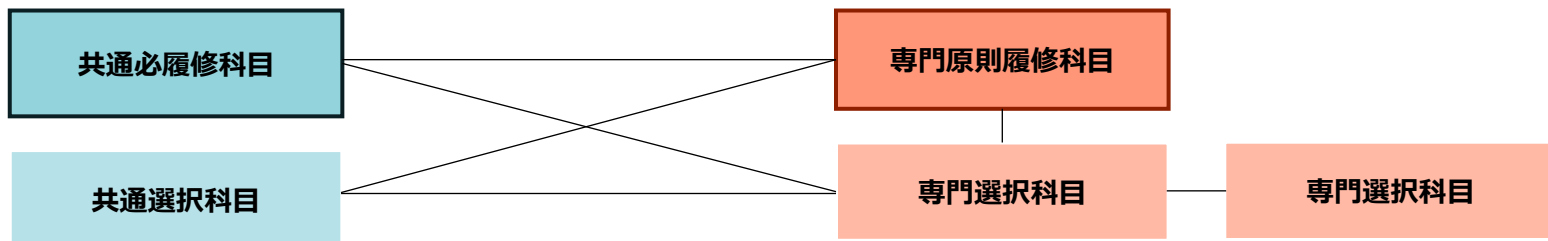




具体的な検討の方向性

- 専門科目の組み替えの可能性は、以下のとおりのパターンが考えられる。

※なお、共通科目同士の組み替えも考えられるが、産業教育WGにおいては検討の対象とはしない。



- また、上記の組み替えのパターンに加え、専門科目については、専門高校はもちろんのこと、普通科高校、総合学科高校等においても開設されるものであり、前提として、それぞれ科目を開設しようとする高校のスクールポリシーや教育課程の編成方針等に基づき、当該組み替え後の科目が適切に設定されるべきものであるが、ここでは特に、専門高校において専門科目を組み替える場合に、総則・評価特別部会（本資料P4）で示す要件設定に加え、安易な組み替えが起こらないよう、また、組み替えの趣旨を踏まえ適切な運用を図ることで、より特色化・魅力化を図ることができるよう、別途配慮事項を解説において示してはどうか。

（参考）総則・評価特別部会資料において示された要件

要件①：組み替え後の科目の実施により、元の教科・科目の目標の趣旨を損なわないこと

要件②：組み替え後の科目の実施を含む教育課程全体として、元の科目の履修と同様の成果が期待されること

要件③：カリキュラム・ポリシーとの関連において、変更部分の趣旨・内容を公表して明らかにし、生徒・保護者等に説明すること

- 専門高校は、専門教科・科目の学習を通して、職業に関する資質・能力を身に付けることを目指している高校であることから、専門高校において、専門教科・科目を組み替えようとする場合、「専門教科・科目の学び」が一層充実する観点から行われる必要があると考えられる。

- こうしたことを前提とすれば、専門高校において専門科目を絡めて組み替え後科目を設定しようとする場合、

✓ 科目を組み替えることにより、専門教科全体の学びがより系統的・体系的となるものであること

又は、

✓ 科目を組み替えることにより、専門教科全体の学びがより実践的・探究的となるものであること

を配慮事項等として解説において示すとしてはどうか。

- 専門教科においては、原則履修科目として、基礎的な科目と「課題研究」の2科目が設定されているが、共通必修科目（総合的な探究の時間を含む）においても、組み替えの対象として考えられていることから、これらの2科目についても、組み替えの対象としては排除しないこととしてよい。

- その際、特に「課題研究」においては、第3回の本WGにおいて、カリキュラム・マネジメントの中核的な科目としての位置づけや、自己の在り方・生き方につながる課題を設定すること、さらには導入段階で実社会・実生活に関わる課題を探究する活動を取り入れることとの方向性を整理していることから、仮に「課題研究」を含めた「組み替え後科目」を設定する場合には、こうした方向性を踏まえた科目となるよう十分な配慮が必要と考えられるが、具体的にどのような配慮事項が考えられるか。



その他の具体的な論点と検討の方向性

2

単位計算方法の見直しについて

- 「50分×17コマの授業をもって1単位とすることを標準」とすることに関し、専門高校においては、主に、職業資格の取得との関係において検討が必要となる。
- 具体的には、例えば、水産高校における海技士資格、看護高校における看護師資格、福祉高校における介護福祉士資格などが挙げられる。
当該高校においては、高等学校学習指導要領とともに、それぞれの養成施設として所管省庁が定める規則等に基づく教育が行われており、職業資格の取得に当たって、必要な教育の内容の質の担保と、当該教育内容を指導するに当たって必要となる時間の確保という2つの側面から、今後関係省庁と調整を図っていく必要がある。
- 文部科学省においては、関係省庁との調整と並行して、各学校が改訂の方向性を踏まえ適切な教育課程を編成できるよう、必要に応じてモデルカリキュラムを示すことなどを検討してはどうか。

3

減単の考え方について

- 専門教科・科目においては、学習指導要領上標準単位数を示さず、同解説において「想定単位数」として、幅のある形で示している。
- これは、専門教科・科目が専門高校だけではなく普通科や総合学科においても開設される可能性があることや、地域や産業の多様性に対応し、各学校が実情に応じて柔軟に教育課程を編成できるようにするためである。
- 専門教科の特色化、魅力化を図る上では、こうした考え方を今後も踏襲することが妥当であると考えられる。したがって、専門教科・科目においては、減単という考え自体がなく、引き続き、設置者が標準単位数を定め、各学校において具体的な単位数を設定する仕組みとすることでよい。

4

科目の履修免除について

- 総則・評価特別部会では、必修科目の履修免除について議論が行われており、総則・評価特別部会において示されている以上に、特に専門高校、専門教科・科目の視点から配慮すべきことがあるか。

5

週当たりの授業時数等について

- 総則・評価部会では、現行学習指導要領で示されている週当たりの授業時数の標準（週30コマ）について、示さないこととしてはどうかとされており、このことについて、専門高校特有の懸念点はあるか。
- 現行学習指導要領では、専門高校における学校設定科目及び学校設定教科に関する科目について、卒業単位に含めることができる単位数の制限は設けられていないが、引き続きこうした方向性でよい。何か留意点等は考えられるか。

6

質保証の仕組みについて

- 総則・評価部会において示されていること以上に、特に専門高校として配慮すべきことがあるか。

単位計算方法の見直しについて（参考）

【自動車整備士養成施設の例】

●自動車整備士養成施設の指定等の基準（抄）

I－1 三級自動車整備士の養成課程

I－1－2 教育計画

教育計画は、次の表に掲げる科目の学科及び実習を含み、自動車の基礎的な知識及び技能について適切な内容を有するものであること。

教育時間は、学科270時間以上、実習560時間以上であること。

学科	実習
ア 自動車工学 イ 自動車整備関連 ウ 自動車の整備に関する法規	ア 自動車整備作業

【海技士養成施設の例】

●登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示（抄）

別表第二 必履修科目並びに教育時間等の教育の内容及び教育の方法の基準

一 教育内容の基準

（一）三級海技士（航海）第一種養成施設、三級海技士（航海）第二種養成施設、船橋当直三級海技士（航海）第一種養成施設の場合

必要履修科目	履修方法	単位数				
		別表第一第一号及び第二号のうち修業期間が二年以上であるもの	別表第一第二号のうち修業期間が一年三月以上であるもの	別表第一第二号のうち修業期間が六.五月以上であるもの	別表第一第十五号によるもの	別表第一第三号によるもの
1 航海に関する科目 一 航海計器 二 航路標識 三 水路図誌 ・ ・	講義、演習、実験 又は実習	二十五単位（十五単位）以上	九単位以上	十三単位以上	七単位以上	十二単位（九単位）以上

備考 1 乗船履歴として認められる練習船による実習を独立行政法人会議教育機構に所属する練習船又は国土交通大臣が適当と認める練習船により行う場合にあっては、（ ）内の単位数とする。

2 教育時間について単位制を用いない船舶職員養成施設にあっては、三十五単位時間（一単位時間は五十分を標準とする。以下同じ。）を一単位とみなす。

3、4 略

【看護師養成施設の例】

●保健師助産師看護師学校養成所指定規則（抄）
（看護師学校養成所の指定基準）

第四条

- 3 看護師学校養成所のうち、高等学校及び当該高等学校の専攻科（以下この項において「専攻科」という。）において看護師を養成する課程を設けようとするものに係る令第十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一、二 略
 - 三 教育の内容は、別表三の三に定めるもの以上であること。

別表第三の三（第四条関係）

教育内容		単位数		
		高等学校	専攻科	合計
基礎分野	科学的な思考の基盤 人間と生活・社会の理解	六	一〇	一六
合計		三八	七〇	一〇八

備考

- 1 単位の計算方法は、高等学校においては、高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）第一章第二款第三項（一）アの規定による。
専攻科においては、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

（准看護師学校養成所の指定基準）

- 第五条 法第二十二条第一号の学校（以下「准看護師学校」という。）に係る令第十一条第一項の主務省令で定める基準及び准看護師養成所に係る令第十八条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一、二 略
 - 三 教育の内容は、別表四に定めるもの以上であること。

別表第四（第五条関係）

教育内容		時間数
基礎分野	科学的な思考の基盤 人間と生活・社会の理解	三五 三五
合計		一八九〇

【介護福祉士養成施設の例】

- 社会福祉士介護福祉士学校指定規則（抄）
（介護福祉士の養成に係る高等学校等の指定基準）

第八条 法第四十条第二項第四号に規定する高等学校等に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 教育内容は、別表第五に定めるもの以上であること。

別表第五（第八条関係）

	教科	科目	単位数
高等学校等（専攻科及び別科を除く。）	福祉	社会福祉基礎 介護福祉基礎 コミュニケーション技術 ・ ・ ・	四 五 二 ・ ・ ・
	合計		五三

備考

- 一 各科目の単位数は、一単位時間を五十分とし、三十五単位時間の授業を一単位として計算することを標準とする。
- 二、三 略

令和8年5月11日
産業教育WG
資料1-2

職業に関する各教科における 学習評価の在り方について

第7回

資質・能力の育成のための効果的なかつ過度な負担が生じにくい職業に関する各教科・科目の評価の在り方について。

学習評価の課題と論点（全体像）

令和7年9月25日
教育課程企画特別部会
論点整理 P 7 8

論点②：評価の頻度やタイミング

- 負担が重い「記録に残す評価」の精選の方策（デジタル技術活用の可能性を含む）

- 負担の重い評価の頻度を見直しつつ、「学習改善等に生かす評価」を充実させる方策（デジタル技術活用の可能性を含む）

課題	教師	1 学期						2 学期	3 学期	学年末	
		単元 1					観点別 評価	評価	評価	観点別	評価
現 行 の 評 価 イ メ ー ジ	教師	小テスト	振り返り①	振り返り②	ノート①	ノート②	発言・行動	総括			
		79					B	B	4	A	
		74			B	B		B		B	4
			A	A	A	B	B	A		B	
課題	教師	● 評価材料が多く、課題の消化や記録の確認に時間が取られ、学習や指導の充実に繋がらない						● 学習評価のほとんどが評価に向けて行われる傾向があり、学習や指導の改善に結び付きにくい		● 毎学期評価を定めることの負担が大きい ● 1 学期に出来なかったことが学年末に出来るようになっても前の学期の評価は変えられない	
		● ペーパーテストのみで思考・判断・表現も評価するのは限界。多面的な評価が必要なのは分かっているけど、悩ましい						● 「主態」の評価も「目標に準拠した評価」だから、客観的・定量的な評価材料が必要となりがち。でも、振り返りやノート記述の確認だけでも大きな手間だし、良い点を前向きに評価するのが難しい		● 現在、次期学習指導要領に向けて「中核的な概念等」の位置付けが議論されているが、学習評価においてどのような取扱いとなるか不安	

- 過度な負担なく多面的評価を充実させる方策が必要
- 「初発の思考や行動」「学びの主体的な調整」「他者との対話や協働」が特に表出した場合、「思・判・表」の観点別評価に「○」を付記すること

- 目指す資質・能力を適切に反映した評価となりにくい、負担が重いとの指摘がある「学びに向かう力、人間性等」については教育課程全体として個人内評価とする

- 今後専門的な部会で、各教科等における「中核的な概念等」の具体的な粒度や示し方について検討していく中で、学習評価における取扱いについても具体的に整理

論点①：「主態」評価の改善

論点③：中核的な概念等との関係

〔「論点整理」の基本的方向性を踏まえた見直しの必要性）

- 論点整理では、多様な子供達の「深い学び」を確かなものにするため、①主体的・対話的で深い学びの実装 ②多様性の包摂 ③実現可能性の確保という3つの方向性を示している。学習評価の改善に関しても、この3つの方向性を踏まえ、**多様な子供達の学びの深まりに直結する要素は丁寧に改善・充実を図りつつ、必ずしもそうでないものはスリム化を徹底していく必要**。

（検討項目①「学びに向かう力・人間性等」の評価の実質化）

- こうした視点から、企画特別部会ではまず学びに向かう力・人間性等（以下「学びに向かう力」という。）の評価の改善が議論された。「目標に準拠した評価」に伴う評価材料の形式化や、「勤勉さ」「自主性」の評価にとどまりがちな評価の実態を改め、「学びに向かう力」が目指す資質・能力の育成に資する学習評価となるよう、教育課程全体を通じた個人内評価と、思考力・判断力・表現力等（以下「思・判・表」という。）の目標準拠評価における「○」の付記を組み合わせた新たな評価のあり方が提案された。
- この改善の方向性は、
 - 形式的な評価材料集めを抑制しつつ、多様な子供達一人一人の良さや成長を自然な形で肯定的に評価し、「学びに向かう力」の特質に合わせた評価の「実質化」を図る
 - 「学びに向かう力」の諸要素を「思・判・表」の過程で一体的に見取することで、ペーパーテスト偏重の「思・判・表」評価から脱却し、実生活・社会と結びついた、問いから論述・レポート・作品制作等に至るまでの間に学びの主体的な調整が必要となる学習課題を核とした指導・評価の改善を促すものであり、「学びに向かう力」と「思考力・判断力・表現力等」の両観点の指導・評価を一体的に改善することを目指すものである。
- また、今回の改訂では、知識及び技能（以下「知・技」という。）と「思・判・表」を一体的に育成する重要性を強調し、それらの対応関係を分かりやすく示すため表形式で構造化することとしている。これには、「思・判・表」を伴う学習活動を通じて個々の知識等が相互に関連付けられ、統合的に理解されるようにする狙いがあるが、その実現のためには主体性を伴った質の高い「思・判・表」の過程が不可欠である。このように考えると、今回の「学びに向かう力」との一体性を強めた「思・判・表」の指導と評価の改善は、構造化の趣旨を支えるものであるとも言える。

- こうした理解の下で、「思・判・表」の観点別評価に「○」をつける**実際の方法や、「○」がついた際の評定への影響の有無など、運用のあり方を具体化していく必要がある。**（⇒検討項目①）

（検討項目②「高次の資質・能力」の評価上の取扱いの明確化）

- 論点整理では、「高次の資質・能力」の学習評価上の扱いについて、評価課題の工夫次第で理解を問うことが可能な場合もある一方、包括的・一般的な内容が予想される「高次の資質・能力」に評価規準を設定すると焦点が不明確となる懸念もあるという2つの相反する見方を示した上で、「高次の資質・能力の」の具体的な粒度や示し方が十分に整理されていない段階で評価上の取扱いを結論づけることは難しいため、引き続き検討とした。
- その後、各教科等WGでの議論を経て、「高次の資質・能力」の具体的な姿について一定の整理が進められてきたところであり、それらに**即しつつ、「高次の資質・能力」を学習評価上どう扱うべきか具体化する必要がある。**（⇒検討項目②）

（検討項目③ 評価の頻度等を含めた、シンプルで資質・能力の育成に繋がる学習評価のプロセスの整理）

- 論点整理は、学習評価のほとんどが評定に向けて行われる傾向があり、学習や指導の改善に結び付きにくい実態や、毎学期評定を定めることの負担の大きさなどを指摘し、負担が重い「記録に残す評価」の精選や評定の頻度を見直しつつ、「学習改善等に生かす評価」を充実させる方策の必要性を示した。
- こうした方向性を踏まえ、現在文部科学省や国立教育政策研究所が示している「記録に残す評価」のあり方を見直し、「学習改善等に活かす評価」の**充実に繋がる、シンプルで分かりやすいプロセスを整理する必要がある。**（その際、生成AIを含むICTをどのように活用しうるかを併せて検討することが重要）（⇒検討項目③）

「学びに向かう力・人間性等」の特質に応じた新たな観点別評価

補足イメージ0

【論点整理で示した改善の狙い】

論点整理では、以下のような改善を意図した「学びに向かう力・人間性等」（以下「学びに向かう力」）の評価の改善が提言された。

- ◆ 形式的かつ過度な評価材料集めを抑制しつつ、多様な子供達一人一人の良さや成長を肯定的に評価できるよう、実質化を図る
- ◆ 「思考・判断・表現」の過程で一体的に見取ることとし、学びの主体的な調整が必要となる学習課題を核とした指導・評価の改善を促す

令和8年3月30日
教育課程部会総則・評価特別部会
資料 1 - 1

具体的には、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」（以下「思・判・表」）は従前同様に目標に準拠した観点別評価・評定を行うこととしつつ、「学びに向かう力」については「総合所見欄」における教育課程全体を通じた個人内評価と、各教科等における「思考・判断・表現」の観点別評価への「○」の付記を組み合わせた評価方法を導入することとし、「学びに向かう力」という資質・能力の特質に合わせた評価方法への改善を目指すこととした。

【更なる検討課題と方向性】

①「学びに向かう力」の評価における「○」の付記の具体的な運用方法

（方向性）各教科等ごとに示す「見取る姿（仮称）」（※1）をできるだけ長い期間を通じ、全体として「継続的な発揮」を見取る

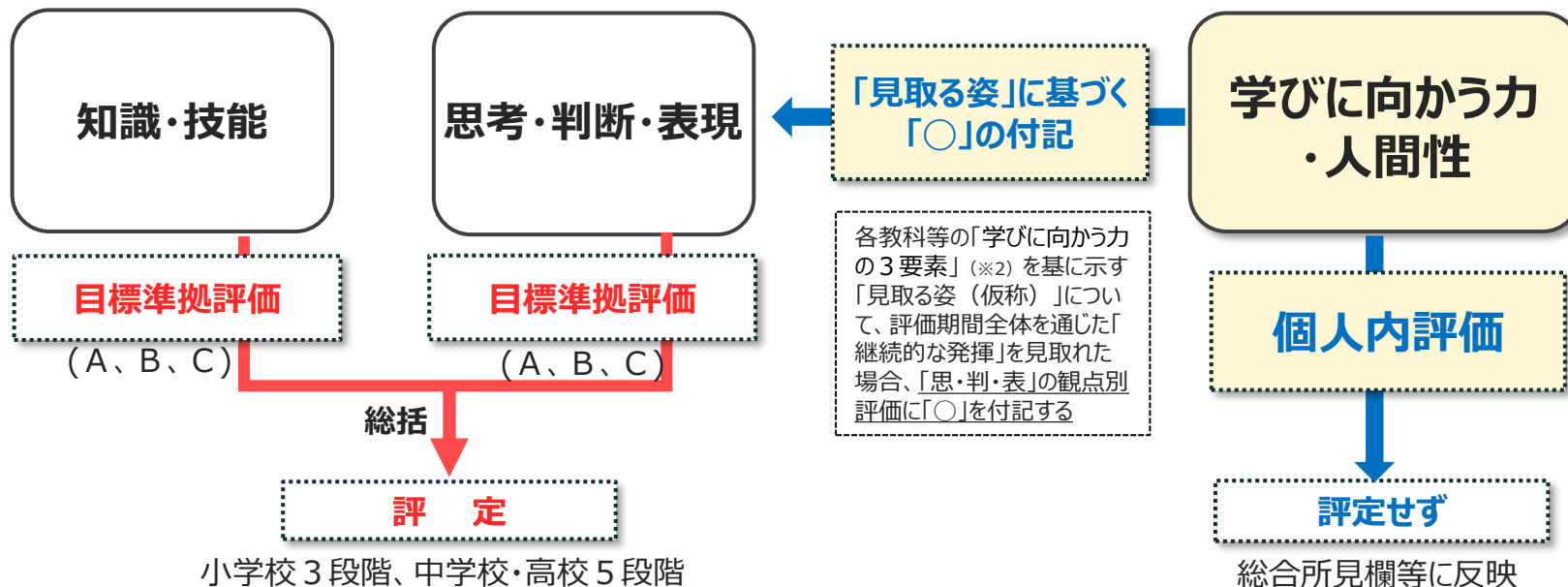
「学びに向かう力」が「思・判・表」と一体的に表出し、学習評価では不可分。「○」は「思・判・表」の観点別評価を介し、一体的な勘案の結果として評定にも影響

②「高次の資質・能力」の関係性の整理

（方向性）「高次の資質・能力」は直接の評価対象とはせず、教師が単元を構想し、「深い学び」の実現に資する学習過程や評価課題のデザインに活用するなど、指導や評価の改善に活用

③シンプルで資質・能力の育成に繋がる学習評価のプロセスの整理

（方向性）新たな学習評価の仕組みを学習・授業の改善に結びつけていくことができるよう、学習評価の手順をシンプルに再整理し、「文書作成」のプロセスとしてではなく、指導と評価の「構想」のプロセスとして示す



（※1） 国において示し、各学校がそのまま活用可能なものとする前提で検討

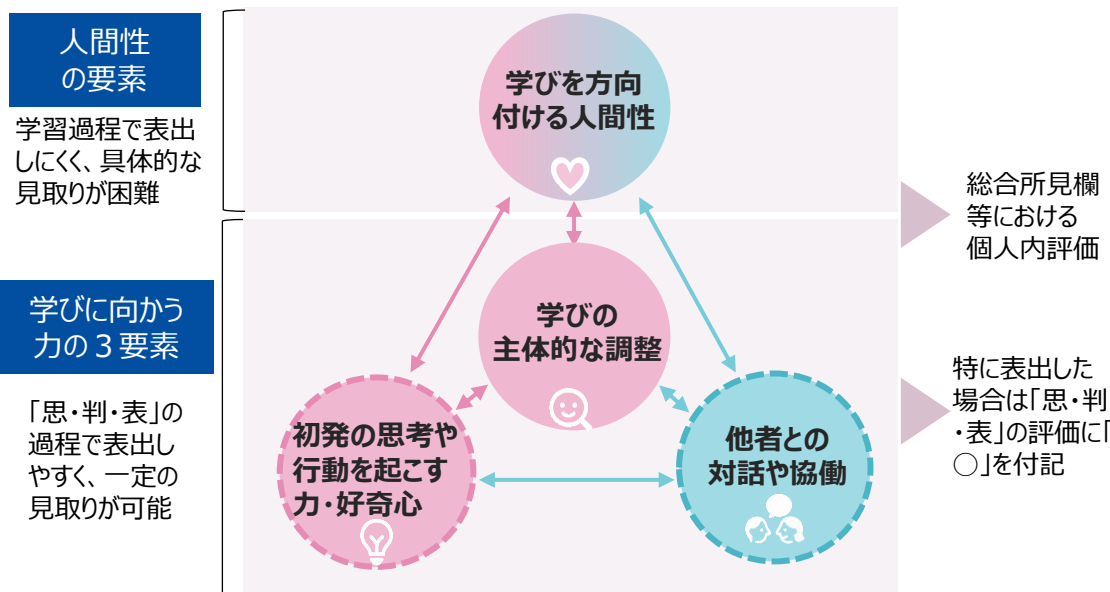
（※2） 「初発の思考や行動を起こす力・好奇心」「学びの主体的な調整」「他者との対話や協働」

1 「学びに向かう力」の評価における「○」のあり方①

令和8年3月30日
教育課程部会総則・評価特別部会
資料 1 - 1

1. 「○」の付記に当たっての基本的な考え方について

- 論点整理では、「学びに向かう力」の4要素のうち、「初発の思考や行動」「学びの主体的な調整」「対話と協働」（以下「学びに向かう力の3要素」という。）が、「思・判・表」の過程で特に表出した場合に「○」を付することと整理しており、具体的にどのような場合に付記するのが課題となる。



- 仮にその他の観点別評価と同様に、評価規準を設定し、達成したと認められる場合に「○」をつけることとした場合、評価の付け方が「ABC」から「○あり、○なし」になるだけで「形式的かつ過度な評価材料集め」はなくなることが想定され、「勤勉さ」や「自主性」の評価に留まりがちな評価から脱却し、「学びに向かう力」の育成に資する学習評価を実現するという今般の改善の趣旨が没却される恐れがある。
- 一方で、「○」をつけるための評価の着眼点をまったく示さなければ、妥当性・信頼性が確保できないばかりか、学習や指導の改善に活かされず、「学びに向かう力」の育成に繋がらない恐れがある。
- このため、客観性・定量性の要請による形式化の弊害が生じにくい配慮を行いつつ、「○」をつける着眼点を一定程度明確にすることにより、過度な負担を生じさせず「学びに向かう力」の育成に実質的に繋がる適切な設計を行う必要がある

2. 「○」の付記に際して「見取る姿」（仮称）の明確化

- 左記1.の基本的な考え方を踏まえ、「学びに向かう力」の3要素を思考・判断・表現の過程で教師が見取るための「具体的な児童生徒の姿」（以下、「見取る姿」（仮称））を各教科等ごとに示す必要があるのではないか。
- その際、発達段階に即して具体的にイメージできるものとする観点から、各教科等について、一定の年度のまとまり毎に示すことが考えられるが、各学年ごとである必要はない場合も考えられ、具体は引き続き検討が必要ではないか。（なお、過度な評価材料の収集につながらないよう、単元のまとまりごとの「見取る姿（仮称）」を示すことはせず、単元ごとに「○」をつける運用も求めないこととしてはどうか）。
- こうした「見取る姿（仮称）」は、各教科等の目標から、「学びに向かう力の3要素」を抽出したものとすることが考えられ、学習指導要領の改訂後速やかに検討して示していくこととしてはどうか。（※）

【「見取る姿（仮称）」の示し方のイメージ（中学校数学）】

- ◇ 事象に知的好奇心や目的意識をもって問題を見だし、数学を活用しようとしている
- ◇ 他者と数学的論拠に基づいて協働し、問題解決を進めようとしている
- ◇ 問題発見・解決の過程を振り返って評価・改善しようとしている

- また、学習指導要領に示す目標の実現を図るとともに、各学校に過度な負担を生じさせない観点からは、国が示した「見取る姿（仮称）」を基に各学校に独自の着眼点を設定するよう一律に求めることは適当でなく、各学校でそのまま活用可能なものとする前提で検討してはどうか。
- このようにして、全体として過度な負担が出ない基本設計としつつ、国が示す「見取る姿（仮称）」を参考に、各学校が学校教育目標や独自の教育課程に照らして文言等を工夫したり、児童生徒が理解しやすい観点となるよう改善を図ることが可能であることについては、確認的に明確化しておくべきではないか。

（※）特に「初発の思考・行動」については、単に与えられた課題に積極的に取り組むかといった学習の入り口段階における自主性にとどまることのないよう検討する必要があることに留意

1 「学びに向かう力」の評価における「○」のあり方②

令和8年3月30日
教育課程部会総則・評価特別部会
資料 1 - 1

3. 設定した観点をういた「○」の付記の方法

- 「知・技」や「思・判・表」は、育成・評価したい資質・能力と観察可能な成果（評価材料）の「ずれ」が比較的生じにくい一方、「**学びに向かう力**」は直接観察が難しい情意面の表出を見取るものであり、こうした「**ずれ**」が生じやすい（実際、従来の「主体的に学習に取り組む態度」の目標標準拠評価では、評価材料の収集努力が形式的かつ過度なものになりやすく、目指す資質・能力の育成・評価に結びつにくい側面がある）。

※例えば、「知・技」であれば分数の理解を評価するために「分数の理解を問う課題」を出すことができるが、「**学びに向かう力**」であれば、「自己調整」や「粘り強さ」といった側面を直接観察・評価することは難しいため、「振り返り」等の間接的な評価材料を通じた推定が必要となる。

- こうした「**学びに向かう力**」の特質を踏まえ、論点整理では、別途独立した評価材料を集めるのではなく「**学びに向かう力の3要素**」が表出しやすくと考えられる「思・判・表」の過程で見取り、「思・判・表」に「○」を付記することで一体的に評価するという評価方法が提案された。

- こうしたことを踏まえ、「○」の付記の運用についても、「資質・能力」と「評価材料」の「ずれ」を可能な限り避け、「形式的かつ過度な評価材料集め」等を招かないようにすべき。こうした視点からは、以下の2点が重要ではないか。

① 「**学びに向かう力の3要素**」は、ある程度幅のある学習期間の中で表出する**特質**がある一方、特定の学習場面や学習課題のみで見取ろうとすると上記の「**ずれ**」が生じやすくなるため、**できる限り長い期間をかけ、全体として見取る**

② 特定の「**規準**」に照らして、情意面の発達の一の水準の達成の有無を判断しようとする、客観的な証明のため「形式的かつ過度な評価材料集め」を招きやすくなるため、**「見取る姿（仮称）」に即した行動が徐々に増え、様々な学習場面で安定して表出するようになった、「継続的な発揮」を見取る**

- 以上を踏まえ、**当該評価期間における「思・判・表」の学習過程全体を通じて、「見取る姿（仮称）」に示す行動の「継続的な発揮」を見取ることができたことをもって、「○」をつける**こととしてはどうか。

※児童生徒の多様な特性を踏まえ、「見取る姿（仮称）」の表出の在り様も子供によって違いがあることに留意

	観点別評価における 目標標準拠評価		「学びに向かう力」の「○」の 付記
評価場面	特定の学習場面・学習課題を通じ、	⇒	評価期間における「思・判・表」の学習過程全体を通じ、
判断方法	「規準」に照らして特定の水準の達成の有無を判断する	⇒	「見取る姿（仮称）」に示す行動の「継続的な発揮」を見取る

- 「○」を付したということは、評価期間内に当該教科等で「**学びに向かう力の3要素**」が繰り返し表出したことを意味する。このため、**「○」を付した教科等については、その後の学習でも主体的な学びに基づく資質・能力の伸びを期待しようという積極的な意義付けが可能ではないか。**

※ なお、一人ひとりの成長や良さを肯定的に評価するという今般の趣旨や、「好き」を伸ばし「得意」を育むという今次改訂の方針を踏まえれば、児童生徒が全て又は大多数の教科等で「○」を獲得することが目的化するの、運用上想定しておらず改善の趣旨を没却するものであり、注意深く避ける必要がある。

- また、この「○」は「**規準**」の達成の有無を示すものではなく、「**見取る姿（仮称）」に即した行動の「継続的な発揮」を見取るものであるため、いわゆる「総括的な評価」としての性質はこれまでと比較して弱く、当該教科における**更なる成長を促す「形成的な評価」としての性質**を併せて有するものと考えられるのではないか。**

- このような「**見取る姿（仮称）」を踏まえた子供の見取りと「○」の付記の運用は、形式的かつ過度な評価材料集めから脱却し、教師が児童生徒の「**学びに向かう力**」を学習過程を通じて適切に見取る力を身に付ける上で重要な仕組みではないか。**

4. 「○」の評定への影響について

- 「○」の付記について、各教科の目標に照らした実現状況を総括的に評価する「評定」でどのような考慮をすべきかが課題となるが、この点について論点整理では、
 - 評定に影響するものと整理した場合「形式的かつ過度な評価材料集め」を生じる可能性が高くなるので、評定に影響させるべきではないとする意見と、
 - 「学びに向かう力」はこれからの社会でますます求められる資質・能力であり、「○」を評定に影響させるものとして整理し、学校現場の積極的な取組を促す動機付けとすべきとの意見

の双方が出され、総則・評価特別部会で検討を深めるべきとされた。

- 3. までの議論では、「学びに向かう力」は単独で評価材料を収集しようとすると、育成したい資質・能力と評価材料との「ずれ」が生じやすいことから、その特質を踏まえ「学びに向かう力」が表出しやすい思考・判断・表現の過程で見取り、「思・判・表」に「○」を付記することで一体的に評価することとし、思考・判断・表現の過程における「学びに向かう力の3要素」の継続的な発揮に対して「○」を付記するという運用を示した。

- 以上を踏まえると、「○」は、独立した評価観点として評定に影響を与えるものではなく、「学びに向かう力」が「思・判・表」と一体的に表出する以上、評定を含む学習評価においては「思・判・表」と不可分なものとして捉えざるを得ない性質のものといえるのではないか。

(例えば、2. において数学の「見取る姿（仮称）」の例として示した「問題を見いだして他者と協働して問題解決し、その過程を評価・改善しようとしている」という行動が継続的に発揮されている場合には、「日常生活や社会の事象における判断や意思決定に数学を活用する力」という思・判・表がよく育成されていることと切り離して考えることは難しい

- このような性質と捉えるからこそ、教師は「見取る姿（仮称）」が表出するような思考・判断・表現の学習過程を意識的にデザインすることとなり、「思・判・表」のよりよい育成にも繋げていくことができる。そして、その思考・判断・表現の学習過程が「見取る姿（仮称）」の一層の表出を可能とするという好循環に繋がるとも考えられるのではないか。

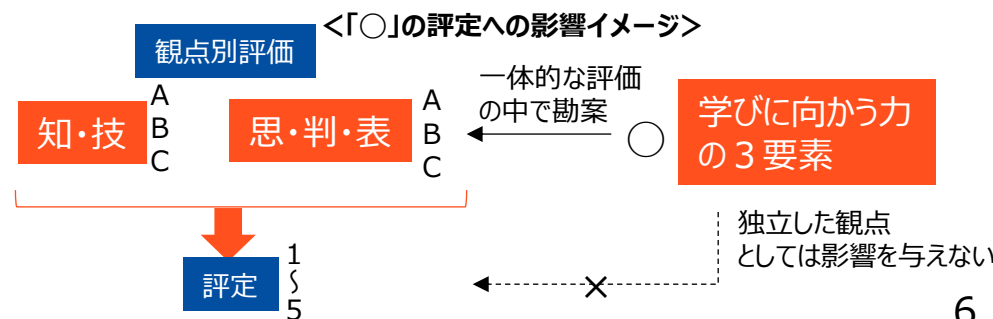
- 学習評価でのこうした性質に鑑みれば、付記された「○」は、「思・判・表」の育成状況の程度を評価する中で、一体的かつ必然的に勘案されるため、「思・判・表」の観点別評価を介して、評定に影響を与えるものと整理すべきではないか。

- すなわち、具体の運用としては、例えば、「知・技」、「思・判・表」がABである場合、評定（5段階）は4あるいは5となることが想定されるが、「思・判・表」が「BO」である場合には、一体的な勘案の結果として、評定を5とする総合的な判断がなされることが有り得る。

- 一方、一体的に勘案するとはいえ、「○」がどの程度「思・判・表」の育成と結びついているかの度合いは児童生徒によっても異なることを踏まえれば、「○」の付記は、自動的に評定を一段階上げることが要する性質のものではなく、「BO」の場合であっても、評定を4とすることも有り得ることになる。

- これは、「○」を勘案していないのではなく、前述のように、「○」は「思・判・表」と一体的に勘案されるものであることから、思考・判断・表現の育成状況の程度の評価との一体的な勘案の結果として、評定を一段階上げるには至らなかったということになる。

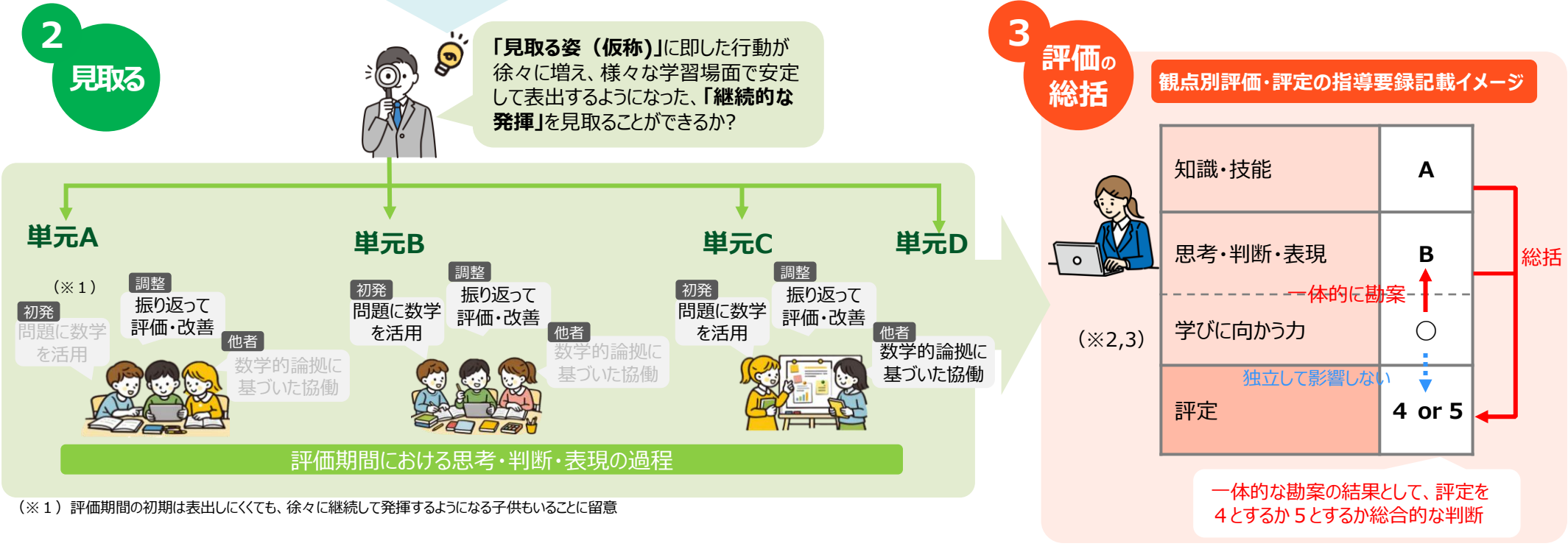
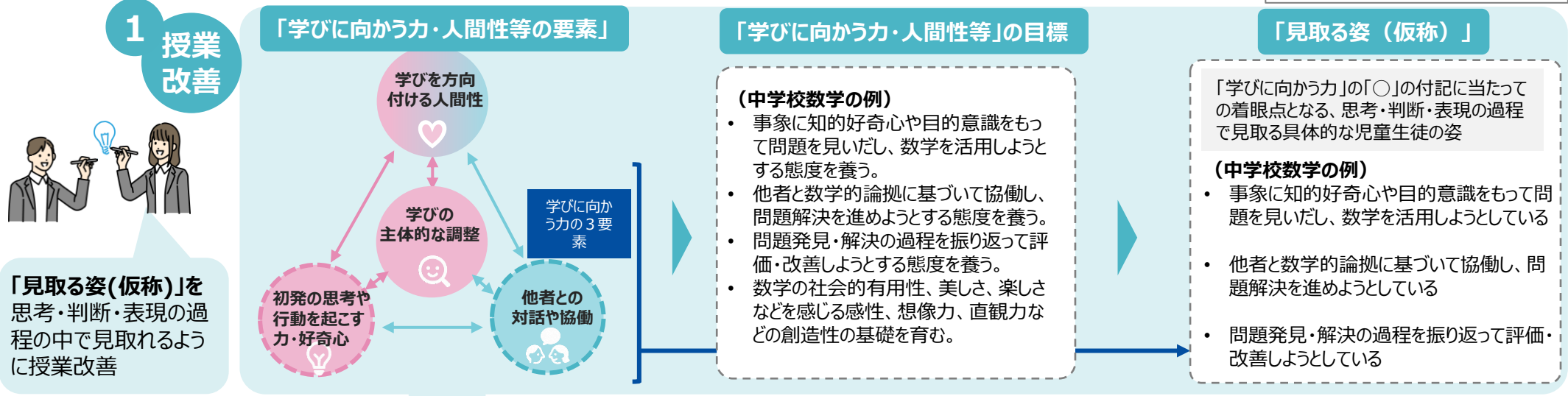
- なお、これにより、域内の学校で、観点別評価と○の組み合わせが同じでも必ずしも評定が同じとならないため、評定が一意に定まらないとの指摘もあり得る。しかしながらこの点は、現行の評定の決定でも、「ABB」の評定は3～4で幅が生じることが想定されるなど現行と同様で、今後とも、評定の具体の決定方法は所管の教育委員会の方針及び指導を司る教師の専門的・総合的判断により適切に定めるべきもの。



※「思・判・表」の過程の中で、よりよい「知・技」の習得に繋がる学習活動が含まれることも考えられ、その過程で「見取る姿（仮称）」が発揮されることもあることに留意

「学びに向かう力・人間性等」の「○」の付記の運用について

補足イメージ①



(※1) 評価期間の初期は表出しにくても、徐々に継続して発揮するようになる子供もいることに留意

(※2) 「学びに向かう力」については、学習評価の実施に際しては「思・判・表」の過程で見取るため要録上は「思・判・表」の欄と一体的に記載するが、育成する資質・能力の柱として「思・判・表」の一部となったわけではないことに留意

(※3) 観点別評価欄とは別に、総合所見欄において「学びに向かう力」全体の育成状況について個人内評価を記載することとなる

- 企画特別部会「論点整理」では、「高次の資質・能力」の具体的な粒度や示し方が十分に整理されていない段階で評価上の取扱いを結論づけることは難しいため、引き続き検討とした。その後、総則・評価特別部会では、「高次の資質・能力」の示し方を整理し、それを踏まえて各教科等WGでの議論を経て、「高次の資質・能力」の具体的な姿について一定の整理が進められてきたところ。
- 高次の資質・能力は、複数の内容項目を包括し、それらに共通する本質を踏まえた学びの「深まり」の姿を可能な限り分かりやすくシンプルに示すことができるように検討が進められているが、教科等によって特質が異なり、具体の案にも相応の差がみられる。
- こうしたことを踏まえた場合、仮に高次の資質・能力の育成状況を、一律に、目標準拠評価の対象として直接的に評価しようとした場合には、以下のような課題も考えられるのではないかな。
 - 定量的・客観的な評価のために、具体的な学習の文脈や個別の知識・技能の統合的な理解等から切り離され抽象的な概念の暗記を問う課題等による評価が行われる恐れがあり、その場合「高次の資質・能力」を設定した趣旨と逆行してしまう
(例えば、(問) 化学反応においては、反応の前後で原子の数はどうか
(答) 変わらない といった評価課題となる恐れがあり、そうした取組を防ぐため内容横断的なパフォーマンス課題例を国が示すと、実践の硬直化・画一化を招く可能性もある)
 - 育成したい資質・能力の本質をシンプルに示すために「高次の資質・能力」においては「何を」、「どの程度」といった到達水準を示していない(個別の内容において示されている)ため、具体的な評価規準の設定が難しい場合が多いと考えられる
 - 個別の内容に基づく評価を行いつつ、高次の資質・能力の評価も行いとなると、同一の内容について二重の評価負担を強いることとなる
- また、WGでの議論においては、「高次の資質・能力」を評価の対象とすることを前提に検討すると、「高次の資質・能力」に紐付く個別の内容を漏れなく網羅した示し方とする必要が生じるが、そうすると、学習内容の本質を端的な形で定義することは難しいとの意見も出ている。

- さらに、企画特別部会での審議で参考とした、「Big ideas」「核心概念」といったメタ水準での資質・能力をカリキュラム基準に位置づけている諸外国でも、それらを直接の評価対象としては扱わず、目標や内容の本質を示し、指導を方向付ける枠組みとして整理されている例が多い。
- 一方で、教師が「高次の資質・能力」を活用して単元を構想し、「深い学び」の実現に資する学習過程や評価課題を丁寧にデザインしていくことは極めて重要である。
- 以上を総合的に勘案すると、当面は「高次の資質・能力」の育成状況自体について一律に直接的な評価を行うことは求めず、「高次の資質・能力」は各学校における単元構想を含む指導・評価の計画や実施の質を構造的に支える役割を果たすものとして整理してはどうか。
- こうした役割を果たせるよう、企画特別部会(第14回)で議論されたように、画一的・硬直的な実践を押しつけるものとならないよう留意しつつ、国として「高次の資質・能力」等を活かした単元計画づくりの参考イメージを各教科等ごとに示していくことが重要ではないか。
- また、各学校での単元の評価規準設定を支援するため示している各教科等の「内容のまとまりごとの評価規準(例)」は、今後デジタル学習指導要領で各教科等の内容や解説の記載と一体的に参照できる方向で検討されており、各学校が指導と評価の計画を作成する際に一層参照されやすくなる。
こうした重要性を有する「内容のまとまりごとの評価規準(例)」を示す際、「高次の資質・能力」を踏まえて可能な限り学びの深まりを意識した記載ぶりとなるよう検討することで、学習評価の改善にも資するのではないかな。
- なお、今後「高次の資質・能力」を意識した授業づくりが進む中、何らかの形でその一部であっても直接評価しようと判断する場合には、「高次の資質・能力」の直接的な育成・評価を目指すような、内容横断的なパフォーマンス評価などの実践の創出も期待される。そうした創意工夫を生かした多様な実践を促しつつ、文部科学省において積極的な研究開発・事例収集等を改訂後も継続的に進めるべきではないか。 8

資質・能力の全体構造（素案）

	物質の構成		物質の性質		物質の化学変化	
	知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	知識及び技能	思考力、判断力、表現力等
小学校	統合的な理解	総合的な発揮	統合的な理解	総合的な発揮	統合的な理解	総合的な発揮
	物質が粒子で構成されていることを理解する。	科学的に探究する学習活動を通して、物質の特徴を見いだして表現することができる。	空気や水、金属の性質には共通点や相違点があることを理解する。	科学的に探究する学習活動を通して、物質の特徴を見いだして表現することができる。	化学反応によって物質が変化することを理解する。	科学的に探究する学習活動を通して、物質の特徴を見いだして表現することができる。
	内容項目例		内容項目例		内容項目例	
	- 物と重さ - 空気と水の性質 - 金属、水、空気と温度 - 物の溶け方 - 燃焼の仕組み - 理科と日常生活（仮称）【分野横断】	観察、実験や資料に基づいて分析し解釈する活動などを通して、物質の構成の特徴を見いだして表現すること。	- 空気と水の性質 - 金属、水、空気と温度 - 物の溶け方 - 燃焼の仕組み - 水溶液の性質 - 理科と日常生活（仮称）【分野横断】	観察、実験や資料に基づいて分析し解釈する活動などを通して、物質の性質の特徴を見いだして表現すること。	- 燃焼の仕組み - 水溶液の性質・ - 理科と日常生活（仮称）【分野横断】	観察、実験や資料に基づいて分析し解釈する活動などを通して、物質の化学変化の特徴を見いだして表現すること。
中学校	統合的な理解	総合的な発揮	統合的な理解	総合的な発揮	統合的な理解	総合的な発揮
	物質を、原子・分子、イオンと関連付けて理解する。	科学的に探究する学習活動を通して、物質の特徴を見いだして表現することができる。	物質の性質は、原子や分子の状態によって変化することを理解する。	科学的に探究する学習活動を通して、物質の特徴を見いだして表現することができる。	化学反応においては、反応の前後で原子の数が保存されること、反応には熱が関係していることを理解する。	科学的に探究する学習活動を通して、物質の特徴を見いだして表現することができる。
	内容項目例		内容項目例		内容項目例	
	- 水溶液 - 物質の成り立ち - 水溶液とイオン - 化学変化と電池 - エネルギーと物質【分野横断】 - 自然環境の保全と科学技術の利用【分野横断】	観察、実験や資料に基づいて分析し解釈する活動などを通して、物質の構成の特徴を見いだして表現すること。	- 物質のすがた - 状態変化 - 化学変化 - 水溶液とイオン - 化学変化と電池 - エネルギーと物質【分野横断】 - 自然環境の保全と科学技術の利用【分野横断】	観察、実験や資料に基づいて分析し解釈する活動などを通して、物質の性質の特徴を見いだして表現すること。	- 化学変化 - 化学変化と物質の質量 - 水溶液とイオン - 化学変化と電池 - エネルギーと物質【分野横断】 - 自然環境の保全と科学技術の利用【分野横断】	観察、実験や資料に基づいて分析し解釈する活動などを通して、物質の化学変化の特徴を見いだして表現すること。

資質・能力の全体構造（素案）

中学校 (1/2)	外国語	思考力、判断力、表現力等	総合的な発揮	領域	内容項目例 (第1学年相当)	内容項目例 (第2学年相当)	内容項目例 (第3学年相当)
			コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、様々な話題について、 ・ 聞いたり読んだりして必要な情報や考えなどを捉え、整理したり、既存の知識や経験と関連付けたり比較したりして、考えを形成することができる。 【理解する】 ・ 情報や自分の考え、気持ちなどを整理し、表現等を工夫して他者に伝えることができる。【表現する】 ・ 相手が話したり書いたりした内容を受け止めながら、情報や自分の考え、気持ちなどを、相手に分かりやすいように表現等を工夫して伝え合うことができ、相互理解を深めることができる。【伝え合う】	聞くこと	話題	日常的な話題について 身近な社会的な話題について	
					条件	簡単な語句や文で、はっきりと話されれば	
					できること	(ア) 必要な情報を聞き取ることができる (イ) 概要を捉えることができる (ウ) 要点を捉えることができる	
				読むこと	条件	簡単な語句や文で書かれた	
					できること	(ア) 必要な情報を読み取ることができる (イ) 概要を捉えることができる (ウ) 要点を捉えることができる	
					話題	日常的な話題について（身近な話題について、（自分にとって）興味・関心のある話題について） 身近な社会的な話題について	
					条件	簡単な語句や文を用いて	
				話すこと （やり取り）	できること	(ア) 自分の考えや気持ちなどを即興で伝え合うことができる（※身近な社会的な話題については対象としない） (イ) 事実や自分の考え、気持ちなどを整理し伝え合うことができる (ウ) 聞いたり読んだりしたことを基に、考えたことや感じたこと、その理由などを伝え合うことができる	
						(ア) 自分の考えや気持ちなどを即興で話すことができる（※身近な社会的な話題については対象としない） (イ) 事実や自分の考え、気持ちなどを整理し、まとまりのある内容を話すことができる (ウ) 聞いたり読んだりしたことを基に、考えたことや感じたこと、その理由などを話すことができる	
						(ア) 情報や自分の考え、気持ちなどを文で書くことができる (イ) 事実や自分の考え、気持ちなどを整理し、まとまりのある文章を書くことができる (ウ) 聞いたり読んだりしたことを基に、考えたことや感じたこと、その理由などを書くことができる	

各学校の学習評価を支える構造について（現行）

※例は中学校理科

補足イメージ②

令和8年3月30日
教育課程部会総則・評価特別部会
資料 1 - 1

学習指導要領・解説

各教科等の
目標

指導要録通知

評価観点の
趣旨

国研評価参考資料

内容のまとめりごとの
評価規準例

学習指導要領・解説

各教科等の
内容

各学校で決定

各単元の
指導と評価の計画

知識及び技能

自然の事物・現象についての理解を深め、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。

知識・技能

自然の事物・現象についての基本的な概念や原理・法則などを理解しているとともに、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本操作や記録などの基本的な技能を身に付けている。

(4) 化学変化と原子・分子

知識・技能

化学変化を原子や分子のモデルと関連付けながら、物質の成り立ち、化学変化、化学変化と物質の質量を理解しているとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けている。

(4) 化学変化と物質の質量

知識及び技能

化学変化の前後における物質の質量を測定する実験を行い、反応物の質量の総和と生成物の質量の総和が等しいことを見いだして理解すること。

思考力・判断力・表現力等

観察、実験などを行い、科学的に探究する力を養う。

思考・判断・表現

自然の事物・現象から問題を見だし、見通しをもって観察、実験などを行い、得られた結果を分析して解釈し、表現するなど、科学的に探究している。

思考・判断・表現

化学変化について、見通しをもって解決する方法を立案して観察、実験などを行い、原子や分子と関連付けてその結果を分析して解釈し、化学変化における物質の変化やその量的な関係を見いだして表現している。

思考力・判断力・表現力等

化学変化について、見通しをもって解決する方法を立案して観察、実験などを行い、原子や分子と関連付けてその結果を分析して解釈し、化学変化における物質の変化やその量的な関係を見いだして表現すること。

学びに向かう力・人間性等

自然の事物・現象に進んで関わり、科学的に探究しようとする態度を養う。

主体的に学習に取り組む態度

自然の事物・現象に進んで関わり、見通しをもったり振り返ったりするなど、科学的に探究しようとしている。

主体的に学習に取り組む態度

化学変化と原子・分子に関する事物・現象に進んで関わり、見通しをもったり振り返ったりするなど、科学的に探究しようとしている。

単元の目標

評価規準

評価規準例を参考にしつつ、学習指導要領の内容を踏まえて各学校で検討

学習活動

評価場面・方法

単元の目標をよりよく達成できるような学習活動や、評価規準に照らした評価場面・方法等を創意工夫して検討。

等

※このほか、学年別に内容を示している教科等についてのみ、学年別目標も示している

※このほか学年別目標に対応した評価観点の趣旨も示している

③ シンプルで資質・能力の育成に繋がる学習評価のプロセスの整理①

現在の学習評価プロセスの示し方の課題

- 各学校における学習評価のプロセスについては、学習指導要領及び解説で具体化されておらず、「指導要録通知」で観点別評価・評定等の記載に当たっての考え方を整理するとともに、国立教育政策研究所の「評価参考資料」によって各教科等ごとに具体的方法例を示している。
- それらに示されている学習評価の手順は、学習指導要領に示す目標、学年別目標、内容に示す文言をあますところなく考慮して各単元の評価に結びつける方向で作成されており、精緻に構成されている一方、以下のような課題も指摘されている。（補足イメージ③参照）
 - 考慮要素が多く複雑で、「〇〇を確認」「〇〇を作成」など、「総括的評価に向けた文言の作成」をベースに手順が組み立てられているため学習指導との関係をイメージしにくいものとなっている結果、日々の授業での実践が困難なものと感じられやすい
 - 評価計画に関わる各種の文言について「指導要領から転記」「指導要領の記載の語尾を変えて設定」するものが多く、作業の意義が見えづらく、教師の専門性を発揮すべきポイントが見えづらい
 - 観点別評価・評定に向けて行う「記録に残す評価」（総括的評価）のプロセスは具体的に示されているが、「学習や指導の改善に活かす評価」（形成的評価）の重要性やプロセスは十分に示されていない
 - 一人一台端末の普及や生成AIの発展等を踏まえた学習評価活動の進化を十分に織り込めていない
- 以上の課題も踏まえ、「多様な子供達の学びの深まりを支える取組は丁寧に改善・充実を図りつつ、そうでないものはスリムに」という考え方を徹底していく上では、学習評価のプロセスの示し方について、「文書作成のプロセス」から「育成したい資質・能力を目指して指導と評価を一体的に構想するプロセス」への転換を図りつつ、シンプルに整理していく必要があるのではないか。

必ずしも意義が十分でない取組のスリム化

（評価規準の二重設定の解消）

- 学習指導要領の内容を踏まえて「内容のまとまりごとの評価規準」を各学校が作成し、その上で「単元の評価規準」を作成することとなっているが、「内容のまとまりごとの評価規準」は実質的に学習指導要領の文末を変えて作成することを求めている、学校による作成の意義に乏しいのではないか。
- 国が「内容のまとまりごとの評価規準例」を示した上で、各学校は各単元の評価規準について学習指導要領の内容を踏まえて作成することとすれば、「目標に準拠した評価」の意義は果たしうると考えられ、各学校による「内容のまとまりごとの評価規準」の作成は不要としてはどうか。

（目標・評価規準の合理化）

- 現在、単元の目標と評価規準は別に作成することとしているが、評価参考資料に示した例では、単元の評価規準は単元の目標の語尾を変えることで作成することが基本とされており（例：目標「～を身につける」、評価規準：「～を身につけている」）、分けて設定することの意義に乏しいのではないか。
- 従来「学びに向かう力」については、その一部を「主体的に学習に取り組む態度」として抜き出して目標準拠評価を行うこととしていたため、目標と評価規準に違いがあることに一定の理由もあったと考えられる。一方、今般「学びに向かう力」は従前の目標準拠評価を行わないこととしたことにより、評価規準を設定するのは「知・技」と「思・判・表」のみとなっており、この2つについては目標と評価の観点に違いはないため、従前の必要性は失われると考えられる。
- むしろ、「どのような資質・能力を育むか」と「どのような姿をもって資質・能力が育まれたことを判断するか」を一体化した方が指導と評価の一体化に資すると考えられ、単元の目標はそのまま評価規準として用いることを前提としてはどうか。（なお、複数の小単元を束ねて大きな単元を構想を行う場合に、評価規準を複数項目に分けて目標よりも細分化することは考えられる）

令和8年3月30日
教育課程部会総則・評価特別部会
資料 1 - 1

③ シンプルで資質・能力の育成に繋がる学習評価のプロセスの整理②

必ずしも意義が十分でない取組のスリム化（つづき）

令和 8 年 3 月 3 0 日
教育課程部会総則・評価特別部会
資 料 1 - 1

（「計画の作成」から「構想」へ）

- 評価参考資料では、どのような場面でどのような指導を行い、どのように評価材料を収集するかといった手順を、「指導と評価の計画」として整理・作成することが求められている。しかし、特に小学校では、大多数の教師が複数教科を担当し、同一授業を繰り返し実施する機会が少なく、すべての単元について「指導と評価の計画」を作成することは現実的ではないとの声もあり、それがハードルとなって意図的・計画的な評価の実施から遠ざかってしまう課題もある。
- こうした状況を踏まえると、「指導と評価の計画」という文書の作成自体をプロセスとして示すのではなく、指導と評価に当たって教師がどのような点を意識すべきかという授業の「構想」のプロセスを意識して示すことが有効ではないか。これにより、必ずしも計画という文書形式を取らなくても、教師の指導・評価プロセスの意識化を促し、指導と評価の一体化を図ることが期待できるのではないか。

学びの深まりを支える取組の充実

（目標・評価課題・学習課題を一体的に構想するプロセスの可視化）

- 「意義の乏しい取組」のスリム化を図った上で、児童生徒の資質・能力の育成に資するプロセスをより丁寧に描いていく必要がある。今般、「深い学び」の一層の実装を図っていく上では、「深い学び」の実現に資し、「資質・能力」の育成を判断する評価課題とそれに向けた学習過程を一体的にデザインしていく教師の専門性を磨いていくことが一層重要となる。
- こうしたことを踏まえると、学習評価のプロセスにおいて、
 - ① 育成したい資質・能力の明確化
 - ② 資質・能力の発揮を見取る評価課題のデザイン
 - ③ 評価課題に向けて「深い学び」を実現する学習過程のデザインを一体的に構想する必要性を明らかにしてはどうか。
- このような基本的な考え方を、評価参考資料を待たずに学習指導要領の告示とともに国が示すことは、こうしたデザインを支える教科用図書の編集や民間教材の開発、各種教育研究団体の主体的な活動を促し、多くの教師にとって実現可能な環境づくりにも繋がるのではないか。

（形成的評価の充実）

- 上記のように、育成したい資質・能力との関連が明確となった学習過程のデザインを基礎として、多様な子供達が資質・能力を確かに育んでいけるようにするためには、学習の途中で適切なアセスメントとフィードバックを行い、指導の調整と学習の調整を促す「形成的評価」の充実が不可欠であると考えられる。
- 「形成的評価」に関連して論点整理では、学校の評価活動の中で「総括的評価」がほとんどを占め、加えて評定を学期毎に示す学校が多いという実態の中、「形成的評価」の充実させる余地が少ないことから、「評定への総括は学年末のみに行うことが可能であることを明確に示しつつ、その場合は学期中は形成的評価を中心に行うことを促すなど、評価の役割分担を明確にすべき」旨を示している。
- この点、現在の学習指導要領解説では、「総括的な評価」と「形成的な評価」の適切な役割分担について明示的な記載がなく、学習途上での見取りとフィードバックの必要性を教師が認識しづらく、「総括的な評価」を見て児童生徒が次の学習に繋げていけば良いと誤認する恐れもある。
- そのため、改訂に際しては、学習指導要領解説において「総括的な評価」の頻度の必要に応じた見直しと「形成的評価」の計画的位置づけについて明確化していくべきではないか。
- なお、「形成的評価」の充実とは、これまでと質的に異なる新たな取組を求めるものではなく、子供一人一人の「目標と現在地の差分」を見取り、必要な学習の調整を促したり指導・助言を与えるという教師の専門性の「中核」とも言えるものであるが、必ずしもその重要性和実践例が広く認識されているとはいえない。
- そのため、学習指導要領解説においては基本的な考え方を示しつつ、評価参考資料で効果的な形成的評価の例などを示していく必要があるのではないか。

③ シンプルで資質・能力の育成に繋がる学習評価のプロセスの整理②

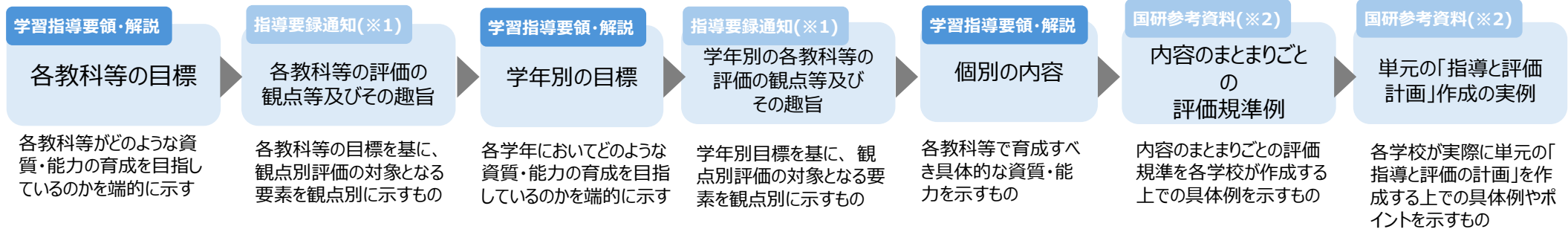
令和8年3月30日
教育課程部会総則・評価特別部会
資料 1 - 1

シンプルで資質・能力の育成に繋がる学習評価の新たなプロセス

- 以上を踏まえると、補足イメージ④に示す通り、以下のような内容をベースに学習評価のプロセスを描き直すことで、教師一人一人が学習評価を資質・能力の育成に活用するイメージを持ちやすくなり、指導と評価の一体化を更に進めることができるのではないかと。
 - ◆ 何を身につけさせたいかを明確にする（**目標と評価規準の設定**）
 - ◆ 身につけさせたい資質・能力の発揮を見取り、その水準を判断できる課題を考える（**評価課題のデザイン**）
 - ◆ 評価課題に向けて資質・能力を身につけ、発揮しやすい学習活動を組み立てる（**学習過程のデザイン**）
 - ◆ 身につけさせたい姿と現状の差分を学習途中で見取り、適切なフィードバックの方法を考える（**形成的評価の計画的な実施**）
 - ◆ 学習活動を展開する（**授業の実施**）
 - ◆ 学習成果を観点別評価・評定へ総括する（**総括的評価**）
- なお、以上のようなプロセスについて全て学習指導要領に記載することは、指導や評価のプロセスの画一化・硬直化を招く恐れもあるため、学習指導要領本体においては目標・指導・評価を一体的に構想する必要性や形成的評価の充実などの基本的な考え方を示すに留め、具体については解説や国立教育政策研究所の評価参考資料において記載することとしてはどうか。

令和8年3月30日
教育課程部会総則・評価特別部会
資料 1 - 1

国が定める基準・参考資料



確認



参照すべきものが多く、プロセスが複雑

プロセスが文書作業ベースで、指導との関連を見出しにくい

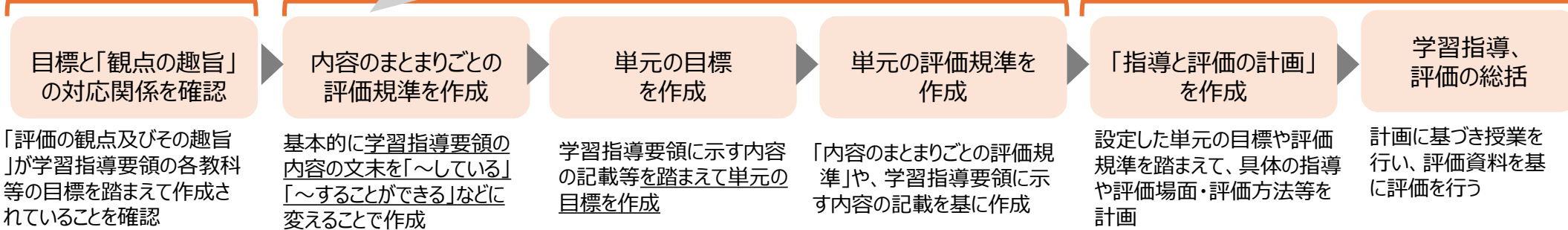
基に作成

指導要領から転記するものが多く、教師が専門性を発揮するポイントが見えづらい

ICTや生成AIの利用等が前提となっていない

総括的評価のプロセスは具体的だが形成的評価の記載が薄い

参照・活用



各学校で行う学習評価の手順例

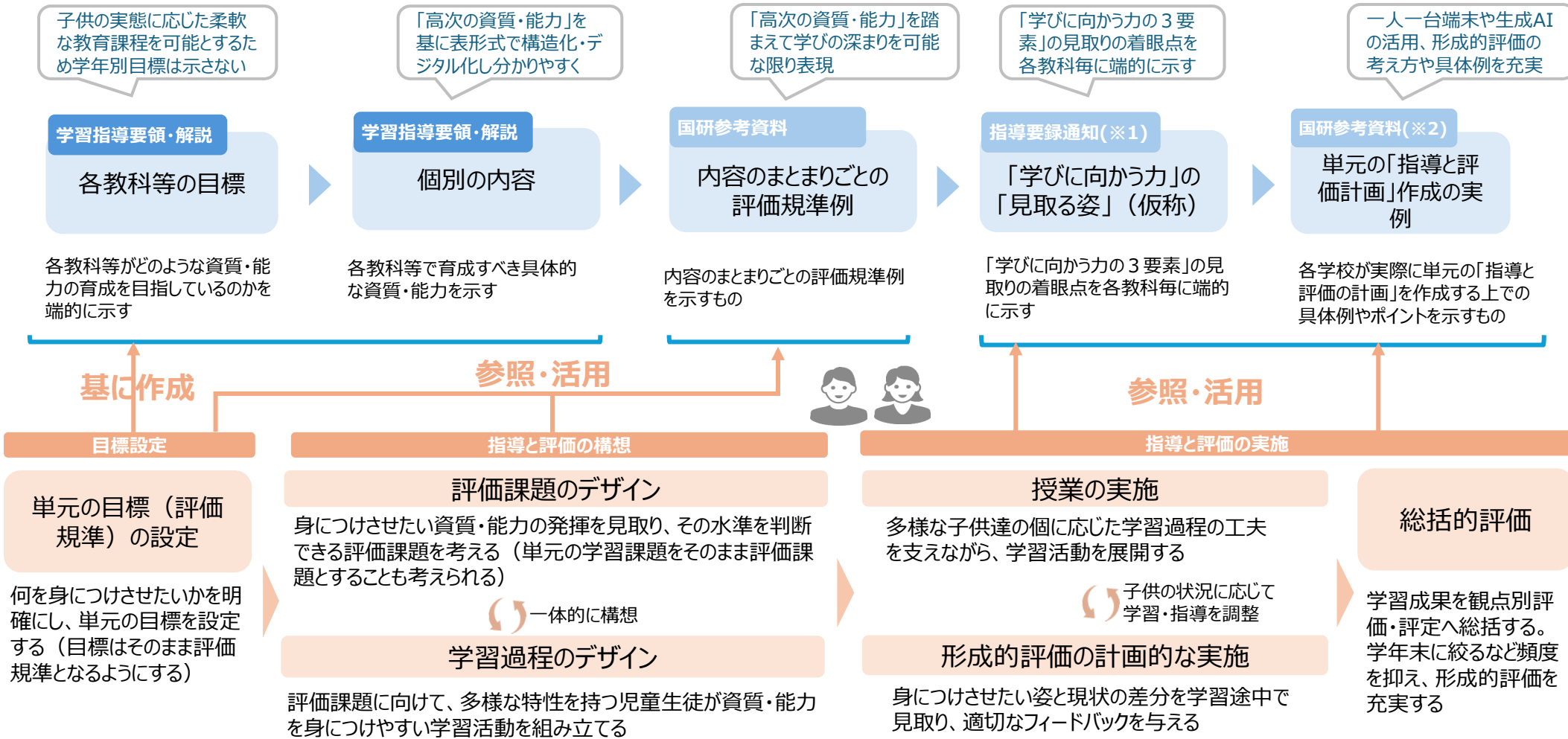
※各教科等によって若干の違いあり

(※1) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）
別紙4 別紙4 各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨（小学校及び特別支援学校小学部並びに中学校及び特別支援学校中学部）
別紙5 別紙5 各教科等の評価の観点等及びその趣旨（高等学校及び特別支援学校高等部）
(※2) 国立教育政策研究所「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（小学校編・中学校編）
指導資料・事例集 | 教育課程研究センター | 国立教育政策研究所 National Institute for Educational Policy Research

資質・能力の育成に繋がる学習評価のプロセスの再整理（案）

令和8年3月30日
教育課程部会総則・評価特別部会
資料 1 - 1

国が定める基準・参考資料



各学校で行う学習評価の手順例



議題

資質・能力の育成のための効果的かつ過度な負担が生じにくい職業に関する各教科・科目の評価の在り方について。

職業に関する各教科における学習評価の在り方について

- 産業教育WGでは、これまで、何ができるようになるかという視点から学習指導要領全体を改善することに加え、課題研究やその他の各科目において、実践的・探究的な学びの充実を図ることの重要性について議論をしてきた。
- その中で、産業教育における学習過程のイメージを示すとともに、産業界等と連携・協働しながら学びを深めていくことの重要性について整理をしてきたところであるが、こうしたことを前提として、専門教科・科目における学習評価に当たって配慮すべき点について検討する必要がある。
- 特に、専門高校においては、従来の学習指導要領の記述も相まって、何を教えるかという指導内容に重きがおかれてきたという課題が見受けられるが、今般の改訂の方向性を踏まえれば、何ができるようになるかという視点から指導と評価の一体化を図り、評価の本来の目的である、「教師が指導の改善を図る」こと及び「生徒が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにする」ことが達成されることで、専門高校における指導がより充実することが期待される。



方向性と論点

- 総則・評価特別部会において示された方向性を踏まえつつ、これまでの産業教育WGの議論も踏まえ、専門教科・科目の視点から、評価の方法について、学習指導要領解説又は評価の参考資料に、以下2点を示すこととしてはどうか。

①産業界等との連携・協働による評価

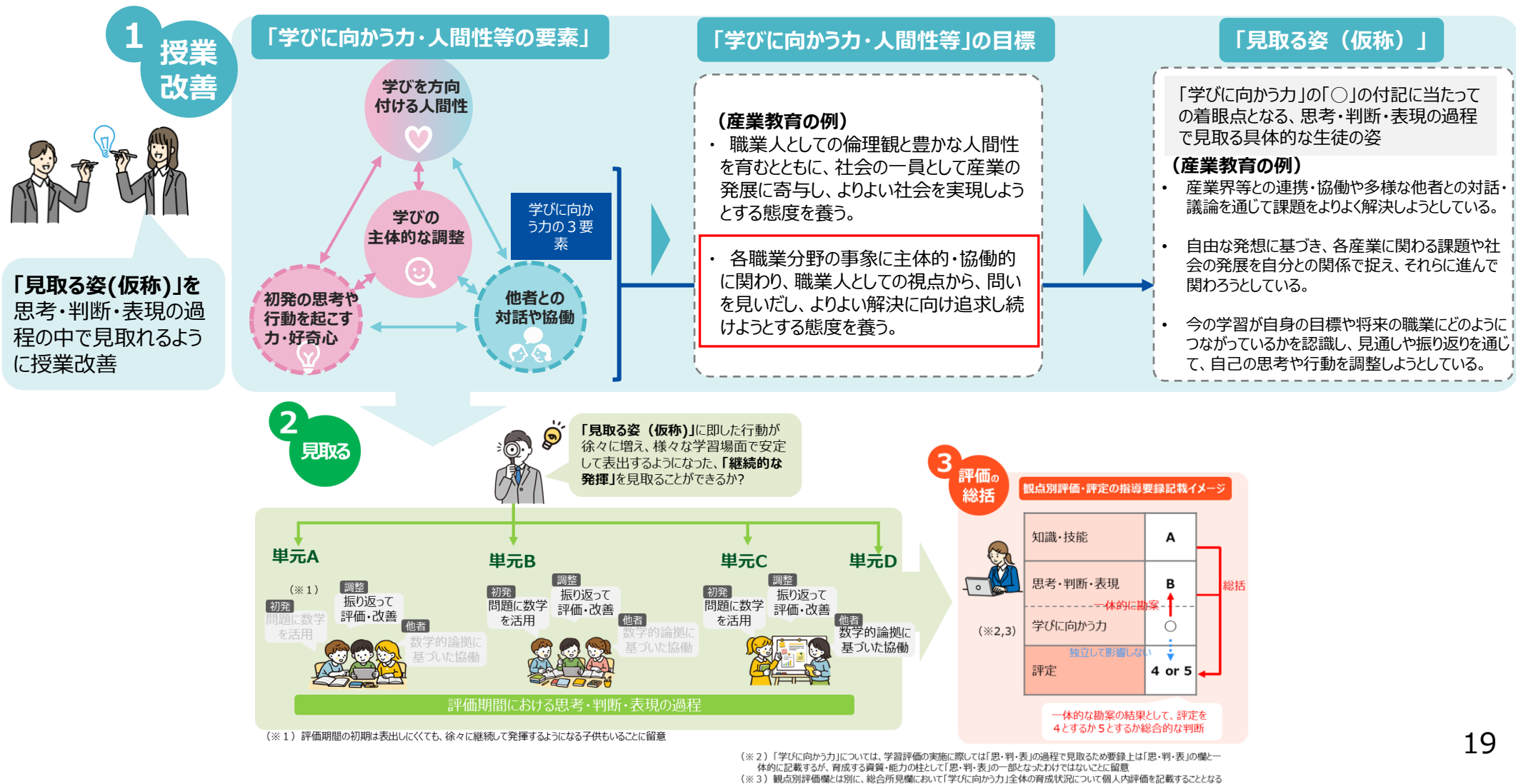
- ✓ 専門高校の学びの充実のためには、産業界等との連携・協働が重要であり、今後益々、デュアルシステムの導入など、外部人材による指導場面が増えていくことが見込まれる。
- ✓ こうした中、授業を担当する教員が評価に当たることは大前提であるが、他方で当該教員のみで、実習先等にいる生徒一人一人を見取ることは困難である。
- ✓ したがって、事前に学習評価における評価規準等について共通理解を図り、産業界等の外部人材からの評価材料を積極的に評価に加味することを明示的に示してはどうか。
- ✓ その際、配慮すべき事項にはどのようなものがあるか。

②パフォーマンス評価

- ✓ 専門高校においては、原則として専門教科に属する科目に相当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に充てることとなっており、多種多様な実験・実習が展開されている。
- ✓ また、実践的・探究的な学びの更なる充実を図ることとしていることや、特に、卒業後、各産業現場において即戦力としても期待されていることから、パフォーマンス評価を積極的に導入していくことは、専門教科・科目の学習に馴染むものであると考えられる。
- ✓ したがって、今後、評価の参考資料等において、専門教科・科目の評価に当たって、パフォーマンス評価を積極的に取り入れることを前提に、その際の留意点を示すこととしてはどうか。
- ✓ その際、配慮すべき事項にはどのようなものがあるか。

職業に関する各教科における「主態」の評価の方向性について

- 第7回の総則・評価特別部会では、「学びに向かう力・人間性」の評価における「○」の在り方について、その基本的な考え方、「○」の付記に際して「見取る姿」（仮称）の明確化、「○」の付記の方法、評定への影響等の方向性が示された。
- こうした方向性を踏まえ、職業に関する各教科において、特に「見取る姿」（仮称）のイメージについては、第5回WGにおいて改めて整理した、学びに向かう力・人間性等を踏まえ、例えば、以下のように整理してはどうか。



職業に関する各教科における「学びに向かう力・人間性等」の記述の方向性について

- 「学びに向かう力・人間性等」の評価に当たっては、本資料P19に示すように、「学びに向かう力・人間性等」の目標の記述を踏まえ、「見取る姿（仮称）」を設定し行うこととなるため、まずは、職業に関する各教科の「学びに向かう力・人間性等」を整理する必要がある。なお「見取る姿（仮称）」については、現時点で個々に示すことはせず、学習指導要領の改訂後速やかに検討して示していくこととしたい。



方向性

- これまで「学びに向かう力・人間性等」の目標の記述については、産業教育全体のイメージを示してきたが、当該イメージを踏まえ、職業に関する各教科の「学びに向かう力・人間性等」について、以下のとおり示してはどうか。

	学びに向かう力の3要素	学びを方向付ける人間性の要素
産業	各職業分野の事象に主体的・協働的に関わり、職業人としての視点から、問いを見だし、よりよい解決に向け追求し続けようとする態度を養う。	職業人としての倫理観と豊かな人間性を育むとともに、社会の一員として産業の発展に寄与し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。
農業	農業及び農業関連産業の事象に主体的・協働的に関わり、職業人としての視点から、問いを見だし、生産・環境・資源を統合的に捉えながら、よりよい解決に向け追求し続けようとする態度を養う。	職業人としての倫理観と豊かな人間性を育むとともに、社会の一員として農業及び農業関連産業の発展に寄与し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。
工業	工業に関する事象に主体的・協働的に関わり、職業人としての視点から、問いを見だし、粘り強く探究するとともに、自らの学びを高めながら、よりよい解決と新たな価値の創出に向けて追求し続けようとする態度を養う。	職業人としての倫理観と豊かな人間性を育むとともに、人にやさしく安全と環境に配慮したもののづくりを担う社会の一員として、工業の健全で持続的な発展に寄与し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。
商業	商業の各分野に関する事象に主体的・協働的に関わり、経済社会や企業活動の動向を踏まえた職業人としての視点から問いを見だし、よりよいビジネスの在り方や課題の解決に向け追求し続けようとする態度を養う。	職業人としての倫理観と豊かな人間性を育むとともに、社会の一員として産業の発展に寄与し、持続的に発展する経済社会の実現に貢献しようとする態度を養う。
水産	水産や海洋に関する事象に主体的・協働的に関わり、職業人としての視点から、海洋資源の持続的な利用を図るための問いを見だし、よりよい解決に向け追求し続けようとする態度を養う。	職業人としての倫理観と豊かな人間性を育むとともに、社会の一員として水産業や海洋関連産業の発展に寄与し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う
家庭	人々の生活を支える産業に関する事象に主体的・協働的に関わり、職業人としての視点から、問いを見だし、よりよい解決に向け追求し続けようとする態度を養う。	職業人としての倫理観と豊かな人間性を育むとともに、社会の一員として衣食住やヒューマンサービス関連産業の発展に寄与し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う
看護	看護に関する事象に主体的・協働的に関わり、看護職としての視点から、対象者の健康回復を図る上での問題を見だし、よりよい解決に向け追求し続けようとする態度を養う。	看護職としての倫理観と豊かな人間性を育むとともに、社会の一員として保健・医療・福祉の発展に寄与し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。
情報	情報に関する事象に主体的・協働的に関わり、情報及び情報技術に関する職業人としての視点から、データ・コンテンツ・システムを基に課題や問いを見だし、よりよい解決や価値創造に向け追求し続けようとする態度を養う。	情報及び情報技術に関する職業人としての倫理観と豊かな人間性を育むとともに、社会の一員として産業の発展に寄与し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。
福祉	生活に関する事象に主体的・協働的に関わり、職業人としての視点から、一人一人の生活やニーズを踏まえて問いを見だし、よりよい解決や創造的な支援に向け追求し続けようとする態度を養う。	職業人としての倫理観と豊かな人間性を育むとともに、社会の一員として地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進に寄与し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

職業に関する各教科における目標の示し方 ～「知識・技術」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」について～

【現行の規定】

知識及び技術	思考力、判断力、表現力等	学びに向かう力・人間性等
各職業分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。	各職業分野に関する課題を発見し、職業人としての倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。	職業人として必要な豊かな人間性をはぐくみ、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。



【改訂のイメージ】

知識及び技能（技術）	思考力、判断力、表現力等	学びに向かう力・人間性等
各職業分野について 社会的な意義や役割を踏まえ 体系的・系統的に理解するとともに、 各職業分野の発展及び職業人としての自己の成長のために必要となる 技能を身に付けるようにする。	各職業分野に関する課題を発見し、 科学的な根拠に基づいて探究するとともに 、職業人としての倫理観を踏まえ、合理的かつ創造的に解決する力を養う。	①各職業分野の事象に主体的・協働的に関わり、職業人としての視点から、問いを見だし、よりよい解決に向け追求し続けようとする態度を養う。 ②職業人としての倫理観と豊かな人間性を育むとともに、社会の一員として産業の発展に寄与し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

産業教育における「学びに向かう力、人間性等」の整理イメージ

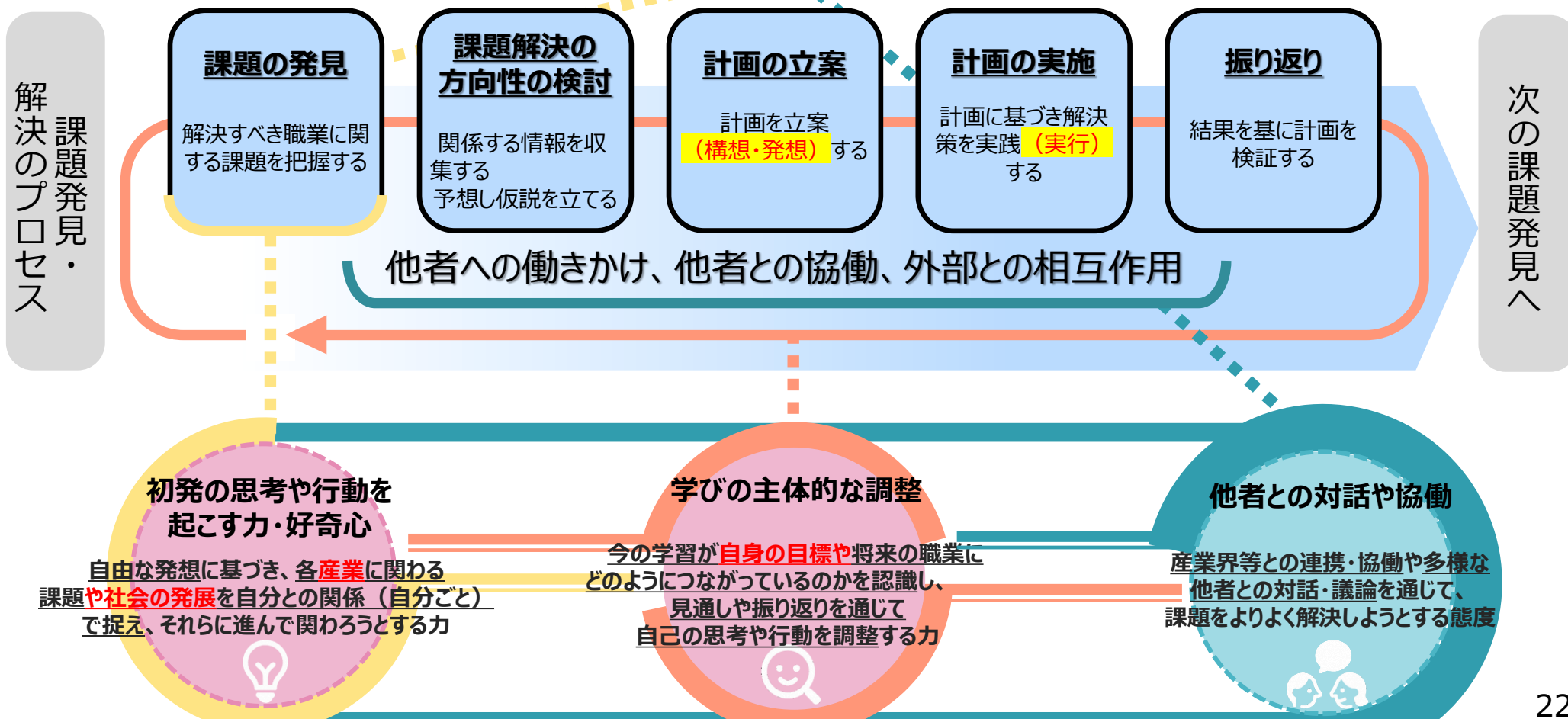
補足資料

令和7年11月18日
産業教育WG
資料を一部修正

学びを方向付ける人間性

社会の一員として：より良い社会を実現しようとする態度
個人として：職業人としての倫理観及び豊かな人間性

産業教育の学習過程のイメージ（※）



「高次の資質・能力」等を活かした単元計画づくりの参考イメージ（高等学校・農業）

補足イメージ

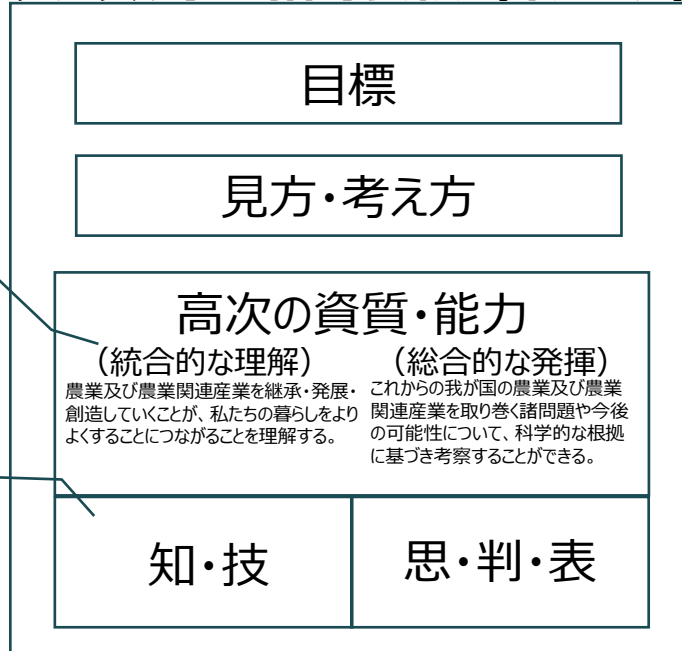


「私たちの暮らしと農業」は、高校に入学して農業を学ぶ最初の単元だ。教科書をなぞるだけでは、食料・環境・生活文化がバラバラな知識になってしまい、農業の社会的な意義や役割を本質的に理解できないだろうし、この後に続くプロジェクト学習への動機付けにもならないだろうな。そもそもこの学習内容は本質的にどういう資質・能力を育てたいんだっけ？



まず、学習指導要領の記述を確認してみよう。

デジタル学習指導要領（イメージ）



学習を終えた後に目指したい学習の深まりの姿を確認できる。

他教科や前後の学習内容も確認できる。デジタル学習指導要領では解説の記述や評価規準例も見られる。



なるほど、生徒が最終的に「高次の資質・能力」を身に付けられるように、学習内容を組み立てるのか。農業を学び始めた生徒が、食料・自然環境・環境保全・生活文化の個別の知識を相互に結び付けて「農業が暮らしの基盤」であることを実感し、かつそれが次のプロジェクト学習の課題設定への動機になるように設計したい。デジタル学習指導要領では、学習指導要領解説の記述も確認できるからヒントになるし、前後の学習内容なども確認しておけば取り残される生徒も減りそうだ。



農業学習の最初の単元として、生徒に「なぜ農業を学ぶのか」を実感させることが最優先だ。各項目を教科書順に積み重ねるだけでは、農業の多面的な意義が見えにくいし、プロジェクト学習への動機付けにもならないから、うまくポイントを重点化して単元を組まないといけない。育成したい「高次の資質・能力」や前後の学習内容や教科書の該当ページなどを踏まえて、この単元に充てられる授業時数は何時間になるだろうか。...



農業を学ぶ入口として、まず農業と暮らしのつながりを実感させることが大事だから、単元の最初と最後にガイダンスと振り返りを置き、生徒が自分の学びの変容に気付けるようにしよう。

まずは「ガイダンス」で農業学習の意義とプロジェクト学習の見通しを示す時間を1時間置こう。初回から「この後プロジェクト学習がある」ことを伝え、課題意識をもって学べるようにしたい。

「食料と農業」（食料安全保障・国内外の農業の現状）に1時間。農業が日常の食卓に直結していることを実感させよう。

「自然環境・環境保全と農業」に2時間かけて、農業の多面的機能（生態系・物質循環・生物多様性保全）を理解させよう。

「生活文化と農業」は地域の農業・食文化に実際に触れる場面を設けたいから、地域調査・フィールドワークを含めて2時間。農業の文化的・社会的価値を体感させよう。

最後の「農業の動向と展望」1時間では、スマート農業・SDGs・農産物輸出など現代的な農業の課題と可能性を扱い、「自分がプロジェクトで取り組みたい課題」への橋渡しにしよう。

単元末の振り返りと評価課題で1時間。イメージマップの再整理と「自分が探究したい農業の課題」を考えさせ、次のプロジェクト学習の課題設定につなげよう。

これで、本単元での学習内容の順番が決まった。本単元に充てる授業時数は合計で8時間になるな。



学習内容や学習の順番が決まったので、評価計画を立てるか。身につけさせたい資質・能力をきちんと見とれる評価にしたいな。

知・技は、農業の多面的機能についての本質的な理解を、ペーパーテストだけでなく地域調査レポートの記述分析で見取ってみようか。

特に思・判・表は、単元を通じて深まった資質・能力を発揮して「自分が探究したい農業の課題」を論じるような評価課題を設けたらよさそう。これが次のプロジェクト学習の課題設定にそのままつながる設計にしよう。

デジタル学習指導要領を使えば、評価規準例も一括で見られるのが便利だな！

「高次の資質・能力」等を活かした単元計画づくりの参考イメージ（高等学校・農業）

単元構想のイメージ

1. 科目名：農業と環境

2. 単元名：私たちの暮らしと農業

3. 教科の見方・考え方

農業や農業関連産業に関する事象を、生産・環境・資源の統合的な視点で捉え、職業人としての自己の成長と農業の持続的な発展につなげること。

4. 分野・区分の高次の資質・能力

統合的な理解	総合的な発揮
農業及び農業関連産業を継承・発展・創造していくことが、私たちの暮らしをよりよくすることにつながることを理解する。	これからの我が国の農業及び農業関連産業を取り巻く諸問題や今後の可能性について、科学的な根拠に基づき考察することができる。

5. 学びに向かう力・人間性の「見取る姿（仮称）」

- 農業及び農業関連産業の事象に職業人としての視点から問いを見いだし、生産・環境・資源のつながりを意識しながら粘り強く追求しようとしている。
- 農業関係者や地域社会との連携・協働や対話・議論を通じて、課題をよりよく解決しようとしている。
- 学習の過程を主体的に振り返り、食や環境、地域社会とのつながりを意識しながら、自己の思考や行動を評価・改善しようとしている。

6. 単元の目標・評価規準

目標（評価規準）	知識・技能	思考・判断・表現
	農業が自然環境や生活文化と関わりながら発展し、環境保全や自然環境との調和など、農業の動向について理解しているとともに、...	食料の安定供給、地域文化の形成と伝承、これからの農業と生産の在り方について考察しているとともに...

7. 評価課題

「あなたが住む地域の農業や食文化について調査した内容をもとに、農業が私たちの暮らしに果たす役割を説明するとともに、あなたがプロジェクト学習で探究したい農業の課題とその理由を述べなさい。」

8. 指導と評価の計画

時間	学習活動	重点	記録	備考
1	●単元・科目のガイダンス ●農業学習の特質と意義 ●プロジェクト学習の見通しの共有 ●農業と暮らしのイメージマップ整理	思		※ガイダンスでは、 ・科目全体の流れ（本単元→プロジェクト学習への接続） ・ルーブリックの提示 ・ポートフォリオへの記録を指導する。 ※イメージマップでは「農業と暮らしのつながりについて自分の考えを整理し表現しているか」を見取る。第8時に自己の変容に気付かせるために活用する。
2	●食料と農業 ・食料の生産・供給と食料安全保障 ・我が国と世界の農業の現状	知		※食料の安定供給について、国内農業と国際農業を関連付けて理解させる。日常の食卓と農業のつながりを実感させる。
3	●自然環境・環境保全と農業 ・農業の多面的機能 ・SDGsと農業の環境保全機能	知 思	○ ○	※観点別学習評価は、 ・農業の多面的機能を理解しているか ・環境保全と農業の関連を考察しているかを記述分析で評価する。
5 6	●生活文化と農業 ・地域の農業・農業遺産・食文化の調査 ・農業の介護・福祉・食農教育・景観形成への貢献	知 思	○ ○	※地域の農業・食文化に実際に触れる調査活動（フィールドワーク等）を取り入れ、農業の文化的・社会的価値を体感させる。 ※調査結果は第8時の評価課題に活用する。
7	●農業の動向と展望 ・スマート農業・農産物輸出・農村と都市の交流 ・持続可能な農業と伝統農法の継承	知		※現代的な農業の課題と可能性を扱い、「自分がプロジェクトで取り組みたい課題」を意識させる橋渡しとする。
8	●学習の振り返り ●イメージマップの再整理と自己変容の確認 ●評価課題	知 思	○ ○	※観点別学習評価は、学習前後の自己の変容を基に、次のプロジェクト学習にどのように生かそうとしているかを記述分析で評価する。 ※高次の資質・能力を踏まえた評価課題で、資質・能力の深まりと次単元への課題意識を確認する。



このように、学習指導要領を基にして作成することができるんだね。

身につけさせたい資質・能力の発揮を見取り、その水準を判断できる課題を考える【評価課題のデザイン】

評価課題に向けて資質・能力を身につけ、発揮しやすい学習活動を組み立てる【学習過程のデザイン】

身につけさせたい姿と現状の差分を学習途中で見取り、適切なフィードバックの方法を考える【形成的評価の計画的な実施】

參考資料

学習評価に係る様々な用語

学習改善等につなげる評価（いわゆる「形成的評価」）

- ・学習過程の途中で、児童生徒一人一人のつまずきや伸びについて評価するもので、その後の児童生徒の学習の改善や教師による指導の改善に生かす目的で行う。小テスト、レポートやプロジェクトの途中経過、日々の記録などを活用する。

記録に残す評価（いわゆる「総括的評価」）

- ・学習活動が完了した後に実施される評価で、最終的な成果を評価するために用いる。テストや試験、最終レポート、プロジェクトの完成版などを活用し、学習者の全体的な理解度や達成度を判断する。

目標に準拠した評価

- ・児童生徒の学習状況を、学習指導要領に定める目標に照らしてその実現状況を評価するもの。

集団に準拠した評価

- ・児童生徒の学習状況を、学級・学年など集団の中での相対的な位置づけによって評価するもの。

個人内評価

- ・児童生徒の学習状況を、個人のよい点や可能性、進歩の状況等に着目して評価するもの。

評価の「規準」（いわゆる「のりじゅん」）

- ・学習指導要領に示す資質・能力が身についた際の姿を、具体的な児童生徒の姿として設定したもの。文部科学省が評価の「キジュン」の語を使用する場合、こちらの漢字を用いる。（観点別評価で言えば、Bとなる水準を示すもの）

評価の「基準」（いわゆる「もとじゅん」）

- ・学校現場において、資質・能力の習得状況の程度を、評価の規準に照らしたより具体的な判断基準を示す場合、こちらの漢字が一般的に用いられる。（この課題で○○ならA、▲▲ならBなど、××ならCなど）

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知） 抜粋

小学校児童指導要録（参考様式）

各教科の学習の記録										特別の教科 道徳	
教科	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6	学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子	
国語	知識・技能								1		
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
社会	知識・技能								2		
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
算数	知識・技能								3		
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
理科	知識・技能								4		
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
生活	知識・技能								5		
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
音楽	知識・技能								6		
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
図画工作	知識・技能										
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
家庭	知識・技能										
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
体育	知識・技能										
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
外国語	知識・技能										
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										

〔別紙1〕小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等

（1）観点別学習状況

小学校及び特別支援学校（中略）小学部における観点別学習状況については、小学校学習指導要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（以下「小学校学習指導要領等」という。）に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し記入する。その際、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCのように区別して評価を記入する。

小学校及び特別支援学校小学部における各教科の評価の観点について、設置者は、小学校学習指導要領等を踏まえ、別紙4を参考に設定する。

（2）評定

小学校及び特別支援学校小学部における評定については、第3学年以上の各学年の各教科の学習の状況について、小学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し記入する。

各教科の評定は、小学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を「十分満足できる」状況と判断されるものを3、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを2、「努力を要する」状況と判断されるものを1のように区別して評価を記入する。

評定に当たっては、評定は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり、「（1）観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定める。

形成的評価に関する研究等

形成的評価の要素に関する研究

形成的評価に関する検証や研究を行っているWiliamらは、フィードバックに関する3つの主要なプロセス（「**学習者が現在どの段階にあるかの把握**」「**学習目標の明確化**」「**目標達成のために必要なことの明確化**」）を形成的評価に取り入れて研究を行った。これらの3つのプロセスについて、**教師だけでなく、学習者、クラスメイトが果たすべき役割**についても考慮して整理し、**形成的評価に関する主要な要素を「①学習目標や評価規準の明確化・共有」「②理解状況を明らかにする学習活動の設定」「③次の学びに向けたフィードバックの提供」「④学習者相互の学び合いによる学習の促進」「⑤学習の主体としての学習の促進」の5つに整理した**

	学習目標の明確化	学習者が現在どの段階にあるかの把握	目標達成のために必要なことの明確化
教師	①学習目標や評価規準の明確化・共有	②理解状況を明らかにする学習活動の設定 (例) 学習者の理解度の把握に資する、質問や議論等の設定	③次の学びに向けたフィードバックの提供 (例) 改善の余地があること等についてコメントで具体的にフィードバック
クラスメイト	①学習目標や評価規準の理解・共有	④相互の学び合いによる学習の促進 (例) 授業中の課題や作品等についてお互いに採点	
学習者	①学習目標や評価規準の理解	⑤学習の主体としての学習の促進 (例) 学習の自己評価を通じて自らの学びを調整する	

(出典) Black, P., & Wiliam, D. (2009). *Developing the theory of formative assessment*. Educational Assessment, Evaluation and Accountability, 21(1), 5-31.をもとに文部科学省作成。(例)は文部科学省による注記。

形成的評価の実践に関する研究

学習者の学力の向上に資する形成的評価を学校現場における具体的な実践に取り入れることを目的としたWiliamらのプロジェクト（KMO-FAP）では、「**教室での対話や質問**」、「**採点等によるフィードバック**」の観点から、以下のような課題や改善策を指摘した。

※本プロジェクトでは、「教室での対話や質問」、「採点等によるフィードバック」、「学習者による相互評価や自己評価」、「総括的評価の形成的活用」の4つの分野において形成的評価の実践を促進。

◆教室での対話や質問

概念的な理解の状況を把握し、学習者の深い理解につなげていくため、記憶を問う単純な問いではなく、議論を促す大きな問いが有効。

課題 ・記憶しているかどうかを問う発問や、一語で答える単純な発問

(例) 「〇〇について賛成ですか、反対ですか。」



改善 ・議論を促したり、理解を深めるのに資する大きな問い
(例) 「〇〇についてどう考えますか。」
・質問の回答に対する待ち時間を確保する

◆採点等によるフィードバック

点数や具体的ではないコメントでは、クラスメイトとの比較に終始してしまう傾向がある。次の学びにつながる具体的なフィードバックを行うことで、目標達成に向けた学習改善につなげやすくする。

課題 ・点数を知らせるフィードバック
(例) 小テストの点数のみ知らせる
・具体的ではないコメント
(例) 「よくできました。」「もっと詳しく書いてください。」



改善 ・何がうまくいったか、改善の余地があることは何かなどについて具体的にフィードバック
(例) 「〇〇についてはよく理解できていますが、〇〇の関係性について具体的に説明してください。」

(出典) Black, P. et al. (2003), *Assessment for Learning: Putting it into Practice*, Open University Press, Buckingham, United Kingdom.をもとに文部科学省作成。

形成的評価と総括的評価が区別されず、毎時評価が行われる例

1 単元名 「分数のたし算とひき算」

2 単元の目標

- 約分・通分の意味、異分母分数の大小比較の仕方や、異分母分数の加法及び減法の意味や計算の仕方を理解し、約分や通分、異分母分数の加法及び減法の計算ができる。
- 異分母分数の大小比較の方法を考えたり、異分母分数の加法及び減法の計算の仕方を、図や式を用いて考えたりする力を養う。
- 一つの分数の分子及び分母に同じ数を乗除してできる分数は、元の分数と同じ大きさを表すことなどをもとにして、異分母の分数の加法及び減法の仕方を考えたり、計算の仕方を振り返り多面的に検討したりしようとしている。

3 単元の評価規準

知識・技能	思考力・判断力・表現力等	主体的に学習に取り組む態度
約分・通分の意味、異分母分数の大小比較のしかたを理解し、同値分数をつくり、異分母分数の大小比較ができる。また、異分母分数の加法及び減法の意味や計算の仕方を理解し、異分母分数の加法及び減法の計算ができる。	異分母分数の大小比較の方法を、分母を同じにすればよいと考えている。また、異分母分数の加法及び減法の計算の仕方を、図表現や数表現を用いて、分母を同じにすればできると考えている。	異分母で同じ大きさの分数があることに気付き、異分母分数の大小比較について考えようとしている。また、異分母分数の加法及び減法の計算の仕方を多面的に振り返っている。

5 単元の指導計画

時	学習内容	評価		
		知	思	主
1	・同分母分数および同分子分数の大小を比較する。	○	○	
2 (時)	・異分母分数の大小比較について考える。	○	○	
3	・いろいろな分数を通分して、大小を比較する。	○		○
4	・約分について知り、いろいろな分数を約分する。	○		○
5	・異分母分数の加法の計算のしかたを考える。		○	○
6	・くり上がりのある異分母分数の加法や、帯分数の混ざった異分母分数の加法の計算のしかたを考える。	○		
7	・異分母分数の減法の計算のしかたを考える。		○	○
8	・くり上がりのある異分母分数の減法や、帯分数の混ざった異分母分数の減法の計算のしかたを考える。	○		
9	・加法と減法の混ざった異分母分数の計算を行う。	○		○
10	・既習事項の確かめをする。			

・毎時間複数観点の評価を行うこととなっており、また学習の途中で「学習改善等に生かす評価」と評定のため「記録に残す評価」が区別されずに行われている。

真に意味のある評価活動へ集中し、総括的な評価の場面を精選する例

単元計画の重点化を意識した例

学習活動・学習課題 (丸付き数字は授業時数)	学習評価	
	つまずきと支援 (指導に生かす評価)	総括に用いる評価 (記録に残す評価)
①「走り幅跳びの代表選手を選ぶ」という課題を知って、学習計画を立てる	単元の課題を最初に明示!	
②いろいろな場面での平均値の求め方を考える	発言内容 (知)、活動の様子 (態)	
③平均を工夫して求める方法を考え、説明する		
④いくつかの部分の平均を知り、全体の平均を求めることができる		ワークシート (知)
⑤⑥平均の考えを用いることのよさがわかり、自分の歩幅を求めて道のりを概測することができる	発言内容 (思)	
⑦飛び離れた記録 (外れ値) がある場合の平均の求め方を理解する		
⑧「走り幅跳びの代表選手を選ぶ」という課題を設定し、求め方を説明する	学びの舞台!	ワークシート (思)

※単元計画の「重点化」が弱いと、評価場面は拡散して記録の回数も多くなりがちです

- ・単元の中で最も資質・能力を発揮しやすい場面を設定し、その中で重点的に評価。
- ・それ以外の場面においては、学習評価は子供達につまずきの把握と支援に活かすための「学習改善等に生かす評価」を行い、その場面も精選。

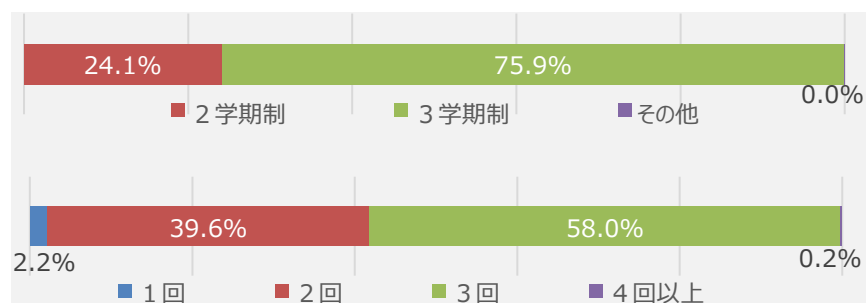
単元計画の重点化の意識が弱い例

学習活動・学習課題 (丸付き数字は授業時数)	学習評価	
	つまずきと支援 (指導に生かす評価)	総括に用いる評価 (記録に残す評価)
①どちらがよく校庭を走ったかを考え、操作を通して「ならず」という意味を理解する		発言内容 (知)
②ジュースの量をならずことを計算で求める方法を考え、「平均」の意味を理解する	記録の回数が増え、ヤマ場のイメージが子供にも湧きにくくなりがちです	発言内容・活動の様子 (知)
③0を含む平均を求める		ノートの記述内容 (知)
④部分の平均から全体の平均を求める		ノートの記述内容 (思)
⑤歩幅を使った距離などの概測をする		発言内容 (知)
⑥歩幅での測定とその活用を図る		発言内容 (知)
⑦仮平均の考えを使って、平均を求める		ノートの記述内容 (思)
⑧外れ値の処理の仕方を考える		ノートの記述内容 (知)
⑨練習問題を解く。既習事項を振り返る		ノート (知)、活動の様子 (態)

- ・毎時間総括のための評価材料を集めることとなり、教師の評価負担が重い。子供にとっても評価材料が多岐にわたっており、単元を通じて育成を目指す資質・能力について子供が意識しにくい。
- ・主体的な学習の調整が必要となる学習場面や、思考・判断・表現の場面が設定されておらず、指導と評価が結びついていない。

- 評価は、学期の区分ごとに作成する学校が多いが、3学期制の学校でも年間2回や、年間1回の学校もある。

【小学校等】



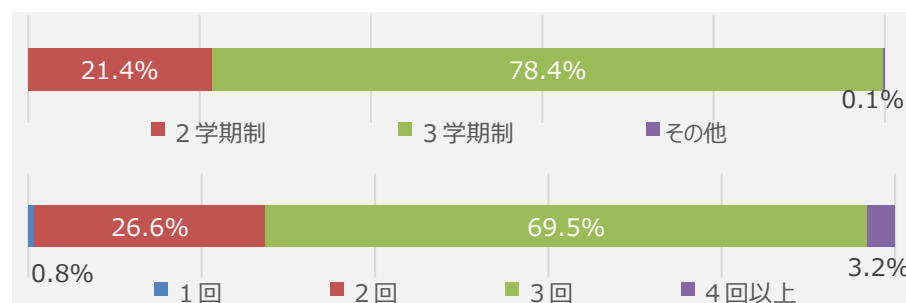
学期の区分

評価の
作成回数
(※)

学期の区分と
評価作成回数の
関係

	1回	2回	3回	4回以上
3学期制	1.5%	16.5%	57.8%	0.1%
2学期制	0.7%	23.1%	0.3%	0.1%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

【中学校等】



	1回	2回	3回	4回以上
3学期制	1.4%	21.0%	44.7%	0.1%
2学期制	1.1%	31.4%	0.2%	0.0%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※ 総括的評価としての観点別評価のみを作成している場合も回数に含めている。

○天童市立天童中部小学校

児童の学習の状況を把握してその改善を支援するための見取りを日常的に行っていくことを重要視し、次の学習活動につなげやすいよう、夏季休業前に評価を作成するのではなく、授業が始まっている9月の途中と、年度末の3月に評価を作成している。

○静岡市立中島小学校

今年度から、児童の学習成果を1年間で見取るため、評価を年度末1回の作成とした。前期終了時の三者面談では、児童が自分で作成した、自分の前期の学習状況をまとめたものを使って、学習の成果を保護者に伝える取組を実施している。

静岡市立中島小学校

- ・ 児童と教員が学習過程や現時点での学習の到達度を把握し、これからの課題を共に確認し共有するため、児童自らが、日々の授業の中でICT端末を活用して学習記録を作成。
- ・ 従来から実施していた前期終了時の保護者面談の機会を活用し、児童が作成した学習記録等をもとに、児童が保護者と担任に対して自らの学習の成果を報告し、担任がフィードバックすることで、児童が学びを自己調整できるよう支援。
- ・ 評価は年度末に1回作成し、通知表として児童や保護者にフィードバックしている。

The image displays a collection of 12 sample pages from the 'Study Card Collection' (学習カードコレクション) for elementary school students. The pages are arranged in a 3x4 grid. Each page has a title bar with the subject and volume number. The subjects are: Japanese (国語), Math (算数), Social Studies (社会), English (英語), Science (理科), Moral Education (道徳), Health and Physical Education (保健体育), Music (音楽), Art (美術), Physical Education (体育), and Challenge (チャレンジ). The pages contain various educational content such as text, diagrams, and illustrations.

- ・ 児童が自己の学びを振り返り、次の学びに生かすとともに教師の指導改善等に生かすため、ワークシートや作品等を綴じたファイル「学びファイル」を作成。
- ・ 三者面談の際は、作成したファイルを活用しながら児童・保護者・教師が学びの様子や伸びた点、努力を要する点について共有し、次の学びに生かす取組を実施。

学びファイル

()年()組()番 名前()

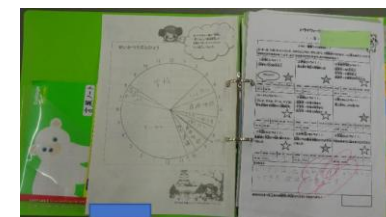
☆お家の人に見てもらった。サインをしてもって、持てきましょう。

☆このプリントは学びファイル(第4巻)の1ページ目にとしましょう。

月	サイン	お家の人から
月 日		
月 日		

自分たちと一緒にやらせてもらって、お家の人に見てもらって、サインをもらって、持てましょう。

- ・ ノート、ワークシート
- ・ 観察の記録
- ・ 定着テスト
- ・ 作品 など



「思考・判断・表現」の過程で「学びに向かう力・人間性等」を積極的に評価するイメージ

【指導目標】文章を読んでまとめた意見や感想を共有し、自分の考えを広げることができる（思考力・判断力・表現力等）

単元名 登場人物の心情の変化に着目して読み、物語のみよくを「レビューカード」にまとめて伝え合おう！

6	5	4	3	2	1	
主体的に取り組むことができる「思・判・表」課題 単元を貫く課題 この物語にはどのようなみりよくがあるのだろうか。						
主な学習活動 ・物語の全文を読み（範読を聞く）最も印象に残ったところを考える。 ・それぞれの考えの違ひから、課題を設定する。（共有ノート） ・「みりよく」 ・大まかな設定を確認し学習計画を立てる。 ・大造じいさんの残雪への見方は、どのように変わったのだろうか。 ・「大造じいさんの行動」と「心情の変化」に着目して物語の内容をまとめる。 ・「山場」について考える宿題を出す。 ・人物の関係や心情の変化から物語の「山場」を考え、「山場」についての考えを交流しよう。 ・一の場面から大造じいさんの心情の変化を追う、三の場面について（山場）大造じいさんの心情が大きく変わったことについて考える。 ・考えを交流する。 ・山場の確認！ ・情景描写などの表現について、その効果を考えよう。 ・情景描写などの表現の工夫を見つめる。 ・表現の工夫の効果について考える。 ・物語のみりよくを、「レビューカード」にまとめてよう。 ・物語のみりよくをまとめる。 ・みりよくがよく表れている部分を朗読する。 ・物語のみりよくを発表し合ひ、考えを広げよう。 ・自分の考えた魅力について、グループで発表する。 ・友達の発表した「みりよく」と自分の考える「みりよく」を比較し、改めて作品の魅力を考える。 ・考えた内容を共有する。						
評価の観点・評価方法 ・優れた表現に着目して通読し、自分の印象に残ったところについて考えている。 ・【発言・記述】 ・物語の魅力伝え合おうという言語活動を理解し、学習の見通しをもとうとしている。 ・【観察・発言】 ★形成的評価						
学習形態 一斉						
知：比喩や反復などの表現の工夫に気付いている。 【発言・記述】 文章を音読したり朗読したりしている。【観察】 思：「読むこと」において、人物像や物語などの全体像を具体的に想像したり、表現の効果を考えたりしている。 【発言・記述】 友達の考えを聞き、自分の考えに取り入れたり、自分の考えを広げたりしようとしている。【発言・観察・ふりかえり】 ★形成的評価						
思：「読むこと」において、文章を読んでまとめた意見や感想を共有し、自分の考えを広げている。【発言・記述】 態：進んで意見や感想を共有し、学習の見通しをもって物語の魅力伝え合おうとしている。【発言・記述】 ★総括的評価						
個人 ← 一斉 ← グループ 個人 ← 一斉 ← グループ 個人 ← 一斉 ← グループ 個人 ← 一斉 ← グループ 個人 ← 一斉 ← グループ 個人 ← 一斉 ← グループ						

「思・判・表」課題の中で「学びの主体的な調整」等の継続的な発揮があった場合に評価

総括的評価の場面は精選されており、単元終末以外は指導に活かす評価（形成的評価）とすることが明確となっている

「思考・判断・表現」の過程で「学びに向かう力・人間性等」を積極的に評価するイメージ

時	学習活動	指導上の留意点 ★自立した学び手の姿	評価規準・評価方法等
1	○単元の見通しをもつ ○竹取物語についての文学的知識の学習	・目標や学習の流れ、ゴールの姿など見通しをもって学習できるように伝える。 ・『竹取物語』がかぐや姫として今も伝えられていることを確認し、古典に親しむための機会とする。	
2	○竹取物語の序文を音読 ○蓬菜の玉の枝を音読 ○蓬菜の玉の枝のあらすじを捉える	・古文を音読し、古典特有のリズムなどをつかむ。 ・歴史的仮名遣いや古文特有の言葉の意味などを説明し、時代とともに言葉の意味が変わっていったことを留意させる。	[知識・技能]のワークシート ・歴史的仮名遣い、言葉を活用できているのが確認する。
3	○富士の煙の音読 ○富士の煙のあらすじを捉える ○くらもちの皇子の共感できる点を探る	・古文を音読し、古典特有のリズムなどをつかむ。 ・歴史的仮名遣いや古文特有の言葉の意味などを説明し、時代とともに言葉の意味が変わっていったことを留意させる。 ・くらもちの皇子の共感できる点を全員で探ることによって自己調整する際の指標になる活動にする。	
4・5	○どの人物が気になるのか選ぶ →かぐや姫、五人の食公子、翁 ○選んだ人物のどのような心情や行動が、共感できるのか複数の資料から探る ○互いの考えを交流する ○交流を通して、自分の考えを広げたり、深めたりして自分の解釈を再構築する ○自分なりの解釈をまとめる	・参考図書は図書スペースを設け、参考資料はタブレット上で、いつでも見られるようにしておく。 ・自分の主観にならないように必ず叙述をもとに解釈させるようにする。 ・自分の考えや友達のことを整理することで、次時の自分の考えをまとめる活動につなげる。 ★似ている考えや異なる考えの仲間を自分から見つけ、対話を通して自分の考えを広げたり深めたりしている。 ★自分に必要な情報を資料から収集している。	[思考・判断・表現]のワークシート or オクリンクプラス ・場面と場面、場面と描写を結びつけながら自分なりの解釈を見つけているが確認する。 [主体的に学習に取り組む態度]のワークシート or オクリンクプラス ・叙述・描写などの根拠をもとに自分なりの解釈をしているが確認する。
6	○友だちと共感できる点について語り合う ○単元のまとめを行う	・様々な考えに触れられるようにし、自分の考えをさらに広げられるようにする。 ・現代との共通点を生徒の発表から見いだせるよう示唆する。	

主体的に取り組むことができる「思・判・表」課題

評価場面は精選されており、毎時のワークシートや振り返りは評価対象とならない

「思・判・表」課題の中で「学びの主体的な調整」等の継続的な発揮があった場合に評価

時間	ねらい(■)、言語活動(丸数字)	知・技	思・判・表	態度	備考
1 2	■単元目標を理解する。 ■国際協力のキャンペーン広告を読んで、自分たちが貢献できることや願いについて書く。 ①国際社会の状況について知る。 ②教科書の本文を読んで理解する。 ③自分たちが貢献できることや願いについて考え、共有する。 ④自分たちが貢献できることや願いについて書く。 ■仮定法(wish)の形・意味・用法を理解する。 ①教科書本文で出てきたI wishを用いた文章を取り上げ、文の形・意味・用法を理解する。 ②前時で書いた作文に自分の願いをI wishを使って書き加える。				
3 ※	■発展途上国の現状についての英語を聞いたり、読んだりして自分の考えや気持ちなどを整理し、自分が貢献できることや願いについて書く。 ①発展途上国の現状についての英語を聞いたり、読んだりして、内容を理解する。 ②理解した内容や自分が貢献できることや願いなどを、同じ国を選択した生徒とペアやグループで共有する。 ③共有した内容をもとに自分が貢献できることや願いなどを書く。				
4 5	■カイトとメグの会話の内容を理解する。 ①新出語句について理解する。 ②デジタル教科書を活用し、音読練習をする。 ③教科書の本文を内容理解する。 ■仮定法(if 主語 were)の形・意味・用法を理解する。 ①教科書本文で出てきたifを用いた文章を取り上げ、文の形・意味・用法を理解する。 ②もし自分がアフガニスタンの生徒だったら、どのように勉強するのかを英語で書く。				
6 ※	■発展途上国の現状についての英語を聞いたり、読んだりして自分の考えや気持ちなどを整理し、自分が貢献できることや願いについて書く。 ①発展途上国の現状についての英語を聞いたり、読んだりして、内容を理解する。 ②理解した内容や自分が貢献できることや願いを、同じ国を選択した生徒とペアやグループで共有する。 ③第3時に書いたものや、共有した内容をもとに書くことや願いなどを書く。				
7 8	■国際協力のキャンペーンについてのスピーチ原稿を読んで、支援がどのように役に立っているかについて理解する。 ①新出語句について理解する。 ②教科書の本文を内容理解する。				
9 ※	■発展途上国の現状についての英語を聞いたり、読んだりして自分の考えや気持ちなどを整理し、自分が貢献できることや願いについて書く。 ①発展途上国の現状についての英語を聞いたり、読んだりして、内容を理解する。 ②理解した内容や自分が貢献できることや願いなどを、同じ国を選択した生徒とペアやグループで共有する。 ③第3時・6時に書いたものや、共有した内容をもとに自分が貢献できることや願いなどを書く。 ④書いたものを読み合い、交流する。		○	○	
後 日	ペーパーテスト	○	○	○	

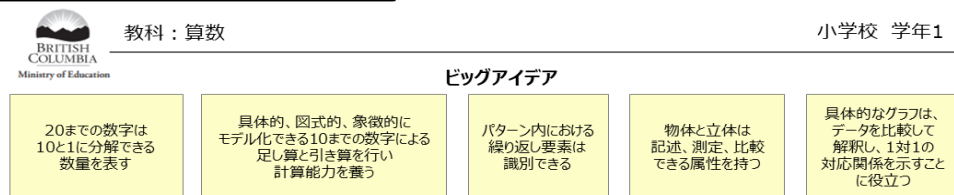
主体的に取り組むことができる「思・判・表」課題

教科の中核的な概念等による構造化を行っている諸外国の学習評価

カナダ（ブリティッシュコロンビア州）

州が示す教育課程の基準における**学習基準**（Learning Standards）を**もとに**、教師は可能な場合は生徒とともに**評価規準の設定**を行い、ルーブリックやチェックリストなどの多様なツールを用いながら学習評価を行う。

◆教育課程の基準の構造

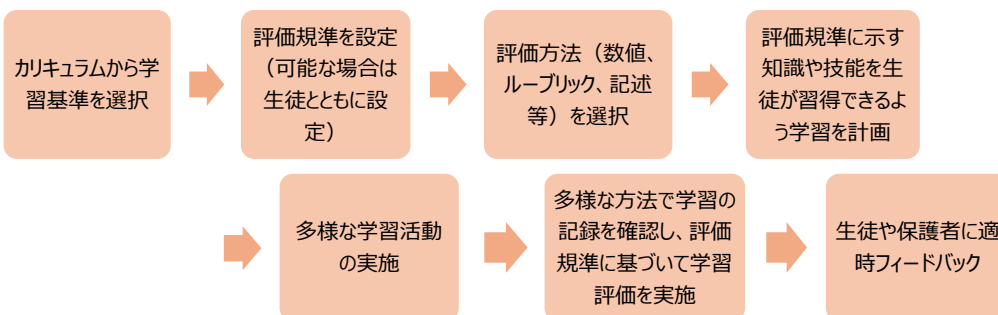


評価規準の参照対象

教科別コンピテンシー	学習基準	教科内容
児童には以下を実践することが求められます。 推論と分析 - 推論を利用して探索し、つながりをつくる - 適正に見積もる - 数量を理解するための暗算戦略と能力を養う - テクノロジーを利用して数学を探索する - 文脈化された経験の中で算数をモデル化する 理解と解決 - 遊び、探求、問題解決を通して数学的理解を養い、実証し、応用する - 数学的概念を探索するために視覚化する - 問題解決に取り組むために複数の戦略を開発し利用する - 先住民のコミュニティ、地域のコミュニティ、そして他の文化に関連する場所、物語、文化的慣習、視点に関連した問題解決の経験に取り組む コミュニケーションと表現 - 様々な方法で数学的思考を伝える - 数学的語彙や言語を利用して数学的な議論に貢献する - 数学的なアイデアや決定を説明し正当化する - 具体的な形、図形、記号の形で数学的なアイデアを表現する	児童には以下を実践することが求められます。 20までの数の概念 10のつくり方 20までの加算と減算（演算とプロセスの理解） - 複数の要素と属性を持つ繰り返しパターン - 具体的に「か」言葉で量を20に変化する - 等号と不等号の意味 - 非標準単位（非一様及び一様）による測定 2Dの図形と3Dの立体の比較 1対1の対応を利用した具体的なグラフ - 比較言語を用いた生活になじみのある確率 - 金融リテラシー－硬貨の価値と通貨交換	児童には以下を知ることが求められます。

（出典）Building Student Success - B.C. Curriculumより仮訳

◆学習評価の流れ



（出典）K-12 Student Reporting Policy - Communicating Student Learning Guidelinesをもとに文部科学省作成

韓国

国は、教育課程の基準に基づき、各教科において**生徒が達成すべき知識、技能、態度**などの特性を示す「**成就基準**（achievement standards）」を領域ごとに公表。各学校は、成就基準をもとに評価基準を作成し、**知識、技能、態度について総合的に学習評価**を行う。

◆教育課程の基準の構造

核心アイデア （当該領域の学習を通じて獲得できる概念の核心）	内容要素			
	初等学校		中学校	
	3～4年生	5～6年生	1～3年生	
カテゴリー	3～4年生	5～6年生	1～3年生	
知識・理解 （学習領域で知り理解すべき内容）	葛藤と不均等の世界	地球村の葛藤事例	地域の統合と分離 ・ 地域不均衡 ・ 分断と接境地域	
過程・技能 （教科固有の思考と探求の過程または技能）	（略）	（略）	多様な利害関係及び価値をめぐる問題に対する自分及び相手の意見を批判的に検討し、合理的にコミュニケーションをとる （略）	
価値・態度 （教科活動を通じて育成することができる固有の価値と態度）	（略）	私達が住むところの環境に対する感受性 （略）	特定地域に対する自身の認識と観点に対する反省的省察 （略）	

（出典）「2022社会科教育課程」より仮訳

◆成就基準（achievement standards）の例（国語「書くこと」）

教育課程の内容	成就基準
観察、調査、実験した内容を手順と結果が明らかになるように報告する文章を書く。	報告文の目的、特性、構成要素を説明できる。
	観察、調査、実験した内容を手順と結果が明らかになるように構成し、報告文を書くことができる。
	観察、調査、実験及び報告の倫理を守る態度を持つ。

（出典）

韓国教育部（2017）「과정을 중시하는 수행평가 어떻게 할까요? (중등)」(過程を重視するパフォーマンス評価をどのように行うか（中等））」より仮訳

※最新の成就基準については学生評価支援ポータル（[KEYE学生評価サポートポータル](#)）上でデータベースを公開している

学習指導要領における学習評価に関する記載

小学校学習指導要領（第1章第3）（P23）

2 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること

小学校学習指導要領解説総則編（p93～）

（1）指導の評価と改善（第1章第3の2の（1））

（略）

実際の評価においては、各教科等の目標の実現に向けた学習の状況を把握するために、指導内容や児童の特性に応じて、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習の過程の適切な場面で評価を行う必要がある。その際には、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視することが大切である。特に、他者との比較ではなく児童一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学年や学期にわたって児童がどれだけ成長したかという視点を大切にすることも重要である。

また、教師による評価とともに、児童による学習活動としての相互評価や自己評価などを工夫することも大切である。相互評価や自己評価は、児童自身の学習意欲の向上にもつながることから重視する必要がある。

今回の改訂では、各教科等の目標を資質・能力の三つの柱で再整理しており、平成28年12月の中央教育審議会答申において、目標に準拠した評価を推進するため、観点別学習状況の評価について、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理することが提言されている。その際、ここでいう「知識」には、個別の事実的な知識のみではなく、それらが相互に関連付けられ、さらに社会の中で生きて働く知識となるものが含まれている点に留意が必要である。

また、資質・能力の三つの柱の一つである「学びに向かう力、人間性等」には①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、②観点別学習状況の評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分があることにも留意する必要がある。

このような資質・能力のバランスのとれた学習評価を行っていくためには、指導と評価の一体化を図る中で、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった多様な活動を評価の対象とし、ペーパーテストの結果にとどまらない、多面的・多角的な評価を行っていくことが必要である。

（2）学習評価に関する工夫（第1章第3の2の（2））

（略）

このため、学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、例えば、評価規準や評価方法等について、事前に教師同士で検討するなどして明確にすること、評価に関する実践事例を蓄積し共有していくこと、評価結果についての検討を通じて評価に係る教師の力量の向上を図ることなどに、学校として組織的かつ計画的に取り組むことが大切である。さらに、学校が保護者に、評価に関する仕組みについて事前に説明したり、評価結果についてより丁寧に説明したりするなどして、評価に関する情報をより積極的に提供し保護者の理解を図ることも信頼性の向上の観点から重要である。

また、学年や学校段階を越えて児童の学習の成果が円滑に接続されるようにすることは、学習評価の結果をその後の指導に生かすことに加えて、児童自身が成長や今後の課題を実感できるようにする観点からも重要なことである。

このため、学年間で児童の学習の成果が共有され円滑な接続につながるよう、指導要録への適切な記載や学校全体で一貫した方針の下で学習評価に取り組むことが大切である。

（略）

専門高校に関する参考資料集

(令和8年4月8日 一部更新)

1. 専門高校について……………2

- ・高等学校及び専門高校について
- ・「専門高校」の呼称について

2. 学習指導要領について……………5

- ・学習指導要領に関する法制上の仕組み
- ・法令上定められている教育の目的・目標について
- ・学習指導要領の変遷
- ・現行高等学校学習指導要領の構造
- ・現行学習指導要領の考え方
- ・現行学習指導要領における職業教科・科目の全体構成（専門教科・科目）
- ・現行学習指導要領における目標・内容の記述（専門教科・科目）
- ・現行学習指導要領における各専門学科の改訂のポイント
- ・現行学習指導要領改訂に関するスケジュール

3. 専門高校を取り巻く現状について……………27

- ・15歳人口の推移
- ・高等学校等への進学率（推移）
- ・高校生の卒業後の進路状況（推移）
- ・2040年の就業構造推計
- ・公立学校の配置

4. 学校数、生徒数等について……………33

- ・高等学校の学校数（学科別）
- ・高等学校の学科数の推移

- ・都道府県別 学科数
- ・高等学校の生徒数
- ・高等学校学科別生徒数割合の推移
- ・高等学校 学科別生徒数の推移

- ・都道府県別 生徒数：学科別生徒数
- ・専攻科のある学校数及び生徒数〔推移〕

5. 進路状況等について……………42

- ・高等学校卒業生学科別の進路状況
- ・普通科と職業学科の卒業生の進路の推移（大学進学率）
- ・普通科と職業学科の卒業生の進路の推移（専修学校・公共職業能力開発施設等進学率）
- ・普通科と職業学科の卒業生の進路の推移（就職率）
- ・各専門学科の進路状況
- ・インターンシップの実施状況（公立高校・全日制）〔令和5年度〕
- ・専門高校における産学連携の取組状況

6. 関係施策等について……………58

- ・高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）【概要】
- ・令和7年度補正予算について
- ・産業教育施設・設備整備について
- ・高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）取組事例
- ・マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）取組事例
- ・専門高校の理解を推進するための取組
- ・高等学校教育の在り方ワーキンググループ 審議まとめ（令和7年2月）概要
- ・三党合意に基づきいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理（抜粋）
- ・経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太方針2025）（抜粋）
- ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（抜粋）
- ・地方創生 2.0 基本構想（抜粋）

1. 専門高校について

高等学校及び専門高校について

1. 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第六章 高等学校

- 第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。
- 第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
 - 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
 - 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

2. 学校教育法施行規則（昭和二十二年省令第十一号）

第六章 高等学校

- 第八十条 高等学校の設備、編制、学科の種類その他設置に関する事項は、この節に定めるもののほか、高等学校設置基準（平成十六年文部科学省令第二十号）の定めるところによる。
- 第八十三条 高等学校の教育課程は、別表第三に定める各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動によって編成するものとする。
- 第八十四条 高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。

3. 高等学校設置基準（平成十六年省令第二十号）

第二章 学科

（学科の種類）

第五条 高等学校の学科は次のとおりとする。

- 一 普通教育を主とする学科
- 二 専門教育を主とする学科
- 三 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

第六条 前条第一号に定める学科は、普通科その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科とする。

2 前条第二号に定める学科は、次に掲げるとおりとする。

- 一 農業に関する学科
- 二 工業に関する学科
- 三 商業に関する学科
- 四 水産に関する学科
- 五 家庭に関する学科
- 六 看護に関する学科
- 七 情報に関する学科
- 八 福祉に関する学科
- 九 理数に関する学科
- 十 体育に関する学科
- 十一 音楽に関する学科
- 十二 美術に関する学科
- 十三 外国語に関する学科
- 十四 国際関係に関する学科
- 十五 その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科

職業に関する学科を設置する高等学校

専門高校

3 前条第三号に定める学科は、総合学科とする。

【参考】「専門高校」の呼称について

- 学校教育法第五十条に基づき、高等学校設置基準第五条の専門教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉に関する学科を設置している高等学校（従来「職業高校」と称していたもの）を、文部省の調査研究会議報告の提言（平成7年3月）を踏まえ、「専門高校」と称している。

【参 考】「スペシャリストへの道」

（平成7年3月 職業教育の活性化方策に関する調査研究会議報告（座長：有馬朗人））

- 職業教育を充実させるために「職業高校」から「専門高校」へ 職業高校における職業教育も、現実の産業界から求められる知識・技術の水準を視野に入れながら、スペシャリストとなるための第1段階として、必要とされる専門性の基礎的・基本的な教育に重点を置く必要が高まっている。したがって、従来の「職業高校」という呼称を、「専門高校」と改めることにより、このような考え方を明確にする必要がある。

2. 学習指導要領について

学習指導要領に関する法制上の仕組み

教育課程編成の基本的な考え方

国

学習指導要領など、学校が編成する教育課程の大綱的な基準を制定
(各教科等の構成、年間の標準時間数、教科等の大綱的な目標、内容等)

教育委員会
(設置者)

教育課程など学校の管理運営の基本的事項について規則を制定
(学年・学期、休業日、校務分掌、教育課程編成や教材使用の手続き等)

学校
(校長)

学校や地域、児童生徒の実体等を踏まえ、創意工夫した教育課程を編成・実施

教育課程に関する法制上の仕組み

- 教育基本法 : 教育の目的、目標を規定。【法律】
- 学校教育法 : 各学校段階ごとに教育の目的、目標などを規定。また、教科に関する事項は文部科学大臣が定めることを規定。【法律】
- 学校教育法施行規則 : 各教科等の構成、年間標準授業時数を規定。また、教育課程については、文部科学大臣が別に公示する学習指導要領によることを規定。【省令】
- 幼稚園教育要領
学習指導要領 : 教育課程全般にわたる配慮事項などの総則と、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の目標、内容、内容の取扱い（幼稚園における各領域のねらい、内容、内容の取扱い）を規定。【告示】
- 幼稚園教育要領解説
学習指導要領解説 : 総則及び各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動（幼稚園における各領域）について、学校種毎に学習指導要領等の改善の趣旨及び内容について解説したもの。

法令上定められている教育の目的・目標について

教育の目的(基本法1)

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

教育の目標(基本法2)

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養う。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養う。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養う。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う。

幼児教育

幼児教育の目的 (学教法22)

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する

義務教育

義務教育の目的(基本法5②)

各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う

小学校教育の目的 (学教法29)

心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施す

中学校教育の目的 (学教法45)

小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施す

後期中等教育 (高校など)

高校の目的(学教法50)

中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施す

幼児教育の目標

(学教法23)

- ①健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る
- ②集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養う
- ③身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養う
- ④日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養う
- ⑤音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養う

義務教育の目標(学教法21)

- ①自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う
- ②生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う
- ③伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う
- ④家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養う
- ⑤読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養う
- ⑥生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養う
- ⑦生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養う
- ⑧健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図る
- ⑨生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養う
- ⑩職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養う

学力の3要素(学教法30②:小学校、49:中学校、62:高等学校、70:中等教育学校)

前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

高校の目標(学教法51)

- ①義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養う
- ②社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させる
- ③個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養う

特別支援学校の目的(学教法72)

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける

学習指導要領とは

学校で学んだことが、子供たちの「生きる力」となって、
明日に、そしてその先の人生につながってほしい。

これからの社会が、どんなに変化して予測困難になっても、
自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、
それぞれに思い描く幸せを実現してほしい。

そして、明るい未来を、共に創っていきたい。

2020年度から始まる新しい「^{がくしゅうしどうようりょう}学習指導要領」には、
そうした願いが込められています。



「学習指導要領」とは、全国どここの学校でも一定の教育水準が保てるよう、
文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準です。
およそ10年に一度、改訂しています。
子供たちの教科書や時間割は、これを基に作られています。

これまで大切にされてきた、
子供たちに「生きる力」を育む、という目標は、
これからも変わることはありません。
一方で、社会の変化を見据え、新たな学びへと進化を目指します。

生きる力 学びの、その先へ

新しい「学習指導要領」の内容を、多くの方々と共に共有しながら、
子供たちの学びを社会全体で応援していきたいと考えています。

『生きる力』を育むために 子供たちの学びはどう進化するの？

主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点から
「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視して授業を改善します。



新たに取り組むこと、これからも重視することは？

下記のはかに、「体験活動」「キャリア教育」「起業に関する教育」「金融教育」「防災・安全教育」「国土に関する教育」なども充実します。



「特別の教科 道徳」では、児童がいかにか成したかを積極的に受け止めて、認め、励ますための評価（記述式）を行います。特定の考え方を押し付けたり、評価を人試で使ったりしません。

お子さんが学校で学んだことについて、ご家庭で、ぜひ話してみてください。

保護者の皆さまの働きかけが、
子供たちの「生きる力」を育む
大きな原動力になります。
保護者の働きかけがある
子供の学力は高いという
傾向があります。

例えば…

- 学校や文庫のこと、道徳や社会の出来事など家庭での会話が多い。
- テレビ・ビデオ・DVDを見る時間などのルールを定めている。
- テレビゲーム（携帯電話やスマートフォンを使ったゲーム等を含む）をする時間を限定している。
- 子供に本や新聞を読むように促している。
- 子供に最後までやり遂げることを大切さを伝えている。
- 自分の変更をせよと伝えられるようになることを重視している。
- 地域や社会に貢献するなどの役に立つ人間になることを重視している。

（平成29年度全国学力・学習状況調査の結果、学習指導要領の方向性に関する調査結果）

学習指導要領の変遷



現行高等学校学習指導要領の構造

第1章 総 則

高等学校教育の基本と教育課程の役割、教育課程の編成、教育課程の実施と学習評価、単位の修得及び卒業の認定、生徒の発達の支援、学校運営上の留意事項、道德教育に関する配慮事項等について規定

第2章 各学科に共通する各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報、理数

第3章 主として専門学科に設置される各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術、英語

第4章 総合的な探究の時間

第5章 特 別 活 動

第1節 農業

第1款 目標

農業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、農業や農業関連産業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 農業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 農業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏ま・理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、農業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

第2款 各科目

第1 農業と環境

1 目標

農業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、農業の各分野で活用する基礎的な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 農業と環境について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 農業と環境に関する課題を発見し、農業や農業関連産業に携わる者として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 農業と環境について基礎的な知識と技術が農業の分野で活用できるよう自ら学び、農業の進行や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

- (1) 「農業と環境」とプロジェクト学習

ア 農業学習の特質

イ プロジェクト学習の方法と進め方 ※以下略

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 農業の社会的な役割と環境や暮らしとの関わりについて、地域農業の見学や地域環境の調査及び統計資料の分析など具体的あ学習を通して理解できるように留意して指導するとともに、地域の実態や学科の特色等に応じて、適切な題材を選定すること。 ※以下略

現行学習指導要領の考え方

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む
「社会に開かれた教育課程」の実現
各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の
新設など

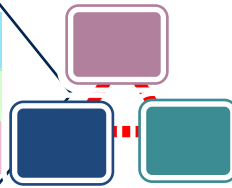
各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造
的に示す

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習
得など、新しい時代に求
められる資質・能力を育成
知識の量を削減せず、質
の高い理解を図るための
学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



現行学習指導要領の考え方 主体的・対話的で深い学びの実現

(「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善) について (イメージ)

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

【主体的な学び】の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。



主体的な学び
対話的な学び
深い学び



学びを人生や社会に
生かそうとする
**学びに向かう力・
人間性等の涵養**

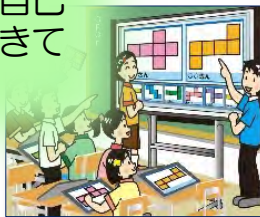
生きて働く
**知識・技能の
習得**

未知の状況にも
対応できる
**思考力・判断力・表現力
等の育成**



【対話的な学び】の視点

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

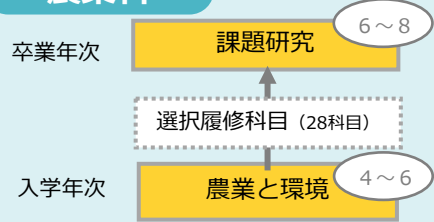


【深い学び】の視点

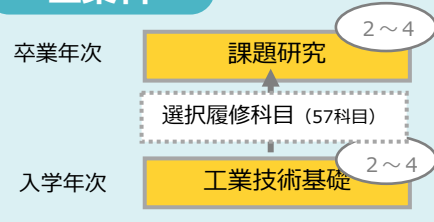
習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「**見方・考え方**」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

現行学習指導要領における職業教科・科目の全体構成

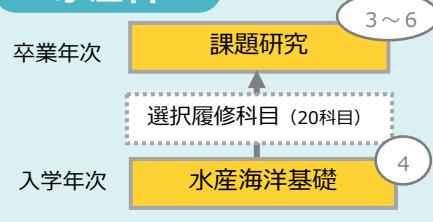
農業科



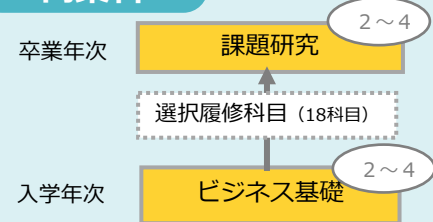
工業科



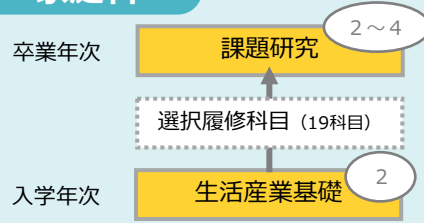
水産科



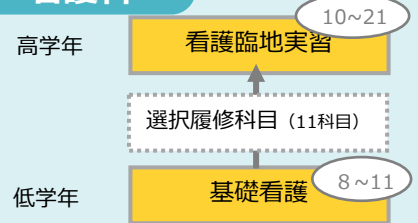
商業科



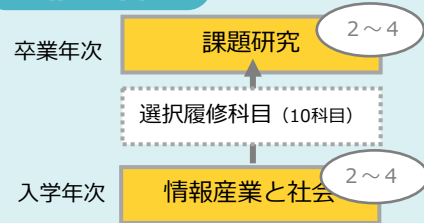
家庭科



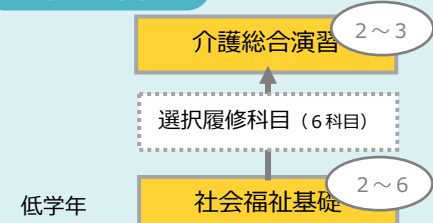
看護科



情報科



福祉科



前回改訂においては、基本的な構成は維持しつつ、産業界で必要とされる人材を踏まえ、各教科ごとに科目の統廃合や新設を実施。

- 専門性の基礎・基本を一層重視するとともに、専門分野に関する知識と技術の定着を図る観点から、科目の構成や内容の改善を図り、**従前の8教科188科目から8教科186科目で構成。**

農業：30→30	工業：61→59	商業：20→20	水産：22→22
家庭：20→21	看護：13→13	情報：13→12	福祉：9→9

- 産業界で求められる人材を育成するため、**5科目を新設。**
 「船舶工学」（工業）、「観光ビジネス」（商業）、「総合調理実習」（家庭）、「情報セキュリティ」（情報）、「メディアとサービス」（情報）
- 職業に関する各学科における**原則履修科目**は、従前と同様、各教科の**基礎的科目**と**課題研究等**の2科目。

現行学習指導要領における目標・内容の記述①

各教科の「目標」の記述を、「知識及び技術」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の3つの柱で再整理

<平成21年告示>

目標

工業 第1款 目標

工業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、現代社会における工業の意義や役割を理解させるとともに、環境及びエネルギーに配慮しつつ、工業技術の諸問題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、工業と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。



<平成31年告示>

工業 第1款 目標

工業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、ものづくりを通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 工業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。【知識及び技術】
- (2) 工業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。【思考力・判断力・表現力等】
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、工業の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。【学びに向かう力、人間性等】

内容

第1 工業技術基礎 2 内容

- (1) 人と技術と環境
 - ア 人と技術
 - イ 技術者の使命と責任
 - ウ 環境と技術



第1 工業技術基礎 2 内容

- 1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。
〔指導項目〕
- (1) 人と技術と環境
 - ア 人と技術
 - イ 技術者の使命と責任
 - ウ 環境と技術

◎ 内容については、事項のみを大綱的に示しているものの、〔指導項目〕としての指導を通じて、目標に3つの柱に整理した資質・能力を身に付けさせることを明確化した。

現行学習指導要領における目標・内容の記述②

今回の改訂において、教科目標について、各教科共通に以下の点を改善

- ◎ 実践的・体験的な学習活動を通じて資質・能力を育成することを明確化
- ◎ 職業人に求められる倫理観に関する指導の充実
- ◎ 社会貢献や協働について新たに明示

職業教育に共通する目標の考え方

※中教審答申（平成28年12月）より
抜粋

職業に関する各教科の「見方・考え方」を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、社会を支え産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 各職業分野について（社会的意義や役割を含め）体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付ける。
- (2) 各職業分野に関する課題（持続可能な社会の構築、グローバル化・少子高齢化への対応等）を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

現行学習指導要領における目標・内容の記述③

「働くことの意義や役割の理解」、「職業人に求められる倫理観の育成」等について、各職業教科に共通して指導すべき事柄として「共通の内容」として整理し、各職業教科の原則履修科目に位置付けた。

産業界において、異業種・異分野に進出する企業が多く見られる状況



共通する資質・能力を、より意識して育成する必要

共通の内容

- ・働くことの意義や役割の理解
- ・職業人に求められる倫理観の育成 など



**職業8教科全ての原則履修科目
に共通して位置付ける**

第1 工業技術基礎 【「工業」の例】

3 内容の取扱い (1) ア

〔指導項目〕の(1)のアについては、産業社会、職業生活、産業技術に関する調査や見学を通して、**働くことの社会的意義や役割**、工業技術と人間との関わり及び工業技術が日本の発展に果たした役割について理解できるよう工夫して指導すること。イについては、安全な製品の製作や構造物の設計・施工、法令遵守など、工業における技術者に求められる**職業人としての倫理観**や使命と責任について理解できるよう工夫して指導すること。

現行学習指導要領における「農業科」の改訂のポイント

- 持続可能で多様な環境に対応した学習を充実
- 農業経営のグローバル化や法人化、六次産業化や企業参入等に対応した経営感覚の醸成を図る学習を充実
- 安全・安心な食料の持続的な生産と供給に対応した学習を一層充実
- 農業のもつ多面的な特質を学習内容とした地域資源に関する学習を充実

1. 改訂の基本的な考え方

- 安定的な食料生産の必要性や農業のグローバル化への対応など農業を取り巻く社会的環境の変化を踏まえ、農業や農業関連産業を通して、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成するよう学習内容等を改善・充実。

2. 学習内容の改善・充実

(1) 持続可能で多様な環境に対応した学習を充実

- 「農業と環境」で学習していた農業と環境の関係性について、持続可能で多様な環境に対応するよう新たに「栽培と環境」、「飼育と環境」を分類整理。

(2) 経営感覚の醸成を図る学習を充実

- 経営感覚の醸成と商品開発などへつなげるために、「農業経営」、「食品流通」でマーケティングに関する学習内容を充実するとともに、生産系の科目である「作物」、「野菜」、「果樹」、「草花」、「畜産」などにおいて、起業や六次産業化に関わる内容を扱うことを明記。

(3) 安全・安心な食料の持続的な生産と供給に対応した学習を一層充実

- 「農業と環境」、「総合実習」、「作物」、「野菜」、「果樹」、「草花」、「畜産」、「食品製造」などの科目において、農業生産工程管理（GAP）や危害分析・重要管理点方式（HACCP）など安全・安心な食料の持続的な生産と供給に対応した生産工程管理に関する学習内容を充実。
- 「微生物利用」で学習していた安全・安心な食品関係の学習内容を更に充実するよう「食品微生物」に名称変更。

(4) 農業のもつ多面的な特質を学習内容とした地域資源に関する学習を充実

- 「グリーンライフ」で学習していた農業・農村のもつ多面的な特質（地域振興や文化の伝承など）を学習内容とした地域資源に関する学習の充実を図る視点で整理し、「地域資源活用」に名称変更。

3. 学習指導の改善・充実

- 生徒による主体的・計画的な農業学習の一層の充実のため、①課題設定、②計画立案、③実施、④反省・評価による「プロジェクト学習」を関係する科目の導入部分に設定。
- 地域や産業界、農業関連機関等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用した学習活動の充実。

現行学習指導要領における「工業科」の改訂のポイント

- もののインターネット化（IoT）など技術の高度化への対応
- 耐震に関する技術など安全・安心な社会の構築への対応
- 地球温暖化防止や省資源化など環境保全やエネルギーの有効な活用への対応
- マイクロコンピュータの組み込み技術など情報技術の発展への対応
- 海事生産性革命(i-shipping)の推進による造船など船舶にかかわる人材育成への対応

1. 改訂の基本的な考え方

- 安全・安心な社会の構築、職業人としての倫理観、環境保全やエネルギーの有効な活用、産業のグローバル競争の激化、情報技術の技術革新の開発が加速することなどを踏まえ、ものづくりを通して、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成するよう学習内容等を改善・充実。

2. 学習内容の改善・充実

(1) 技術の高度化への対応

- 現行の「生産システム技術」及び「電子機械応用」を「生産技術」に整理統合し、工業生産の自動化システムの構成及び生産のネットワーク化に関する指導項目を位置付けるなど、もののインターネット化(IoT)に関する学習内容を充実。

(2) 安全・安心な社会の構築への対応

- 「建築構造」、「建築構造設計」、「建築施工」に耐震技術に関する指導項目を位置付け、また、「土木基盤力学」、「土木構造設計」には内容の取扱いに耐震に関する配慮事項を設定するなど学習内容を充実。

(3) 環境保全やエネルギーの有効な活用への対応

- 「工業環境技術」など現行学習指導要領に引き続き環境及び省エネルギーに関する学習内容を充実。特に、「自動車工学」ではリサイクル及び省エネルギー対策を取り入れるなど学習内容を充実。

(4) 情報技術の発展への対応

- 「プログラミング技術」ではアルゴリズムとプログラム技法に関する指導項目に再構成、「ハードウェア技術」ではマイクロコンピュータの組み込み技術の内容を再構成、「ソフトウェア技術」ではソフトウェアの制作に関する指導項目の設定、「コンピュータシステム技術」ではIoTによる情報化を通じた多様な分野をつなぐ動きへと発展するネットワーク技術に関する指導項目を取り入れるなど学習内容を改善。

(5) 地域や社会の健全で持続的な発展への対応

- 造船など船舶にかかわる産業による地域の活性化に資する人材を育成する観点から「船舶工学」を新設し、船舶の概要、船舶建造などの指導項目で構成。

3. 学習指導の改善・充実

- 工業の見方・考え方を働かせ、見通しをもって実験・実習などを行い、科学的な根拠に基づき創造的に探究するなどの学習活動を充実。

現行学習指導要領における「商業科」の改訂のポイント

- グローバル化の進展、情報技術の進歩への対応
- 観光産業の振興、地域におけるビジネスの推進への対応
- ビジネスにおけるコミュニケーション能力とマネジメント能力の向上への対応

1. 改訂の基本的な考え方

- 経済のグローバル化、情報技術の進歩、観光立国の流れなどを踏まえ、ビジネスを通じ、地域産業をはじめ経済社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成するよう学習内容等を改善・充実。

2. 学習内容の改善・充実

(1) グローバル化の進展への対応

- 現行の「ビジネス経済」及び「ビジネス経済応用」の経済に関する指導項目について「グローバル経済」に整理統合し、グローバル化の動向・課題、企業活動のグローバル化に関する指導項目を取り入れるなど学習内容を改善。

(2) 情報技術の進歩への対応

- 「簿記」について、コンピュータを活用した会計処理が普及している状況を踏まえ、会計ソフトウェアの活用に関する指導項目を現行の「ビジネス実務」から移行するなど学習内容を改善。
- 現行の「電子商取引」を「ネットワーク活用」に再構成し、インターネットを活用したビジネスの創造に関する指導項目を取り入れるなど学習内容を改善。
- 現行の「ビジネス情報管理」の情報通信ネットワークに関する指導項目について「ネットワーク管理」に分離し、情報セキュリティ管理に関する指導項目の充実を図るなど学習内容を改善。

(3) 観光産業の振興への対応

- 地域の活性化を担うよう、観光ビジネスの展開に必要な資質・能力を育成する視点から「観光ビジネス」を新設し、観光資源と観光政策、観光ビジネスとマーケティングなどの指導項目で構成。

(4) 地域におけるビジネスの推進への対応

- 「ビジネス基礎」について、地域のビジネスを担う資質・能力を育成する視点から国内の身近な地域のビジネスに関する指導項目を取り入れるなど学習内容を改善。

(5) ビジネスにおけるコミュニケーション能力の向上への対応

- 現行の「ビジネス実務」を「ビジネス・コミュニケーション」に再構成し、ビジネスにおける思考の方法とコミュニケーションに関する指導項目を取り入れるなど学習内容を改善。

(6) ビジネスにおけるマネジメント能力の向上への対応

- 現行の「ビジネス経済応用」の企業経営、ビジネスの創造などに関する指導項目を「ビジネス・マネジメント」に分離し、人的資源、物的資源など経営資源のマネジメントに関する指導項目を取り入れるなど学習内容を改善。

3. 学習指導の改善・充実

- ビジネスの動向・課題を捉える学習活動及びビジネスに関する具体的な事例について多面的・多角的に分析し、考察や討論を行う学習活動を充実。
- ビジネスに関する理論を実験などにより確認する学習活動及びビジネスに関する具体的な課題を設定し、科学的な根拠に基づいてビジネスに関する計画を立案して提案などを行う学習活動を充実。

現行学習指導要領における「水産科」の改訂のポイント

- 水産物の安定供給や付加価値向上、急速な技術革新への対応
- 海洋環境の保全、持続的な海洋資源の管理、海洋の多面的利用や事故防止への対応
- 船舶職員養成や船舶の安全運航及び品質・衛生管理など、国際基準等の変化への対応

1. 改訂の基本的な考え方

- 水産物の世界的な需要の変化や資源管理、持続可能な海洋利用など水産や海洋を取り巻く状況の変化を踏まえ、水産業や海洋関連産業を通して、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成するよう学習内容等を改善・充実。

2. 学習内容の改善・充実

(1) 水産物の安定供給や付加価値向上の必要性の増大への対応

- 漁業、養殖業、食品製造業に関連する中核的科目（「漁業」、「資源増殖」、「食品製造」）において経営や食品の安全・衛生管理に関する学習内容を充実。

(2) 急速な技術革新への対応

- 最新の航海計器を活用した航海術（「航海・計器」）、バイオテクノロジー（「資源増殖」）、最新の冷凍技術の実態（「食品製造」）など、急速な技術革新に対応した学習内容を充実。

(3) 海洋環境の保全や持続的な海洋資源の管理への対応

- 異常気象・海洋環境保全（「水産海洋科学」）、増養殖による環境汚染（「資源増殖」）、水産資源の持続的有効利用（「海洋生物」）、自家汚染対策（「海洋環境」）、自然環境保全（「マリンスポーツ」）など、海洋環境の保全や持続的な海洋資源の管理に対応した学習内容を充実。

(4) 海洋の多面的利用や事故防止への対応

- 労働安全衛生法（「ダイビング」）、海の有効活用、安全指導（「マリンスポーツ」）など、海洋の多面的利用や事故防止に対応した学習内容を充実。

(5) 食品の安全への対応

- 危害分析・重要管理点方式（HACCPシステム）や食品トレーサビリティシステムなど、食品の安全に対応した学習内容を充実。（「漁業」、「資源増殖」、「食品製造」、「食品管理」）。

3. 学習指導の改善・充実

(1) 船舶職員養成や船舶の安全運航の国際基準等への対応

- 電子海図（「航海・計器」）、船員・船舶・海洋関係法規（「船舶運用」）など、船舶運航の国際基準に対応した指導を充実。

現行学習指導要領における「家庭科（専門教科）」改訂のポイント

- 地域の子育て支援や高齢者の自立生活の支援など少子高齢化への対応
- 食育の推進や専門性の高い調理師養成への対応
- 価値観やライフスタイルの多様化、複雑化する消費生活等への対応
- グローバル化を踏まえた生活文化の伝承・創造への対応

1. 改訂の基本的な考え方

- 少子高齢化、食育の推進や専門性の高い調理師養成、価値観やライフスタイルの多様化、複雑化する消費生活等への対応などを踏まえ、生活産業を通して、地域や社会の生活の質の向上と社会の発展を担う職業人を育成するよう学習内容等を改善・充実。

2. 学習内容の改善・充実

(1) 子供の発達や地域の子育て支援に関する学習の充実

- 保育や子育て支援について、子供の文化を含めて保育の基礎を学ぶ「保育基礎」と、その発展として、単に子供と触れ合うだけでなく、保育者の視点を踏まえた実習に重点を置いた「保育実践」に整理統合し、学習内容を充実。

(2) 高齢期の衣食住生活の質の向上を図る学習の充実

- 「生活と福祉」では、人間の尊厳と自立生活支援の考え方という項目を設け、認知症への理解を深めることを明示。また、高齢者への生活支援サービスの実習として、調理、被服管理、住環境の整備などの家事援助に加え、見守りや買物を新たに追加し、学習内容を充実。

(3) 食育の推進や調理師養成など食に関する学習の充実

- 「フードデザイン」では、災害などの非常時を想定し、備蓄食の準備やそれを活用した調理ができるよう、災害時の食事計画についても扱うことを新たに明示。
- 「食文化」では、食文化と食育という項目を新たに設け、食文化の発展に食育が果たす役割を扱うことを明示するなど、食育の推進に関する学習内容を充実。
- 「総合調理実習」を新設し、調理師養成における大量調理やサービスに関する学習内容を充実。

(4) ライフスタイルの多様化に伴う生活産業の発展に関する学習の充実

- 「生活産業基礎」に、ライフスタイルの変化と生活産業という項目を設け、社会の変化とライフスタイルの多様化に関する学習内容を充実。

(5) 生活文化の伝承・創造に関する学習の充実

- 「生活産業基礎」に、伝統産業に係る項目を新たに追加し、現状と課題や今後の展望について扱うことを明示。

3. 学習指導の改善・充実

- 原則履修科目である「生活産業基礎」において、職業人に求められるマネジメントの重要性に着目した指導の工夫を図ることを新たに明示。

現行学習指導要領における「看護科」の改訂のポイント

- 療養の場の多様化に伴うリスクマネジメント及び多職種連携を含めた専門性の高い看護実践能力の育成への対応
- 看護に求められる倫理的課題の多様化への対応
- 地域や社会のグローバル化への対応

1. 改訂の基本的な考え方

- 少子高齢化の進行、入院期間の短縮、在宅医療の拡大などを踏まえ、看護を通して、地域や社会の保健医療福祉を支え、人々の健康の保持増進に寄与する職業人を育成するよう学習内容等を改善・充実。

2. 学習内容の改善・充実

(1) リスクマネジメント及び多職種連携を含めた専門性の高い看護実践能力を育成するための学習の改善・充実

- 「基礎看護」の看護の共通技術に感染予防及び安全管理を位置付け学習内容を充実。
- 「看護の統合と実践」に医療安全のマネジメント、多重課題のマネジメント、多職種連携を位置付け学習内容を充実。

(2) 看護に求められる倫理的課題の多様化に関する学習の改善・充実

- 従前から扱っていた「基礎看護」以外の5つの科目（「成人看護」、「老年看護」、「小児看護」、「母性看護」、「在宅看護」）の〔指導項目〕に倫理的課題を明記。

(3) 地域や社会のグローバル化に対応するための学習の改善・充実

- 「看護の統合と実践」に国際看護を位置付け学習内容を充実。

3. 学習指導の改善・充実

- 看護に関する課題について、疾患・治療・生活状況等を把握するとともに当事者の思いを傾聴するなど多面的な情報を収集・分析し、解決策の考察や協議を経て、当事者への支援を行い、その結果を踏まえた振り返りを重視した学習活動の充実。

現行学習指導要領における「情報科（専門教科）」の改訂のポイント

- プログラミングや情報セキュリティに関する学習内容の改善・充実
- コンテンツの発信とこれを用いたサービスに関する学習内容の改善・充実
- 情報モラルや職業倫理の育成を図る学習指導の改善・充実

1. 改訂の基本的な考え方

- 知識基盤社会の到来、情報社会の進展、高度な情報技術をもつ I T 人材の需要増大などを踏まえ、情報関連産業を通して、地域産業をはじめ情報社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成するよう学習内容等を改善・充実。

2. 学習内容の改善・充実

(1) プログラミングに関する学習の改善・充実

- 原則履修科目の「情報産業と社会」にプログラミングを共通に学ぶ内容として位置付けるとともに、情報システムのプログラミングを専門的に学ぶ科目として「情報システムのプログラミング」を整理。

(2) 情報セキュリティに関する学習の改善・充実

- 情報セキュリティに関する知識と技術の習得、情報の安全を担う能力と態度を育成するため、情報セキュリティを専門的に学ぶ科目として「情報セキュリティ」を新設。

(3) コンテンツの発信やサービスに関する学習の改善・充実

- コンテンツの制作と発信を一体的に学ぶ科目として「コンテンツの制作と発信」を整理するとともに、メディアを利用してコンテンツを提供するサービスについて学習する科目として「メディアとサービス」を新設。

(4) 実習科目の改善・充実

- 情報システムの開発のプロセスとコンテンツの制作のプロセスに関する実践力の一体的な習得のため、現行の複数の実習科目を「情報実習」に整理・統合。

3. 学習指導の改善・充実

- 実践的な学習活動や就業体験を実施するために、地域や産業界、大学等との連携による学習指導の改善・充実。
- 情報の科学的な見方・考え方を働かせ、社会の様々な事象を捉え、専門的な知識や技術などを基に情報産業に対する理解を深める学習指導の改善・充実。
- 新たなシステムやコンテンツなどを地域や産業界等と協働して創造するなどの実践的・体験的な学習指導の改善・充実
- 情報モラルや職業倫理の育成を図る学習指導の改善・充実。

現行学習指導要領における「福祉科」の改訂のポイント

- 医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な学習の追加
- 福祉従事者に求められるマネジメント能力に関する学習の追加
- 福祉従事者に必要な倫理に関する学習の充実
- 福祉実践における多職種協働に関する学習の充実
- 福祉用具や介護ロボット等を含む福祉機器に関する学習の充実

1. 改訂の基本的な考え方

- 福祉ニーズの高度化と多様化、倫理的課題やマネジメント能力・多職種協働の推進、ICT・介護ロボットの進歩などを踏まえ、福祉を通して、人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展を担う職業人を育成するよう学習内容等を改善・充実。
- 各学校の創意工夫が図られるよう、介護福祉士養成にかかる制度改正等に対応し、学習内容を整理。

2. 学習内容の改善・充実

(1) 福祉ニーズの高度化と多様化への対応

- 介護福祉士養成課程の見直し（平成23年）により追加された喀痰吸引・経管栄養を安全・適切に実施するため、「生活支援技術」の学習内容に医療的ケアを追加。
- チームケアを実践することに対応するため、「社会福祉基礎」の社会福祉援助活動においてリーダーシップなど組織についての学習内容を充実。

(2) 倫理的課題や多職種協働の推進

- 福祉従事者に必要な倫理に関する学習内容を充実。
- 「介護福祉基礎」、「コミュニケーション技術」、「生活支援技術」、「介護過程」、「介護実習」において、多職種協働に関する学習内容を充実。

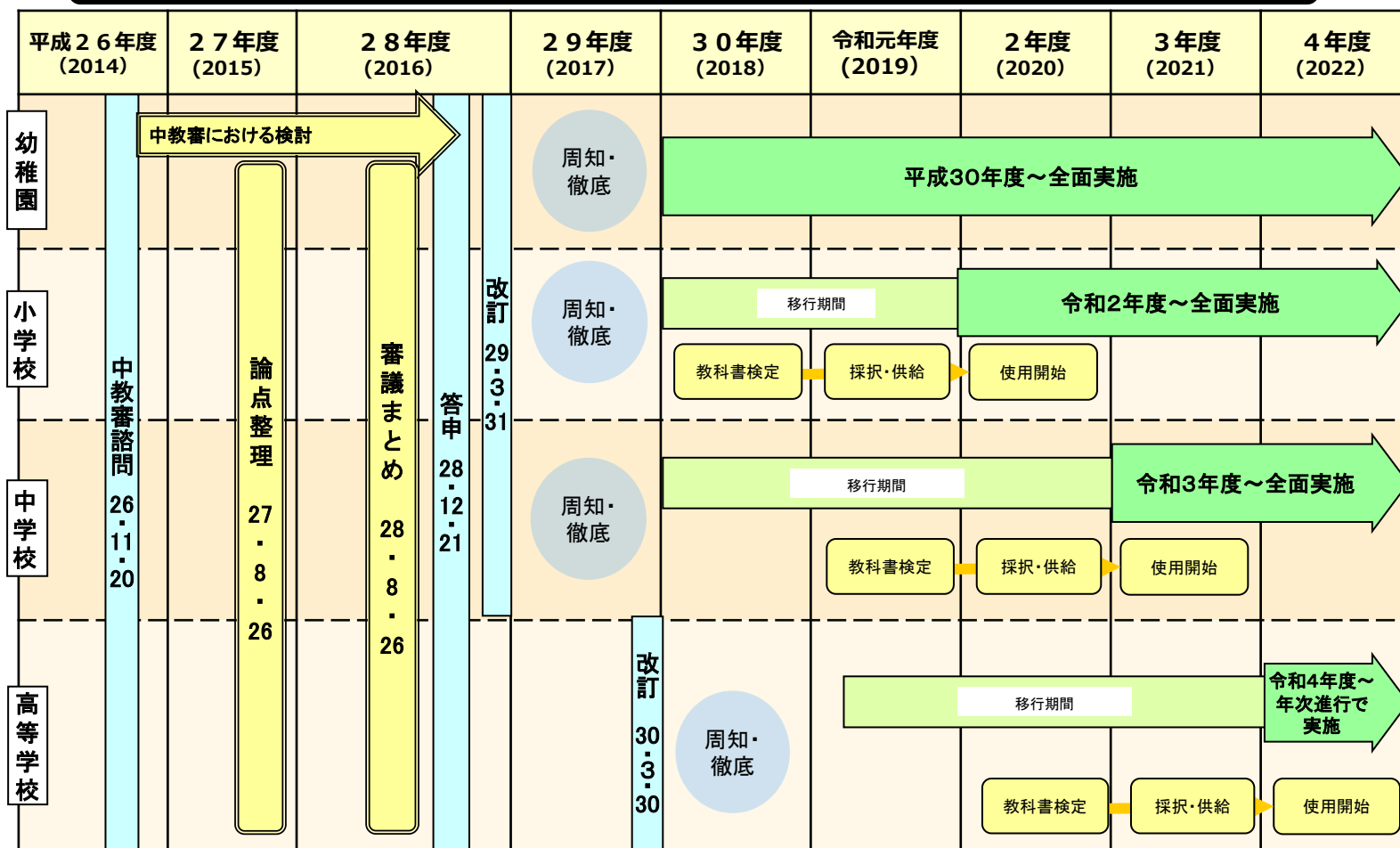
(3) 福祉・介護の場におけるICTの進展への対応

- 「介護福祉基礎」、「生活支援技術」、「こころからだの理解」において、「福祉用具と介護ロボット」についての学習内容を充実。

3. 学習指導の改善・充実

- 日常生活と社会保障制度との関連について考察させるとともに、対人援助の視点から福祉に関する支援が行われる必要性について理解させる指導の充実（「社会福祉基礎」）。
- 福祉に関する課題について、協働して分析、考察、討論を行い、よりよい社会の構築を目指して解決するなどの学習活動を充実。

現行学習指導要領改訂に関するスケジュール

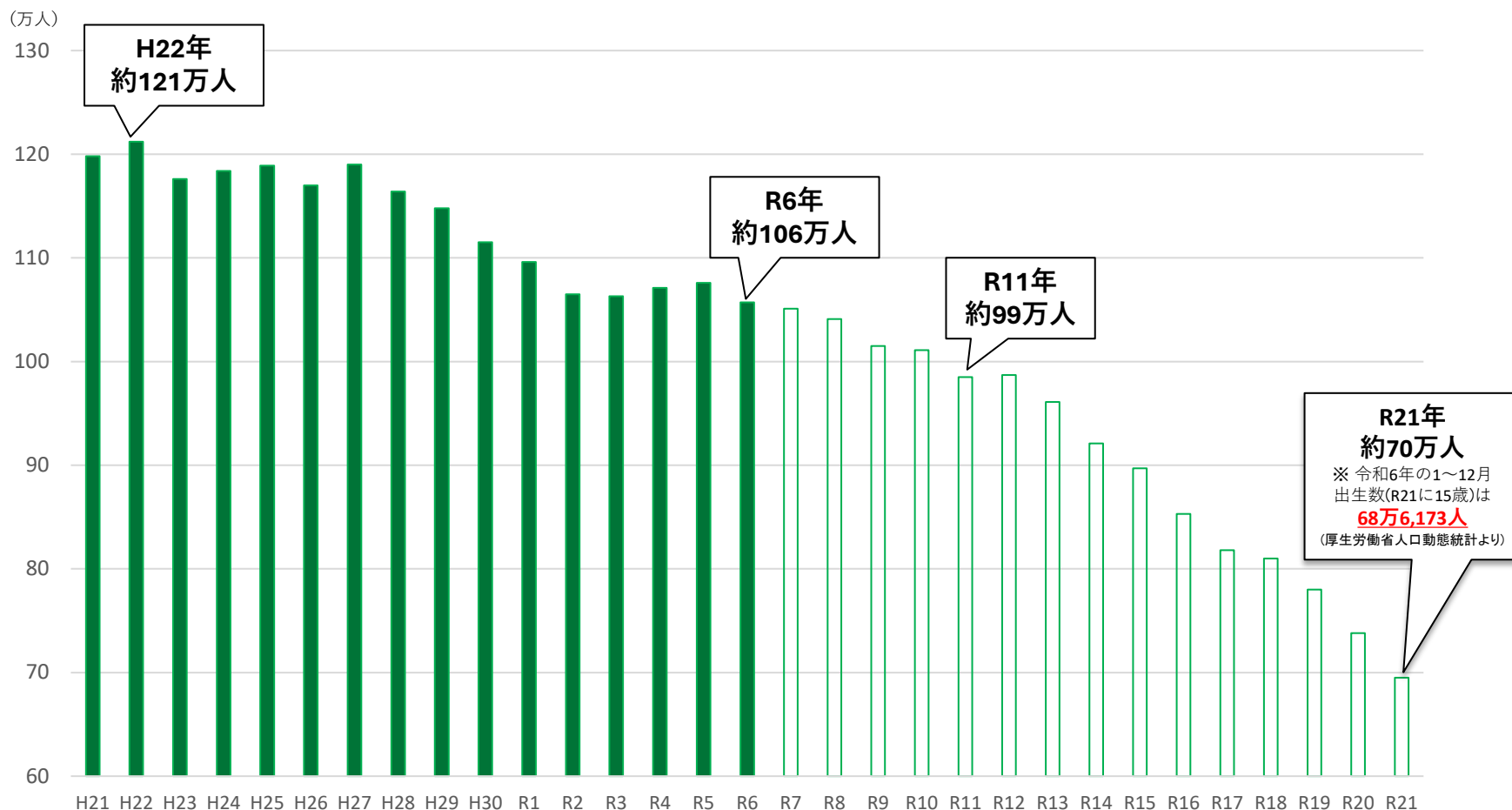


特別支援学校学習指導要領(幼稚園及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。
特別支援学校学習指導要領(高等部)は、平成31年2月4日に改訂告示を公示。

3. 専門高校を取り巻く現状について

15歳人口の推移

○15歳人口は、年々減少傾向。これまでは100万人を超えて推移してきたが、**令和11年には100万人を割り込み、令和21年には約70万人**になることがほぼ確実。令和21年の人口は令和6年と比較して**約34%も減少**する見込み。



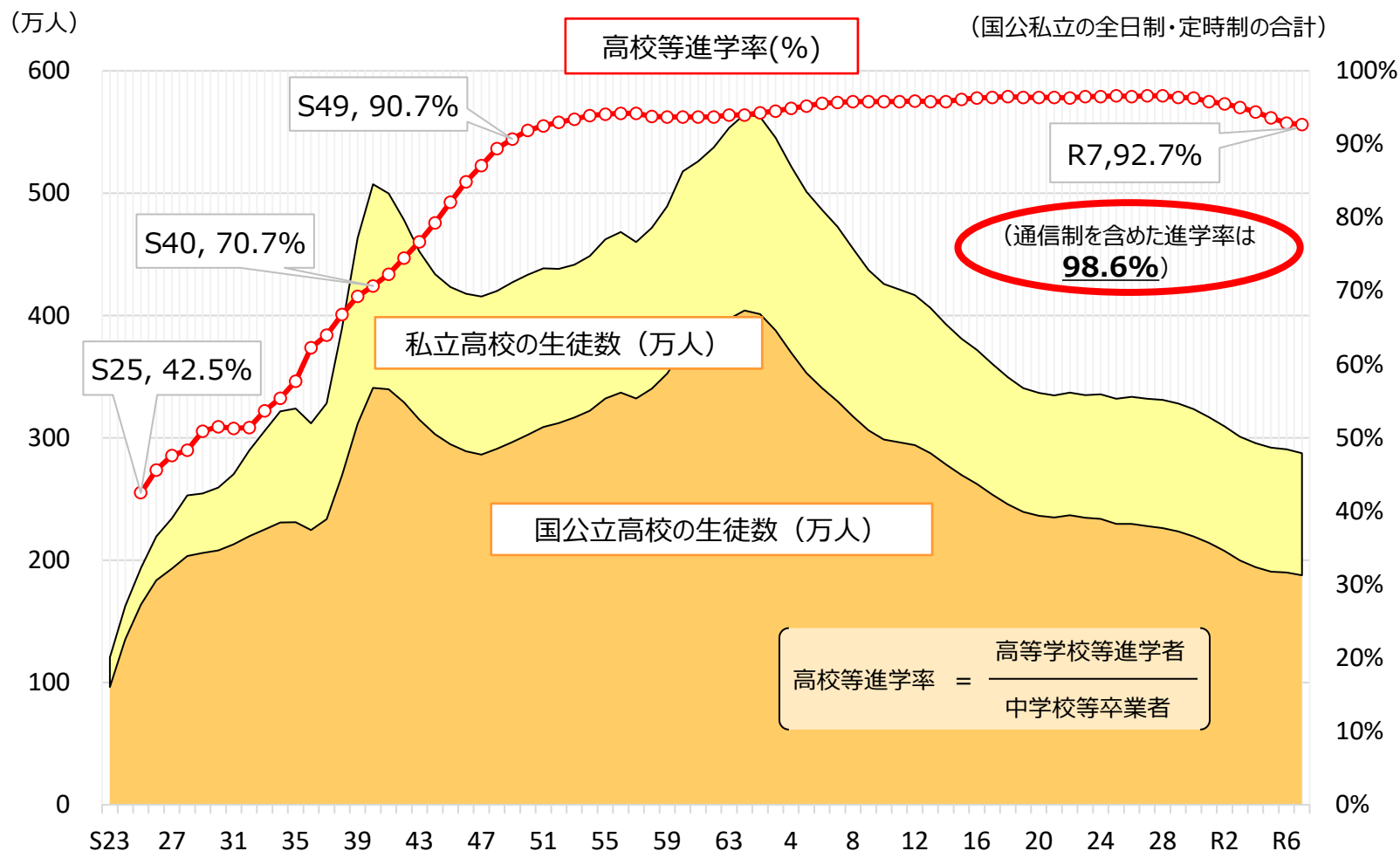
※各年、前年10月～当年9月時点での人口を集計

※H20～R6までは、総務省人口推計の年齢別人口より

※R7～R21までは、総務省人口推計の年齢別人口（R6.10.1時点）令和6年資料より算出

高等学校等への進学率 [推移]

○ 高等学校等への進学率は、令和7年度には98.6%にのぼっている。

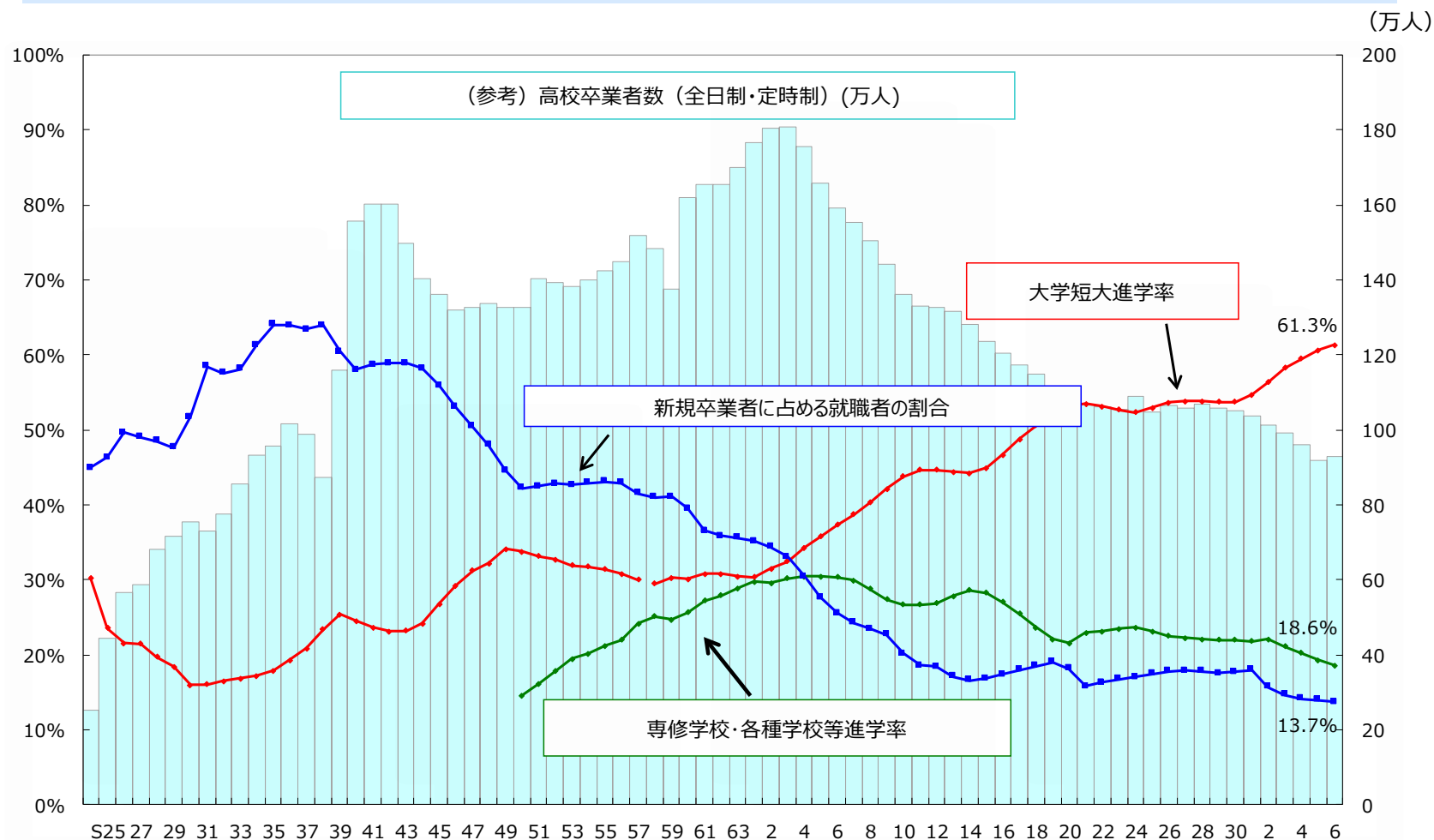


※「高等学校等進学者」とは、中学校・義務教育学校・特別支援学校（中学部）卒業者及び中等教育学校前期課程修了者のうち高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校（高等部）の本科・別科並びに高等専門学校に進学した者（就職進学した者を含み、過年度中卒者等を含まない。）

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

高校生の卒業後の進路状況（推移）

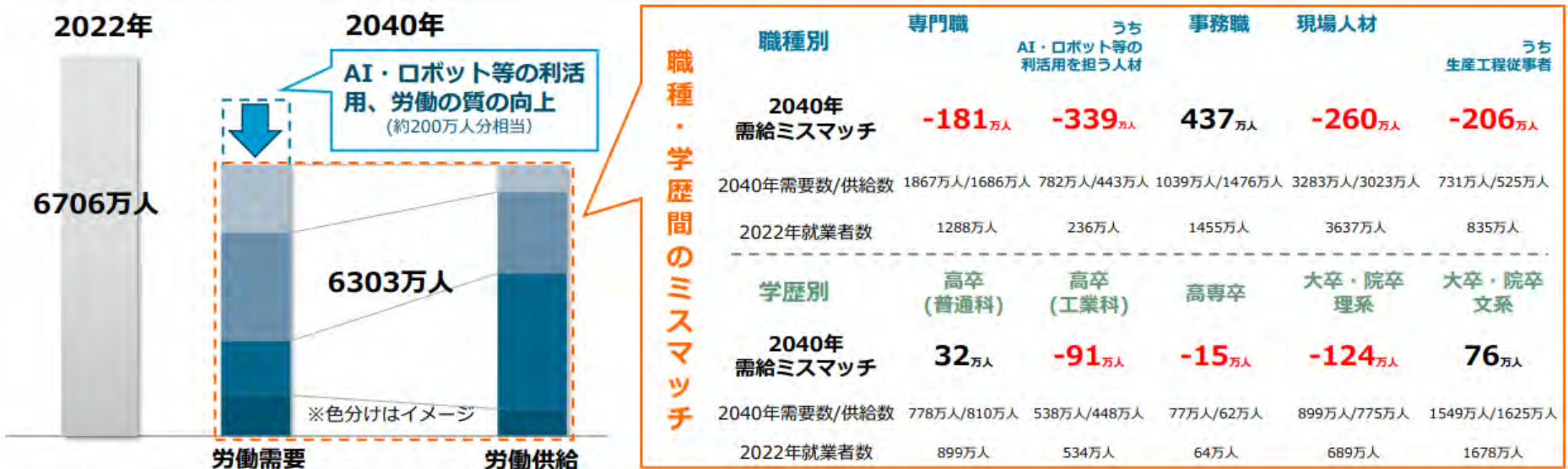
- 令和7年度時点で、大学・短大進学者率は61.3%、新卒者に占める就職者の割合は13.7%。



※「大学短大進学率」は、昭和58年度以前は通信制への進学を除いており、厳密には59年度以降と連続しない。（出典）文部科学省「学校基本調査」

2040年の就業構造推計（改訂版）の概要

- 2040年に十分な国内投資や産業構造転換が実現する場合^(注)、人口減少により就業者数は約6700万人^(2022年)から約6300万人となるが、AI・ロボット等の利活用やリスキリング等により労働需要が効率化され、全体で大きな不足は生じない。
- 一方で、職種・学歴・地域間では需給ミスマッチが生じるリスクがあり、事務職(約440万人)や文系人材(約80万人)が余剰、AI・ロボット等利活用人材(約340万人)を含む専門職や現場人材(約260万人)、理系人材(約120万人)が不足する可能性。



(注) 2025年6月経済産業省産業構造審議会経済産業政策新機軸部会「第4次中間整理」における2040年の産業構造推計(新機軸ケース)を前提としている。また、2022年就業者数は、総務省「就業構造基本調査」(令和4年度)、文部科学省「学校基本調査」(令和4年度)の調査票情報を基に経済産業省が独自に作成・加工して利用しており、提供主体(総務省、文部科学省)が作成・公表している統計等とは異なる。

(注) 職種分類は令和4年就業構造基本調査で用いた職業分類(総務省)による。「専門職」は、専門的・技術的職業従事者を指す。うち「AI・ロボット等の利活用を担う人材」は、機械技術者やその他の情報処理通信技術者等の職種を集計。「現場人材」は、生産工程従事者、建設・採掘従事者、サービス職業従事者等の職種を集計。学歴は学校基本調査上の学部学科コードを元に分類(「院卒」には修士卒・博士卒を含む)。なお、右表には主要な項目のみ掲載しているため、ミスマッチ数の合計はゼロにならない。

公立高等学校の配置（公立高等学校の立地が0ないし1である市区町村）

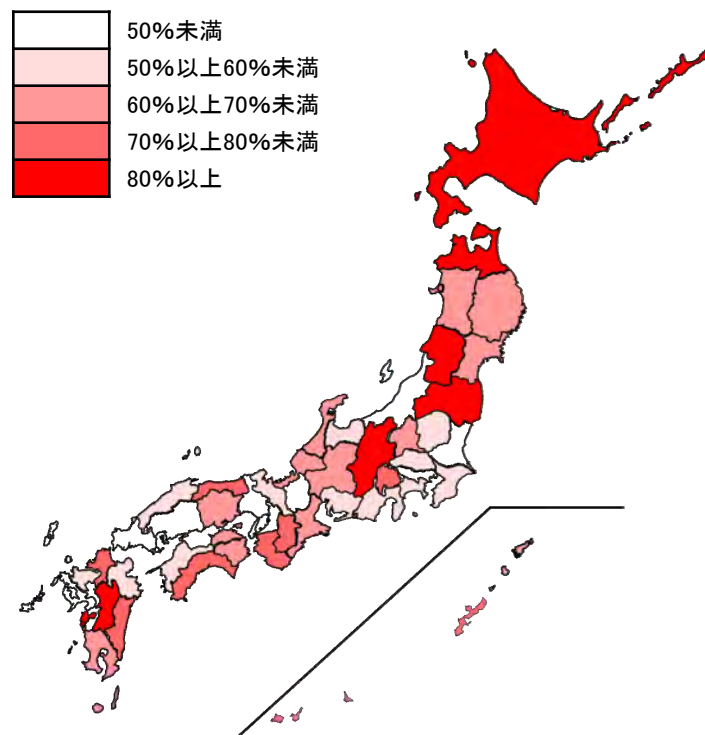
○令和7年5月1日時点で、全国の市区町村（1,741）のうち、公立高等学校の立地が0ないし1であるものは1,111（63.8%）。

内訳は0が506（29.1%）、1が605（34.8%）。

○公立高等学校の立地が0ないし1である市区町村の数は、令和元年度の1,088（62.5%）より増加。

○各都道府県における公立高等学校の立地が0ないし1の市区町村の割合が最も高いのは北海道の84.9%、最も低いのは兵庫県の29.3%。

都道府県	割合	自治体数		内訳（立地）		都道府県	割合	自治体数		内訳（立地）	
		（該当数 / 総数）		0校	1校			（該当数 / 総数）		0校	1校
北海道	84.9%	（152 / 179）		55	97	滋賀県	36.8%	（7 / 19）		4	3
青森県	80.0%	（32 / 40）		22	10	京都府	50.0%	（13 / 26）		8	5
岩手県	63.6%	（21 / 33）		4	17	大阪府	48.8%	（21 / 43）		10	11
宮城県	65.7%	（23 / 35）		5	18	兵庫県	29.3%	（12 / 41）		1	11
秋田県	68.0%	（17 / 25）		9	8	奈良県	76.9%	（30 / 39）		19	11
山形県	80.0%	（28 / 35）		10	18	和歌山県	73.3%	（22 / 30）		13	9
福島県	81.4%	（48 / 59）		27	21	鳥取県	78.9%	（15 / 19）		10	5
茨城県	45.5%	（20 / 44）		6	14	島根県	52.6%	（10 / 19）		3	7
栃木県	56.0%	（14 / 25）		4	10	岡山県	63.0%	（17 / 27）		10	7
群馬県	65.7%	（23 / 35）		13	10	広島県	39.1%	（9 / 23）		1	8
埼玉県	57.1%	（36 / 63）		12	24	山口県	47.4%	（9 / 19）		2	7
千葉県	51.9%	（28 / 54）		14	14	徳島県	66.7%	（16 / 24）		9	7
東京都	32.3%	（20 / 62）		7	13	香川県	64.7%	（11 / 17）		4	7
神奈川県	51.5%	（17 / 33）		7	10	愛媛県	50.0%	（10 / 20）		1	9
新潟県	46.7%	（14 / 30）		8	6	高知県	79.4%	（27 / 34）		16	11
富山県	53.3%	（8 / 15）		2	6	福岡県	70.0%	（42 / 60）		22	20
石川県	63.2%	（12 / 19）		2	10	佐賀県	55.0%	（11 / 20）		4	7
福井県	64.7%	（11 / 17）		6	5	長崎県	38.1%	（8 / 21）		2	6
山梨県	77.8%	（21 / 27）		11	10	熊本県	80.0%	（36 / 45）		22	14
長野県	80.5%	（62 / 77）		40	22	大分県	55.6%	（10 / 18）		2	8
岐阜県	66.7%	（28 / 42）		14	14	宮崎県	73.1%	（19 / 26）		13	6
静岡県	51.4%	（18 / 35）		4	14	鹿児島県	67.4%	（29 / 43）		14	15
愛知県	50.0%	（27 / 54）		8	19	沖縄県	70.7%	（29 / 41）		18	11
三重県	62.1%	（18 / 29）		8	10	全国	63.8%	（1,111 / 1,741）		506	605



4. 学校数・生徒数について

高等学校の学校数（学科別） [令和7年度]

		国立 (全日制)	公立				私立				合計				割合
			全日制	定時制	全定併設	計	全日制	定時制	全定併設	計	全日制	定時制	全定併設	計	
普通		11	1,995	167	237	2,399	1,265	2	16	1,283	3,271	169	253	3,693	56.6%
専門教育を主とする学科	専門高校	1	1,296	57	124	1,477	401	6	4	411	1,698	63	128	1,889	29.0%
	農業		270	10	9	289	3			3	273	10	9	292	4.5%
	工業	1	334	11	83	428	81		2	83	416	11	85	512	7.8%
	商業		382	25	32	439	126	3	2	131	508	28	34	570	8.7%
	水産		42			42					42			42	0.6%
	家庭		157	9		166	87	3		90	244	12		256	3.9%
	看護		29			29	66			66	95			95	1.5%
	情報		21	2		23	4			4	25	2		27	0.4%
	福祉		61			61	34			34	95			95	1.5%
	その他（※）	1	442	3	1	446	114			114	557	3	1	561	8.6%
総合学科		2	310	38	9	357	20	2		22	332	40	9	381	5.8%
合計		15	4,043	265	371	4,679	1,800	10	20	1,830	5,858	275	391	6,524	100%

※「その他」の学科は、専門教育を主とする学科のうち「農業」～「福祉」に関する学科以外の学科（理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係など）の合計

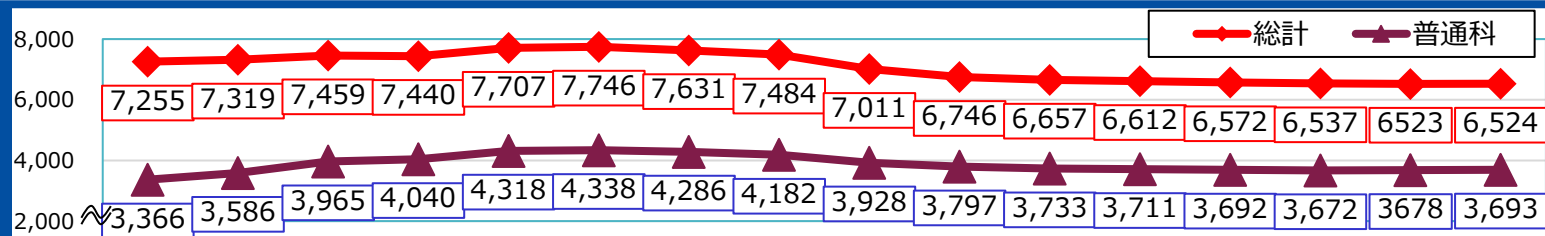
※一つの学校が2つ以上の学科を持つ場合は、それぞれの学科について、重複して計上。

（出典）文部科学省「学校基本調査」

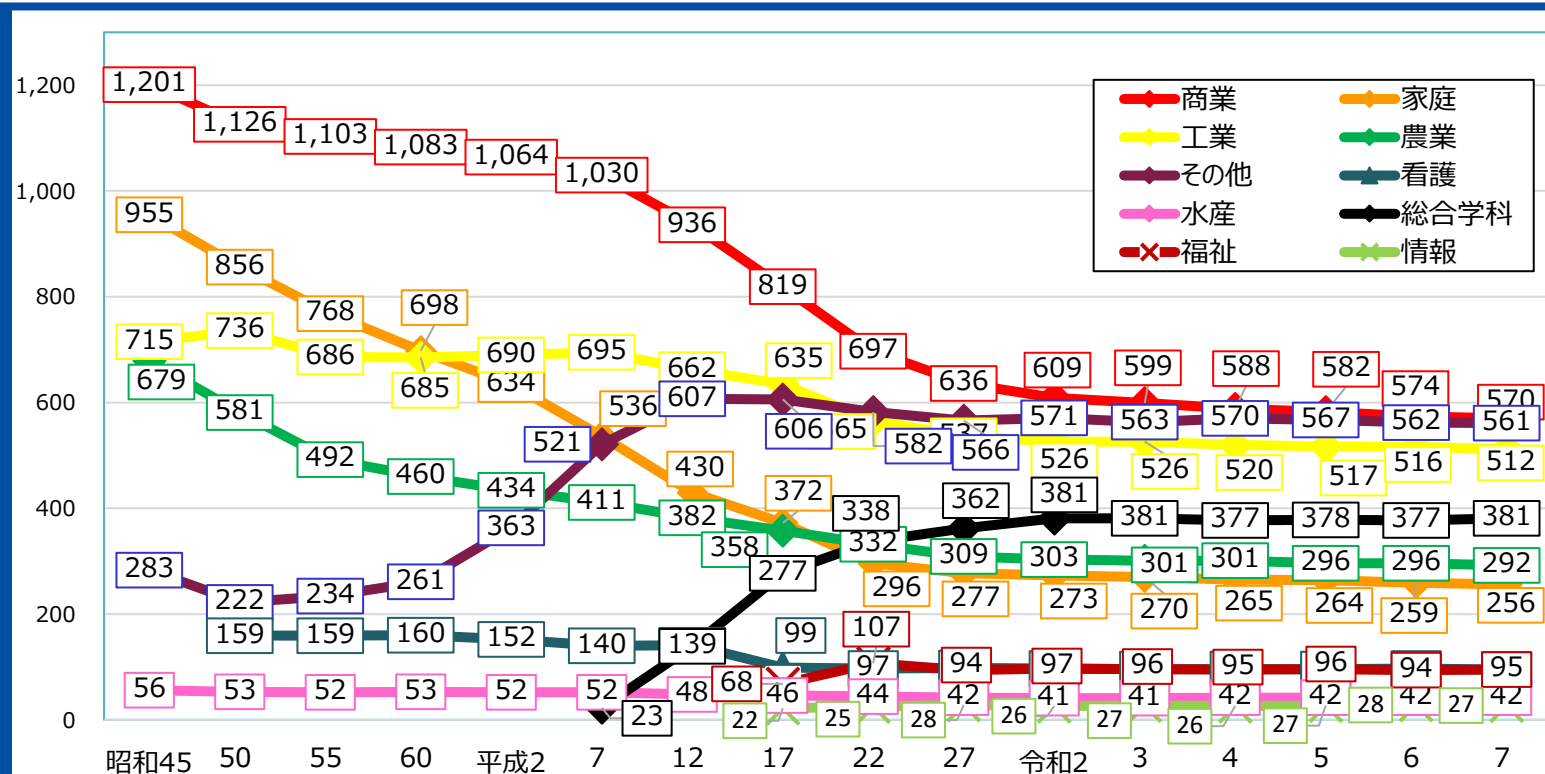
高等学校の学科数（学科別） [推移]

(全日制・定時制課程)

総計・普通科

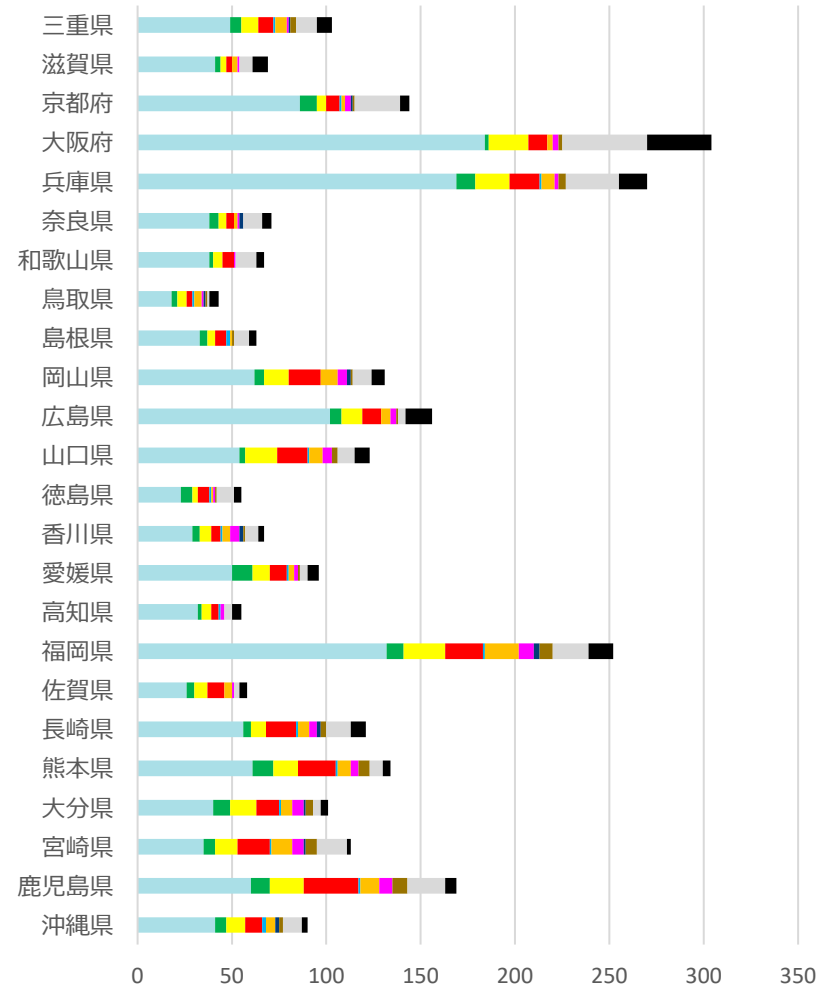
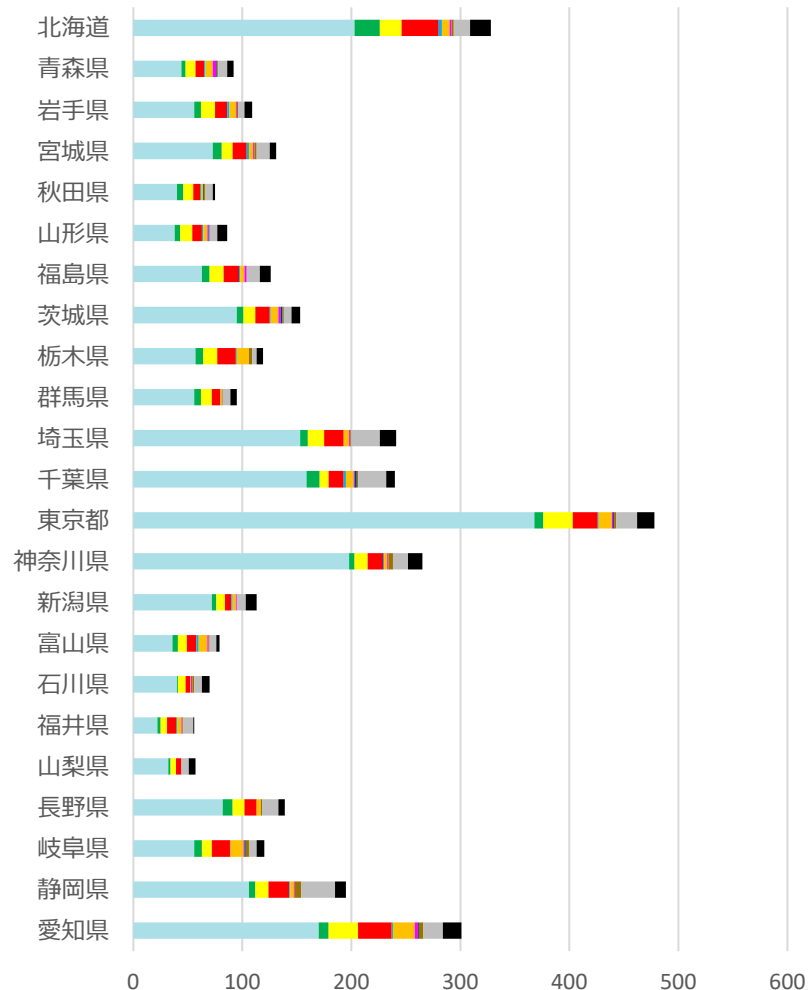


専門学科・総合学科



(出典) 文部科学省「学校基本調査」

都道府県別 学科数 [令和 6 年度]



- ・本科のみ
- ・全日制、定時制、全定併設（通信制は除く）の合計数
- ・国立、公立、私立の合計数

普通科 農業 工業 商業 水産 家庭
 看護 情報 福祉 その他 総合学科

（出典）文部科学省「令和 6 年度学校基本調査」

高等学校の生徒数〔令和7年度〕

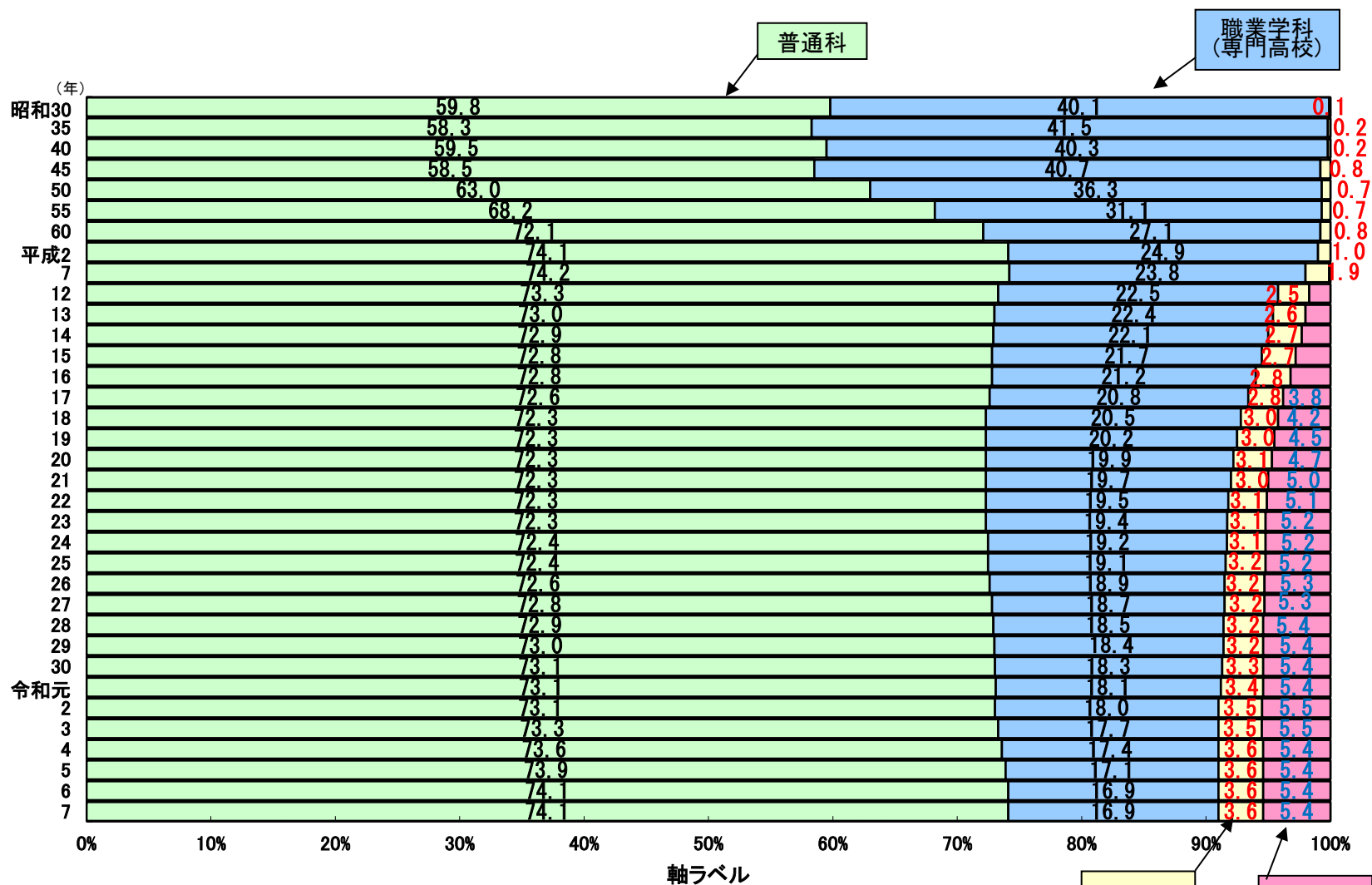
(人)

		公私合計	公立		私立	
			人数	割合	人数	割合
普通科		2,117,259	1,224,698	57.8%	892,561	42.2%
専門教育を主とする学科	専門高校	482,273	412,247	85.5%	70,026	14.5%
	農業	66,199	65,963	99.6%	236	0.4%
	工業	196,957	174,583	88.6%	22,374	11.4%
	商業	157,989	133,737	84.6%	24,252	15.4%
	水産	7,003	7,003	100%	0	0%
	家庭	33,929	20,637	60.8%	13,292	39.2%
	看護	10,753	2,968	27.6%	7,785	72.4%
	情報	3,484	3,005	86.3%	479	13.7%
	福祉	5,959	4,351	73.0%	1,608	27.0%
	その他(※)	104,242	84,378	80.9%	19,864	19.1%
総合学科		153,671	143,394	93.3%	10,277	6.7%
合 計		2,857,445	1,864,717	65.3%	992,728	34.7%

※「その他」の学科は、専門教育を主とする学科のうち「農業」～「福祉」に関する学科以外の学科（理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係など）の合計

(出典) 文部科学省「令和7年度学校基本調査」

高等学校学科別生徒数割合の推移



※ 「総合学科」は平成6年度より制度化。

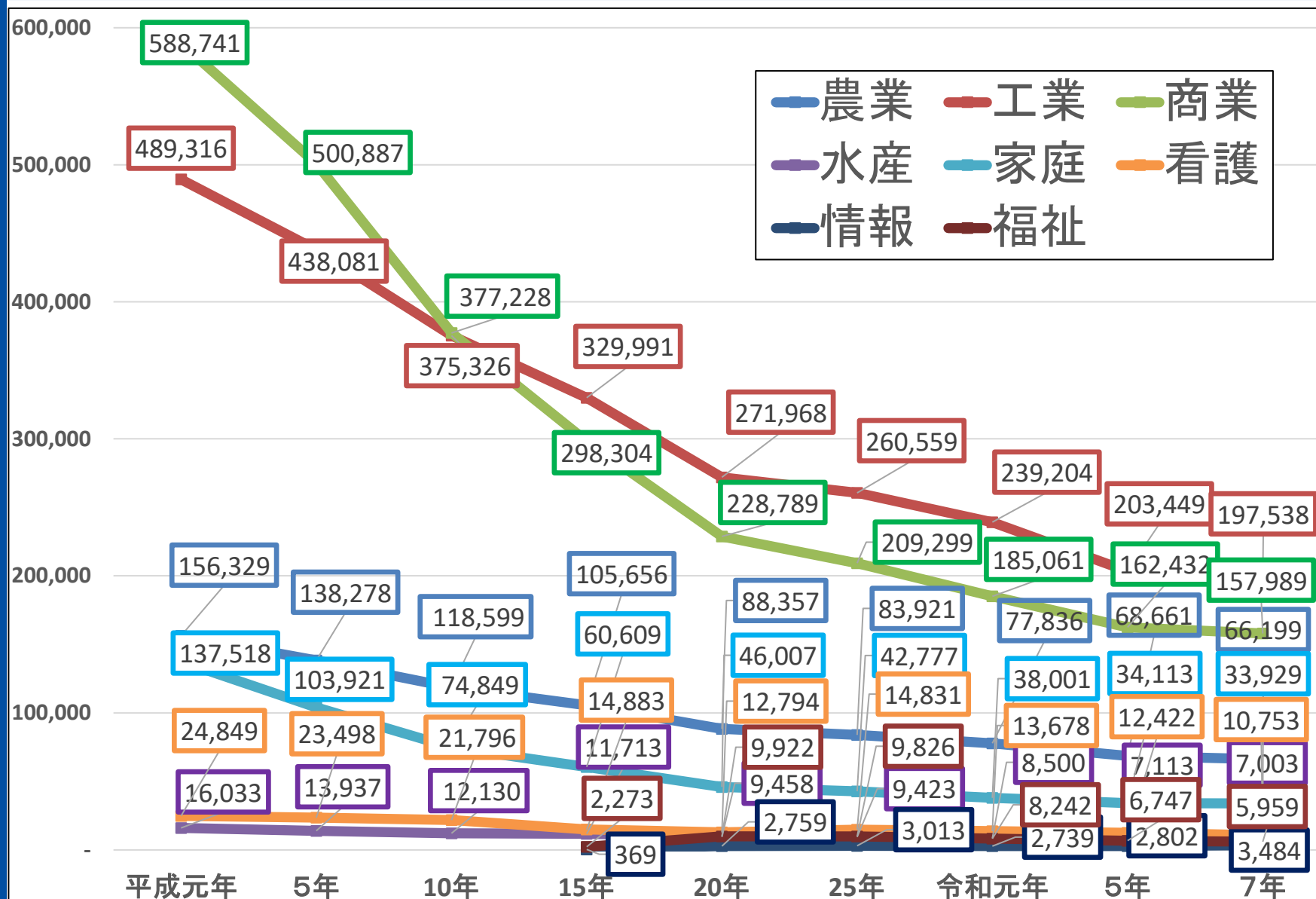
※ 「その他の専門学科」には、理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係等の学科がある。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

高等学校 学科別生徒数の推移

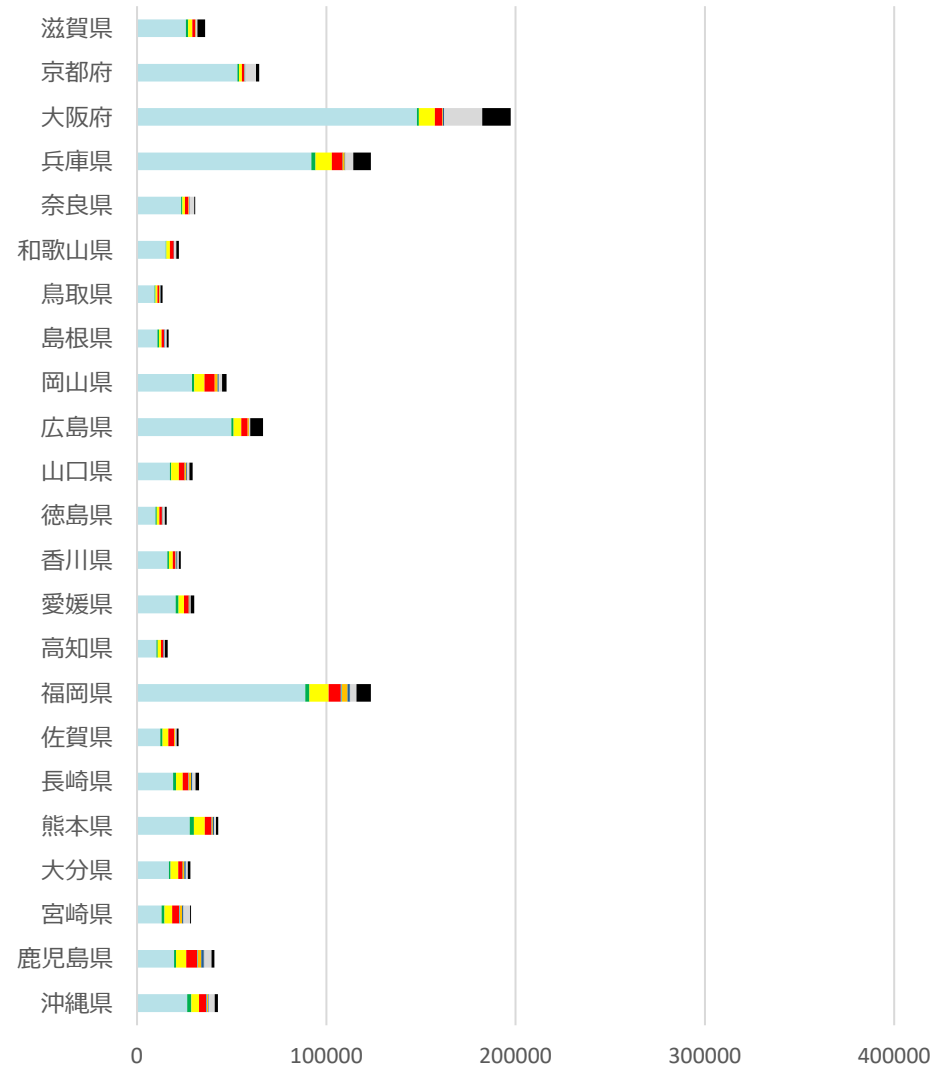
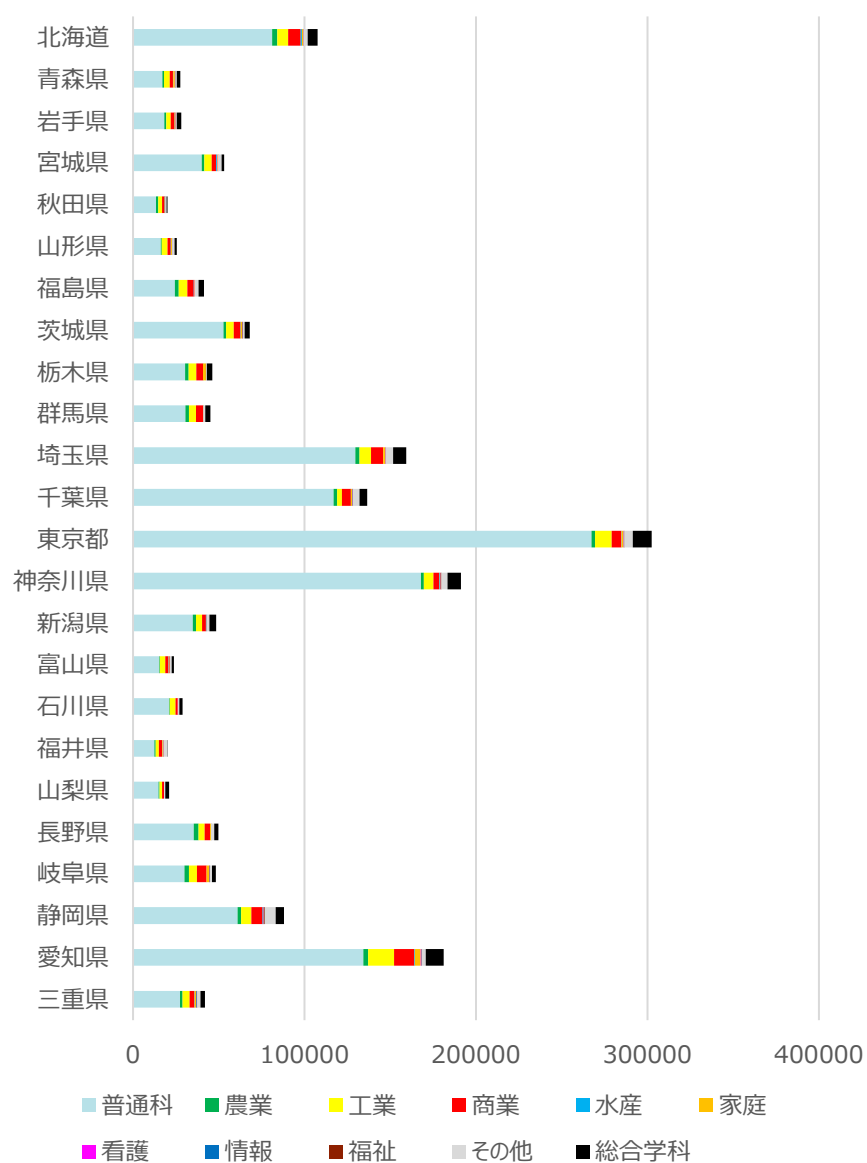
(全日制・定時制課程)

専門学科



(出典) 文部科学省「学校基本調査」

都道府県別 生徒数〔令和6年度〕：学科別生徒数



- ・本科のみ
- ・全日制、定時制(通信制は除く)の合計数
- ・国立、公立、私立の合計数

(出典) 文部科学省「令和6年度学校基本調査」

専攻科のある学校数及び生徒数 [推移]

年度	学校数				生徒数			
	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立
令和6年度	134	0	68	66	8,265	0	2,721	5,544
令和4年度	135	0	68	67	8,683	0	2,968	5,715
令和元年度	134	0	67	67	9,037	0	2,895	6,142
平成20年度	142	1	80	61	8,401	57	3,079	5,265
平成10年度	124	1	74	49	7,255	72	2,843	4,340
平成元年度	119	1	69	49	5,846	133	2,387	3,326

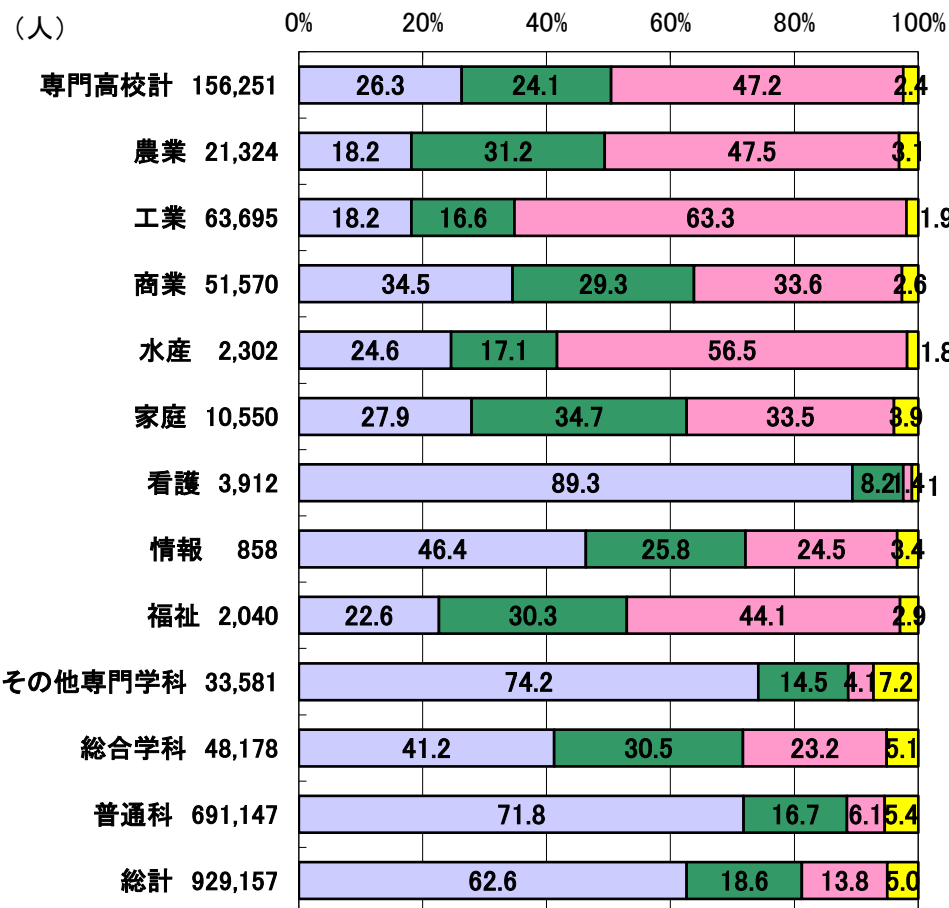
※ 全日制、定時制、併置の合計

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

5. 進路状況等について

高等学校卒業生学科別の進路状況

＜令和 7年3月卒業者＞



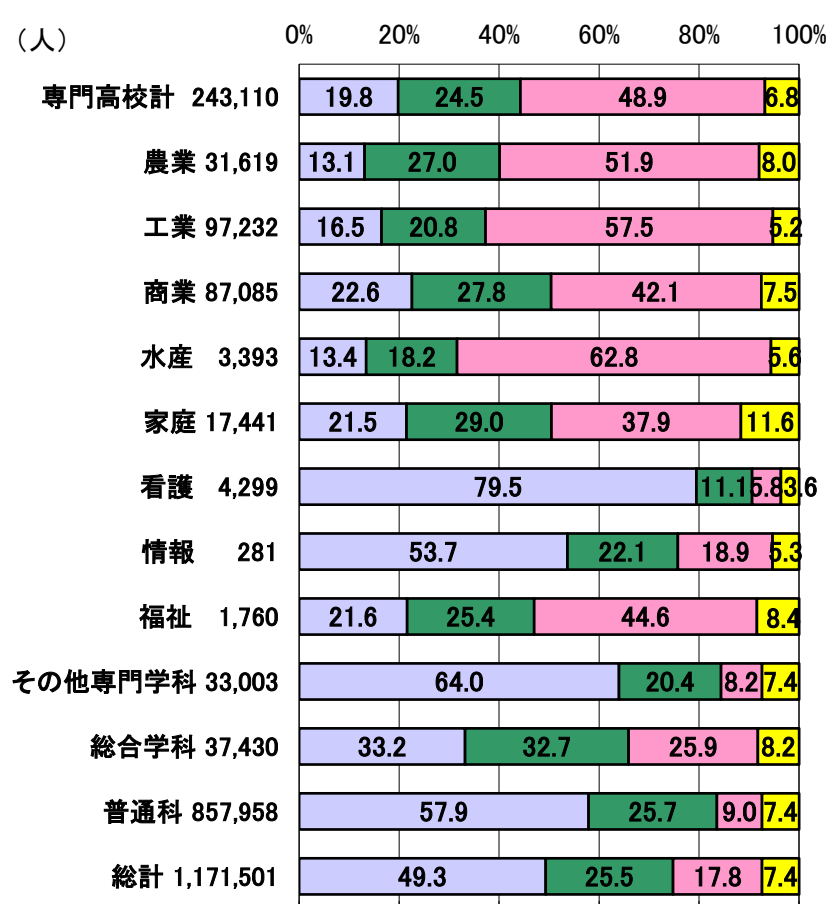
□大学等 ■専修学校・公共職業能力開発施設等 ■就職者 ■その他

※就職者は自営業等及常用労働者(無期雇用労働者、有期雇用労働者)

※就職者には就職進学者は含まれない。

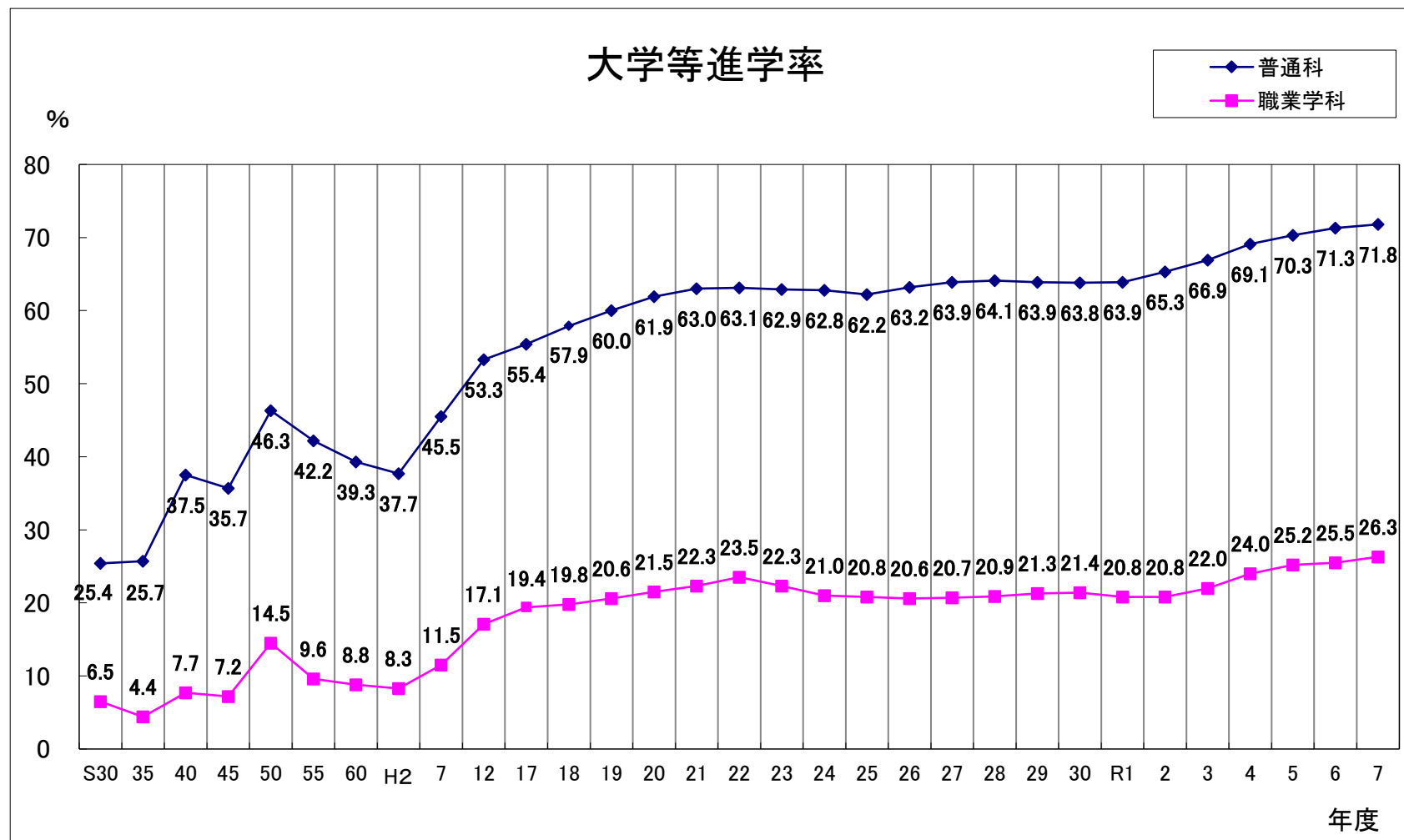
(出典)文部科学省「令和7年度学校基本調査」

＜平成18年3月卒業者＞



(出典)文部科学省「平成18年度学校基本調査」

普通科と職業学科の卒業生の進路の推移①

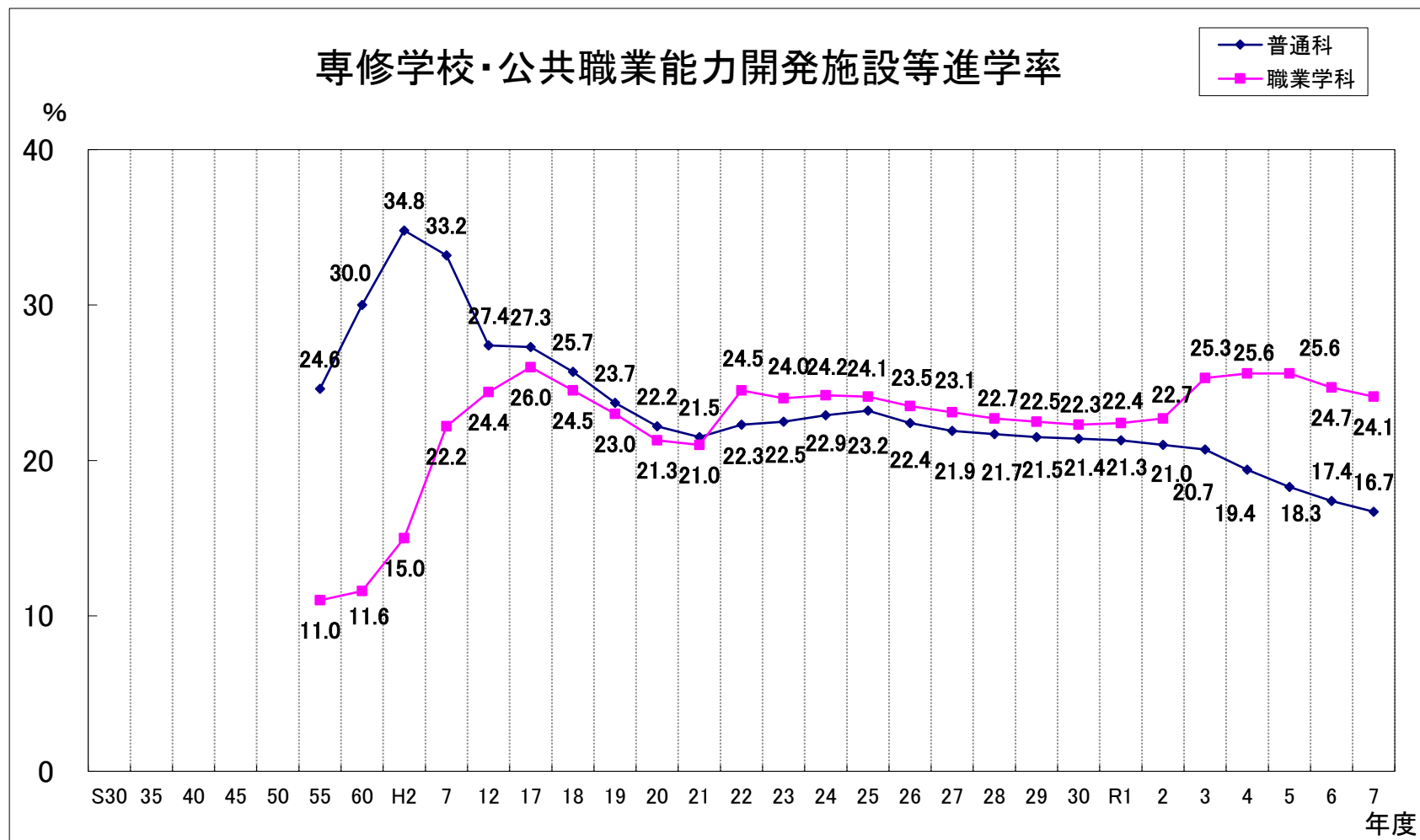


※ 就職者は自営業主等及び常用労働者(無期雇用労働者、有期雇用労働者)

※ 大学等は大学、短期大学、高等学校(専攻科)

(出典)文部科学省「学校基本調査」

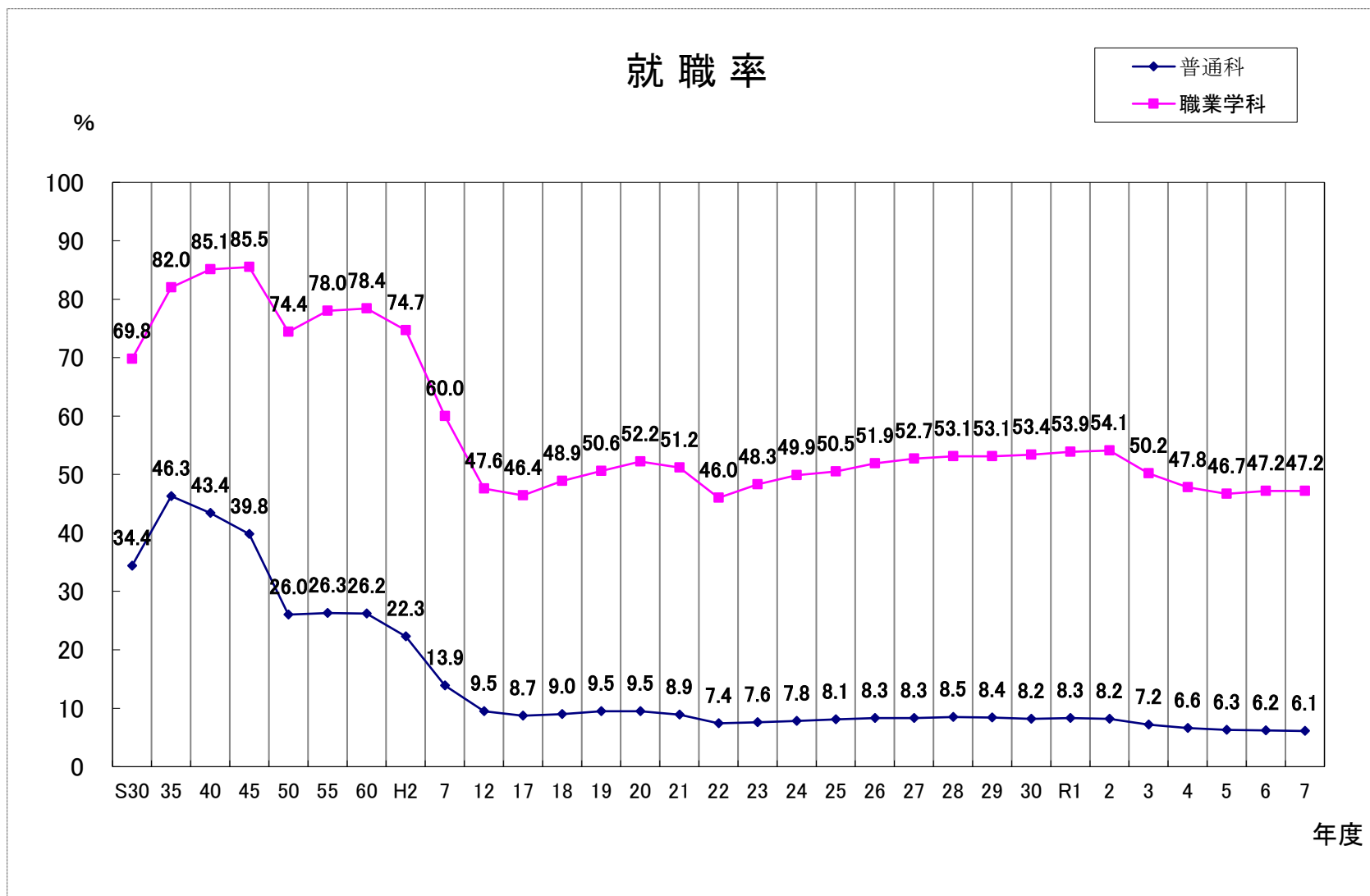
普通科と職業学科の卒業生の進路の推移②



- ※ 就職者は自営業主等及び常用労働者(無期雇用労働者、有期雇用労働者)
- ※ 専修学校は専修学校、各種学校(予備校等)
- ※ 公共職業能力開発施設等は看護師学校養成所、海技大学校、水産大学校等

(出典)文部科学省「学校基本調査」

普通科と職業学科の卒業生の進路の推移③

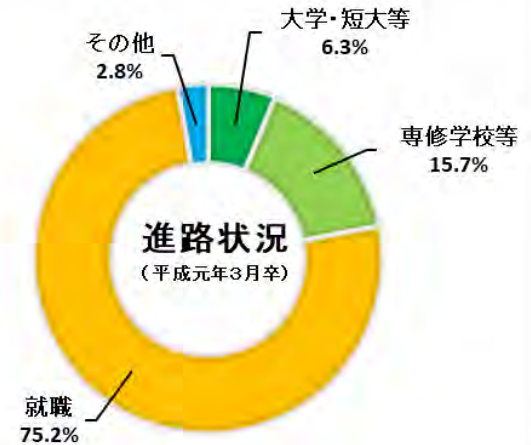
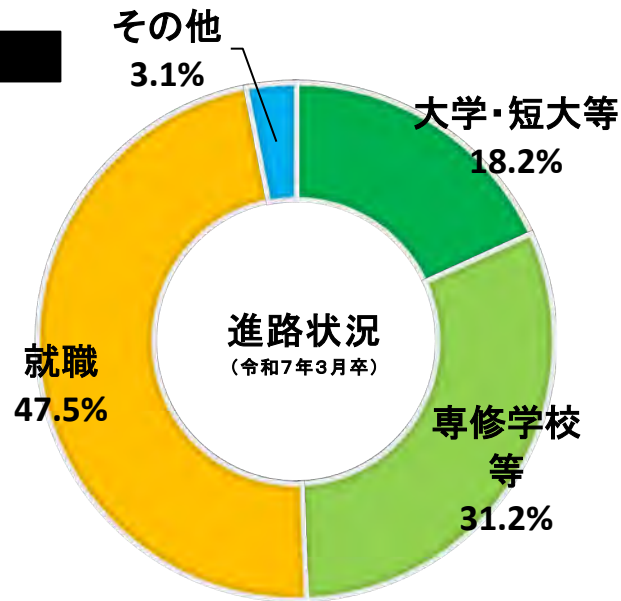


※ 就職者は自営業主等及び常用労働者（無期雇用労働者、有期雇用労働者）

（出典）文部科学省「学校基本調査」

農業高校等の進路状況

卒業者数：21,324人



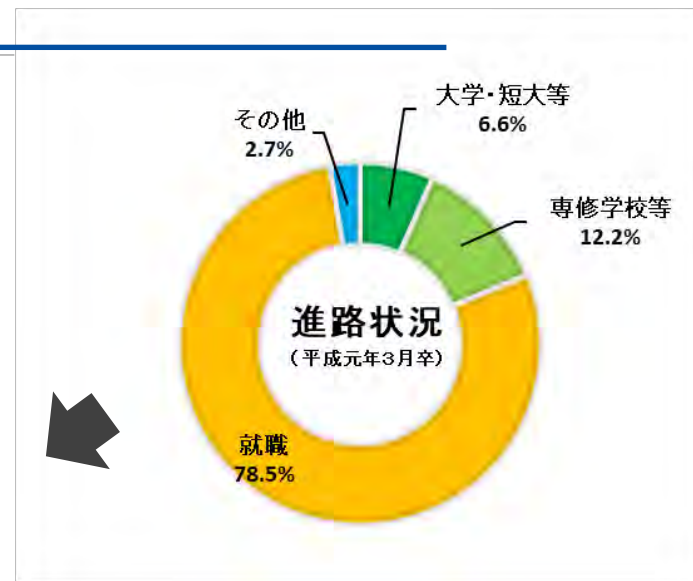
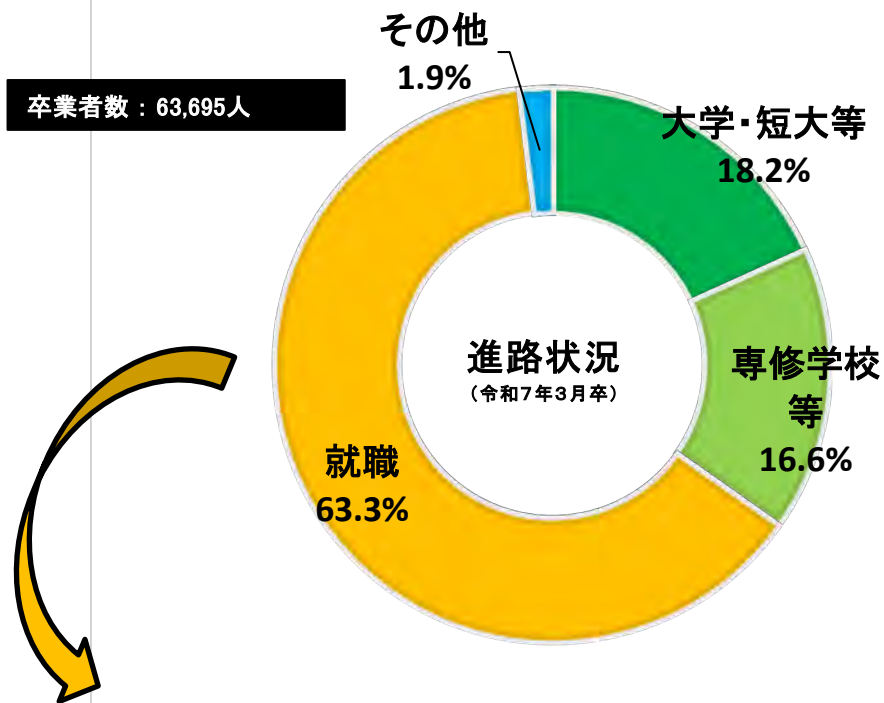
<就職者内訳>

(%)

	農業 林業	漁業	鉱業 採石業 砂利採取 業	建設業	製造業	電気 ガス 熱供給 水道業	情報通信 業 運輸業 郵便業	卸売業 小売業 宿泊業 飲食 サービス業	金融業 保険業	不動産業 物品賃貸業	教育 学習支援 業	医療 福祉	各種 サービス 業	公務	その他
割合	5.0	0.1	0.1	9.1	39.7	0.5	4.2	18.0	0.4	0.4	0.2	3.4	10.2	7.7	1.1

(出典)文部科学省「学校基本調査」

工業高校等の進路状況



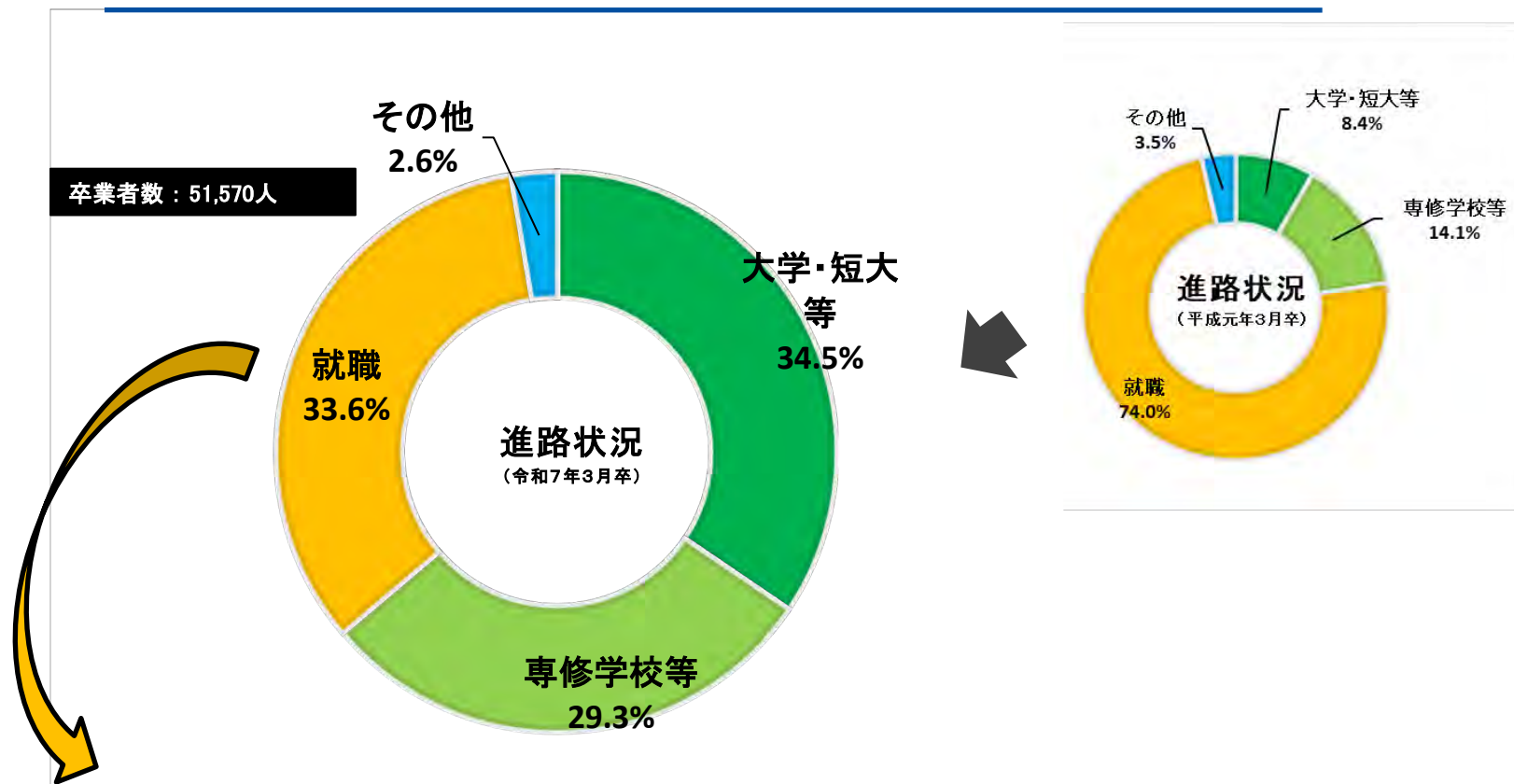
<就職者内訳>

(%)

	農業 林業	漁業	鉱業 採石業 砂利採取 業	建設業	製造業	電気 ガス 熱供給 水道業	情報通信 業 運輸業 郵便業	卸売業 小売業 宿泊業 飲食 サービス 業	金融業 保険業	不動産業 物品賃貸 業	教育 学習支援 業	医療 福祉	各種 サービス 業	公務	その他
割合	0.1	0.1	0.2	18.1	52.8	3.4	5.8	5.1	0.2	0.5	0.1	0.3	8.6	4.1	0.5

(出典)文部科学省「学校基本調査」

商業高校等の進路状況



<就職者内訳>

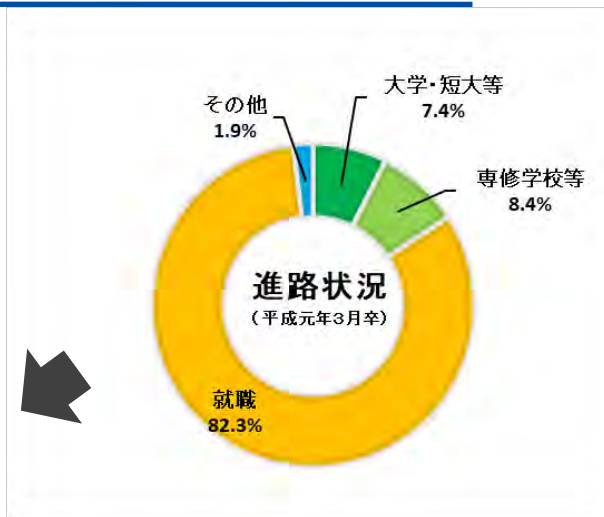
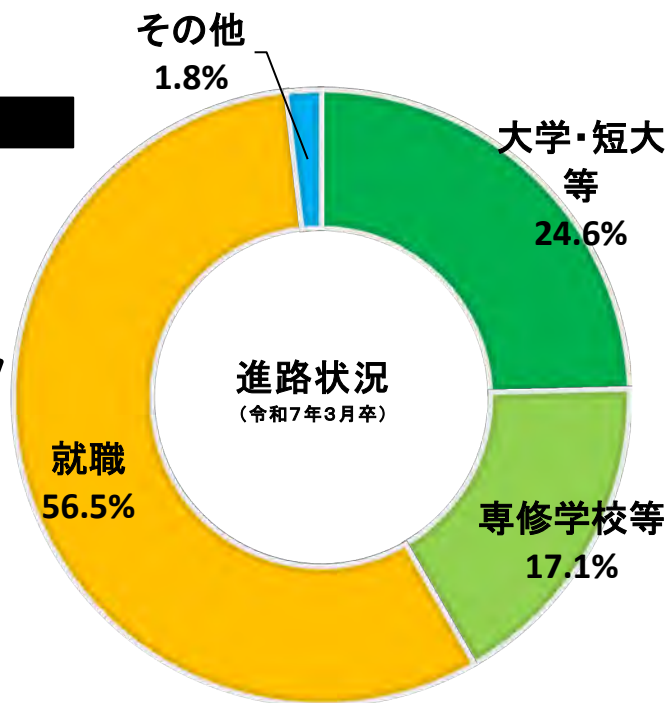
(%)

	農業 林業	漁業	鉱業 採石業 砂利採取 業	建設業	製造業	電気 ガス 熱供給 水道業	情報通信 業 運輸業 郵便業	卸売業 小売業 宿泊業 飲食 サービス 業	金融業 保険業	不動産業 物品賃貸 業	教育 学習支援 業	医療 福祉	各種 サービス 業	公務	その他
割合	0.2	0.2	0.1	4.0	36.6	1.2	8.4	18.4	5.4	1.2	0.4	3.6	12.5	6.8	0.8

(出典)文部科学省「学校基本調査」

水産高校等の進路状況

卒業者数：2,302人



<就職者内訳>

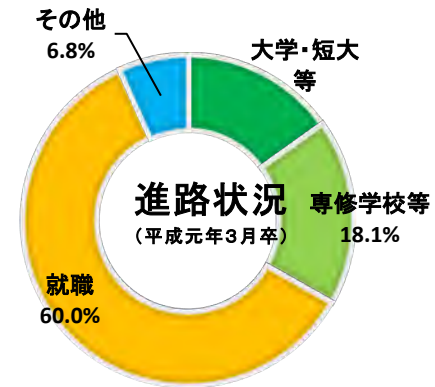
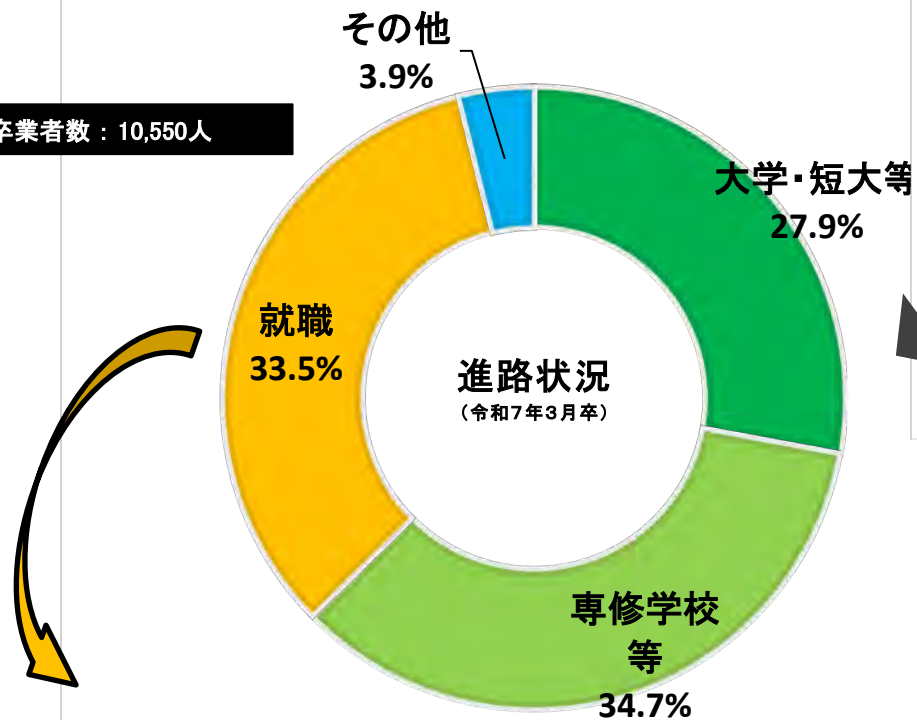
	農業 林業	漁業	鉱業 採石業 砂利採取 業	建設業	製造業	電気 ガス 熱供給 水道業	情報通信 業 運輸業 郵便業	卸売業 小売業 宿泊業 飲食 サービス 業	金融業 保険業	不動産業 物品賃貸 業	教育 学習支援 業	医療 福祉	各種 サービス 業	公務	その他
割合	0.8	11.5	0.2	7.3	26.1	0.7	20.7	15.2	0.1	0.3	0.8	1.9	8.6	5.2	0.5

(%)

(出典)文部科学省「学校基本調査」

家庭科高校等の進路状況

卒業生数：10,550人



<就職者内訳>

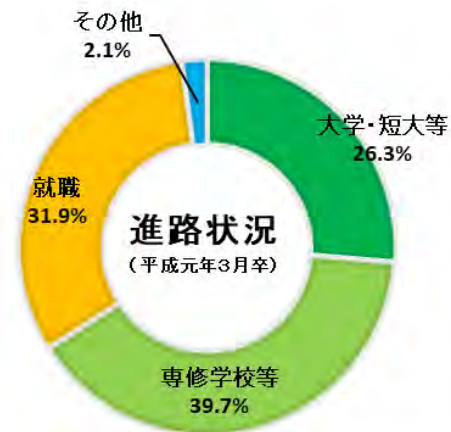
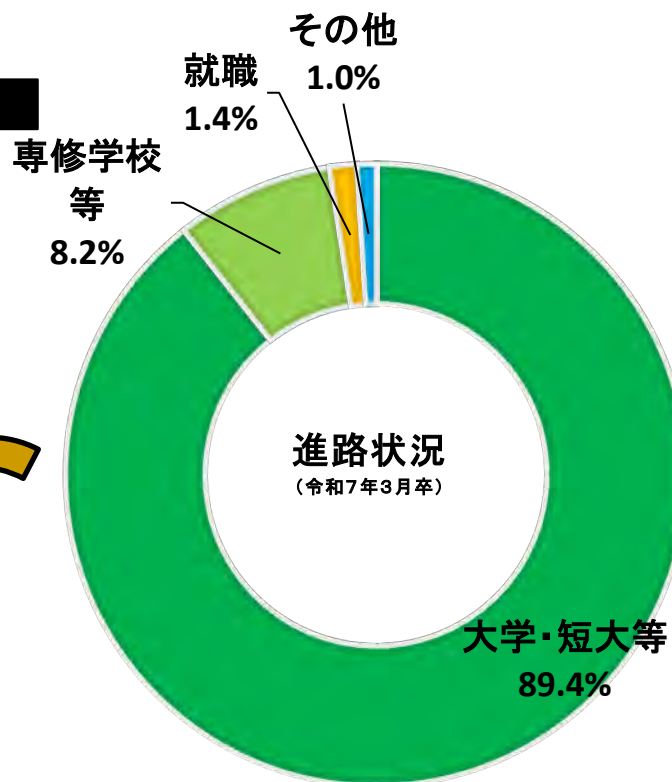
	農業 林業	漁業	鉱業 採石業 砂利採取業	建設業	製造業	電気 ガス 熱供給 水道業	情報通 信業 運輸業 郵便業	卸売業 小売業 宿泊業 飲食 サービス業	金融業 保険業	不動産業 物品賃貸業	教育 学習支援業	医療 福祉	各種 サービス業	公務	その他
割合	0.3	0.11	0.00	1.3	25.2	0.1	2.6	44.8	0.7	0.4	0.4	6.5	14.4	2.6	0.6

(%)

(出典)文部科学省「学校基本調査」

看護高校等の進路状況

卒業生数：3,912人



<就職者内訳>

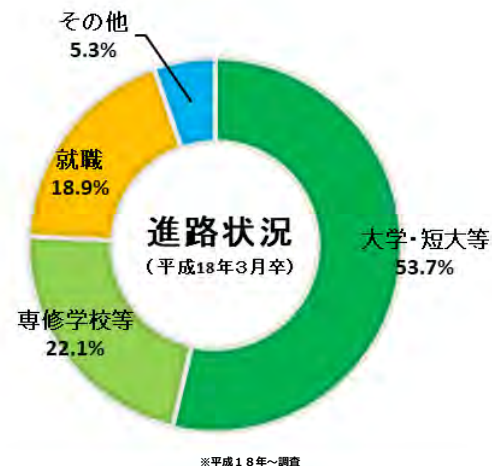
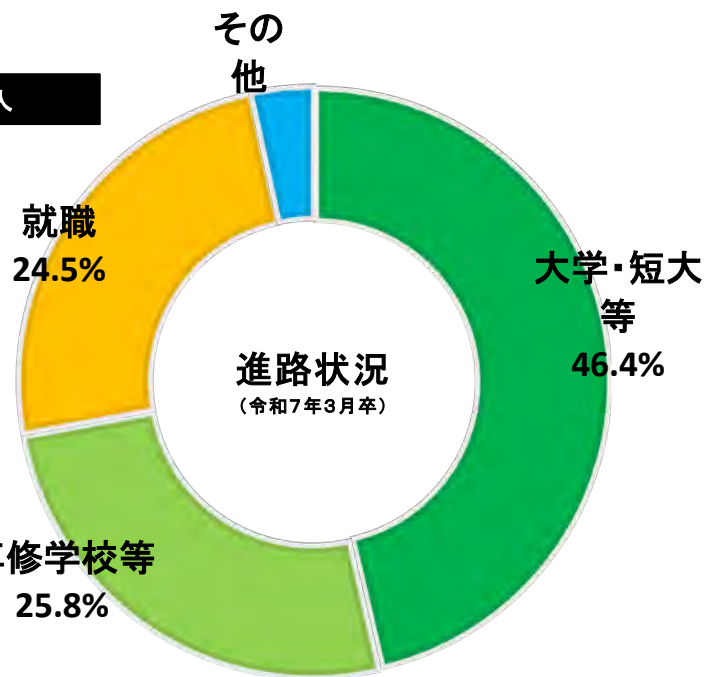
(%)

	農業 林業	漁業	鉱業 採石業 砂利採取業	建設業	製造業	電気 ガス 熱供給 水道業	情報通信業 運輸業 郵便業	卸売業 小売業 宿泊業 飲食 サービス業	金融業 保険業	不動産業 物品賃貸業	教育 学習支援業	医療 福祉	各種 サービス業	公務	その他
割合	0.0	0.0	0.0	0.0	7.3	0.0	0.0	16.4	0.0	0.0	3.6	56.4	14.5	0.0	1.8

(出典)文部科学省「学校基本調査」

情報科高校等の進路状況

卒業生数：858人



<就職者内訳>

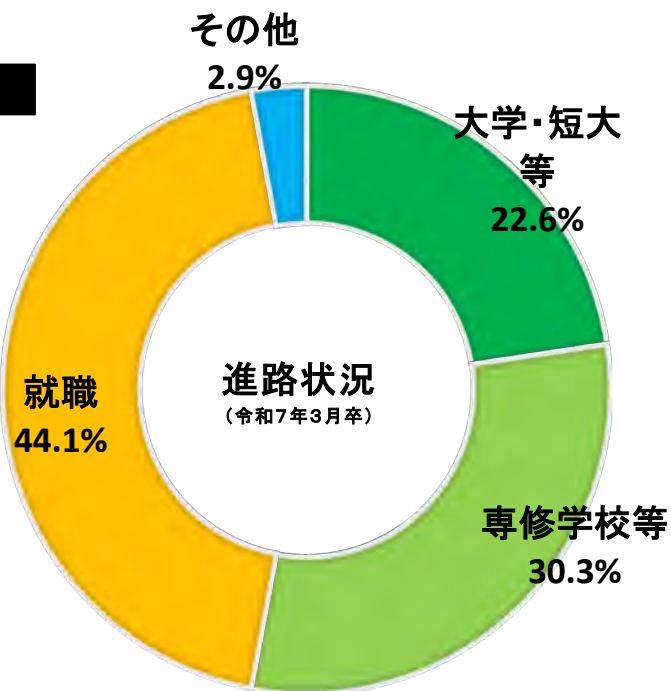
(%)

	農業 林業	漁業	鉱業 採石業 砂利採取業	建設業	製造業	電気 ガス 熱供給 水道業	情報通信業 運輸業 郵便業	卸売業 小売業 宿泊業 飲食 サービス業	金融業 保険業	不動産業 物品賃貸業	教育 学習支援業	医療 福祉	各種 サービス業	公務	その他
割合	1.0	0.0	0.0	3.8	46.2	3.3	19.5	6.7	0.0	0.0	0.0	2.4	10.0	4.8	2.4

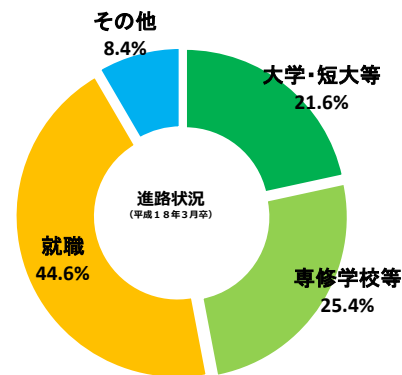
(出典)文部科学省「学校基本調査」

福祉科高校等の進路状況

卒業生数：2,040人



<就職者内訳>



※平成18年～調査

	農業 林業	漁業	鉱業 採石業 砂利採取業	建設業	製造業	電気 ガス 熱供給 水道業	情報通信業 運輸業 郵便業	卸売業 小売業 宿泊業 飲食 サービス業	金融業 保険業	不動産業 物品賃貸業	教育 学習支援業	医療 福祉	各種 サービス業	公務	その他
割合	0.0	0.1	0.0	1.5	4.0	0.0	1.0	3.1	0.1	0.0	0.4	83.5	3.9	2.3	0.0

(%)

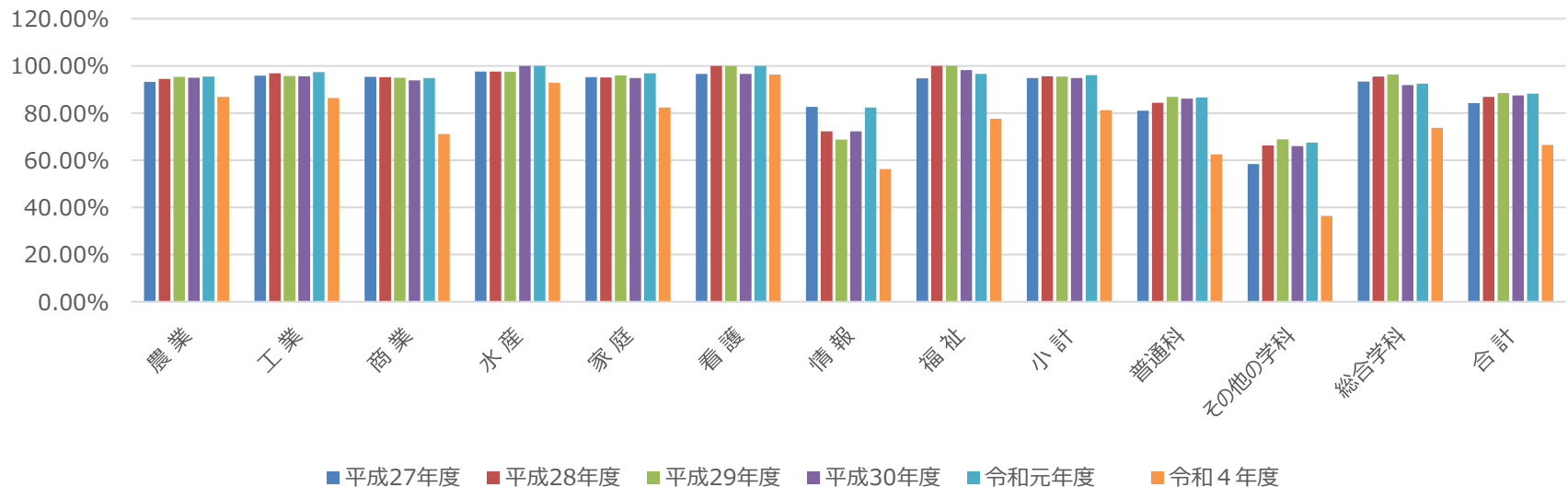
(出典)文部科学省「学校基本調査」

インターンシップの実施状況（公立高校・全日制） [令和5年度]

（１）学科別実施状況

	農 業	工 業	商 業	水 産	家 庭	看 護	情 報	福 祉	小 計	普通科	その他の 学科	総合学科	不 明	合 計
令和5年度	93.2%	95.2%	84.5%	95.2%	91.1%	93.3%	47.4%	86.4%	90.2%	70.0%	41.9 %	83.8%	0.0%	74.6%

【参考】学科別実施状況の推移



（出典）令和5年度職場体験・インターンシップ実施状況等調査結果（概要）

インターンシップの実施状況（公立高校・全日制） [令和5年度]

（２）実施学科数及び体験生徒数

	農 業	工 業	商 業	水 産	家 庭	看 護	情 報	福 祉	小 計	普通科	その他の学科	総合学科	不 明	合 計
実施学科数 (単位認定学科数)	262	393	350	40	143	28	9	51	1,276	1,570	190	264	0	3,300
	59	79	51	4	27	21	1	33	275	136	14	60	0	485
体験した生徒数	15,746	43,323	28,206	1,947	6,230	2,415	195	3,435	101,497	79,186	5,440	17,639	0	203,762
在学中に1回でも体験した3年生数(注)	10,783 (50.7)	32,688 (58.3)	16,951 (39.8)	1,284 (53.8)	3,943 (61.2)	945 (69.6)	78 (11.8)	1,237 (79.0)	67,909 (51.3)	49,081 (12.6)	2,882 (10.4)	12,338 (28.8)	0 (0.0)	132,210 (22.3)

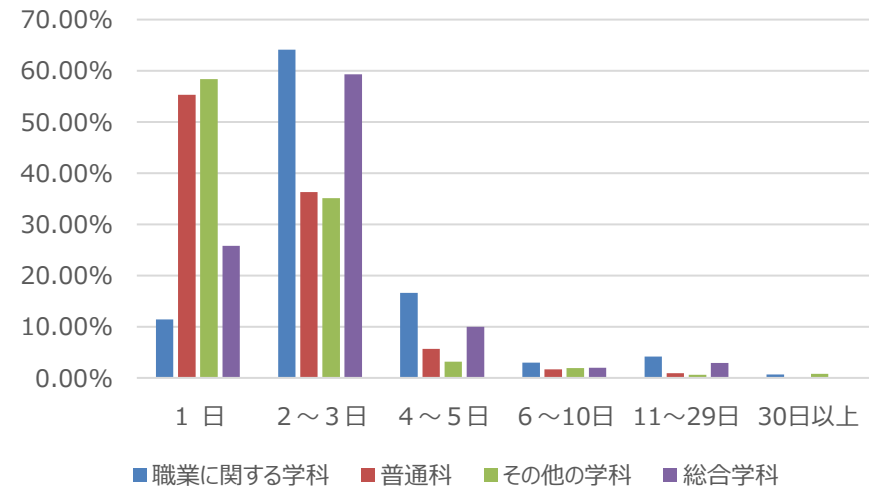
(注) () 内はその学科の3年生全体に占める割合(%)

（３）学科別体験生徒数

	職業に関する学科	普通科	その他の学科	総合学科	不 明	合 計
1 年 生	13,655 (13.5)	31,818 (40.2)	2,973 (54.7)	4,920 (27.9)	0 (0.0)	53,366 (26.2)
2 年 生	78,058 (76.9)	36,599 (46.2)	1,989 (36.6)	10,478 (59.4)	0 (0.0)	127,124 (62.4)
3 年 生	9,784 (9.6)	10,769 (13.6)	478 (8.8)	2,241 (12.7)	0 (0.0)	23,272 (11.4)
合 計	101,497 (100.0)	79,186 (100.0)	5,440 (100.0)	17,639 (100.0)	0 (0.0)	203,762 (100.0)

(注) () 内は学年別の割合(%)

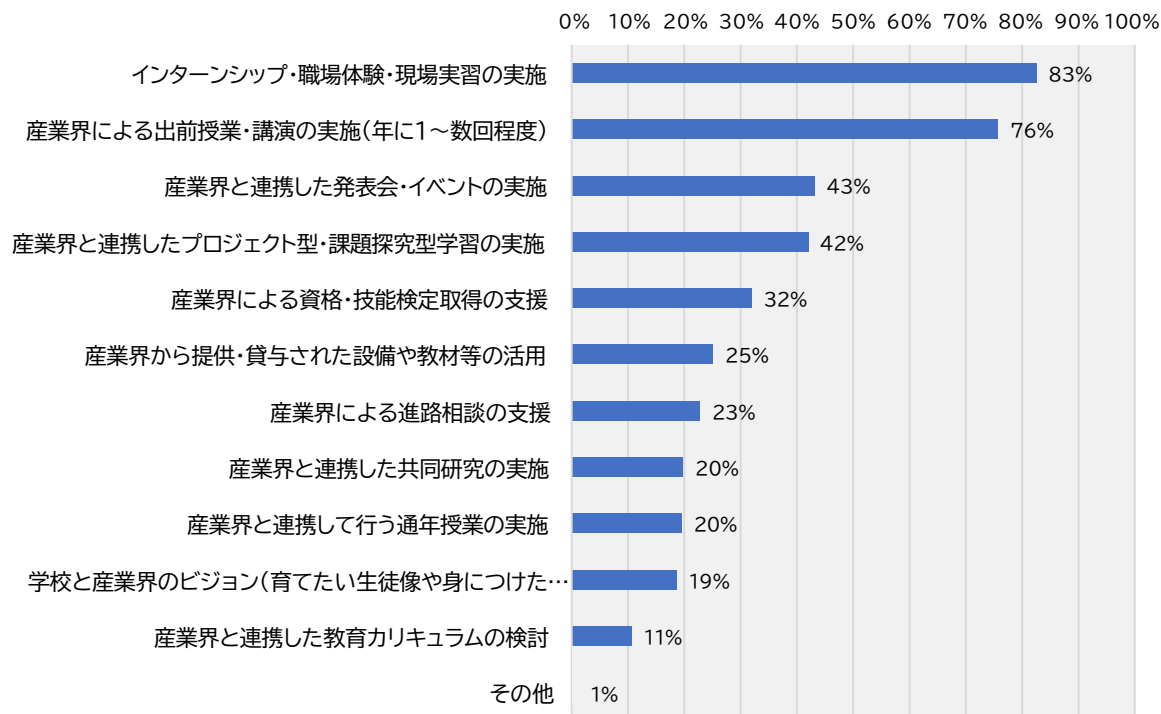
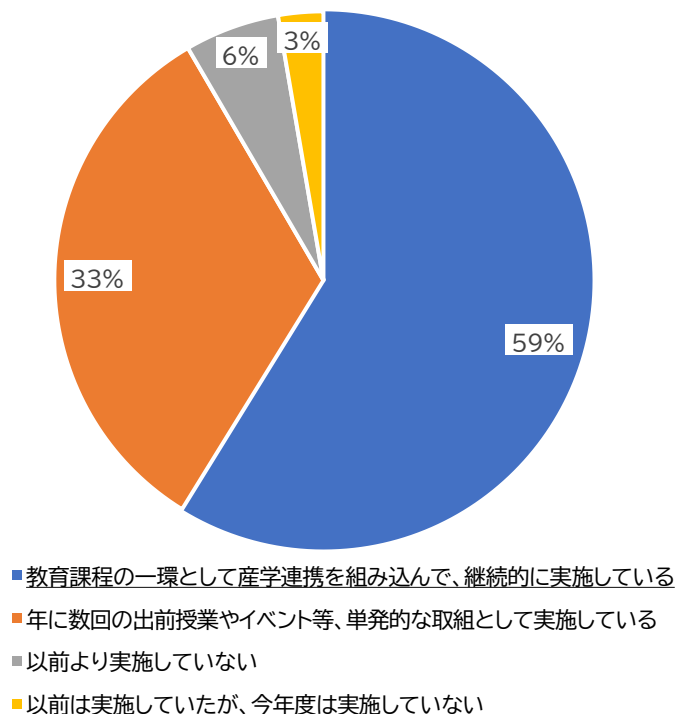
（４）体験日数別実施率



(出典) 令和5年度職場体験・インターンシップ実施状況等調査結果(概要)

専門高校における産学連携の取組状況

◆貴学科では今年度、産学連携の取組を実施しているか。 ◆今年度、産業界(企業や団体等)と協働して行った産学連携の取組の内容は何か(複数回答)



- 全国の専門高校においては、**約6割の学校が産学連携を教育課程に組み込み継続的に実施**している一方で、**約3割の学校は単発的な取り組み**として実施している。
- 取り組み内容としては、**インターンシップや出前授業**が約8割を占めており、最も多い。

※ 職業学科を設置している全日制の高等学校420校にアンケート調査を実施(大学科単位で回答)。371校から回答。

※ 調査期間2024/12/02～2025/01/24

(出典) 令和6年度マイスターハイスクールネットワーク構築にかかる支援及び専門高校の産学連携に関する調査研究事業 報告書(株)内田洋行教育総合研究所)

6. 関連施策等について

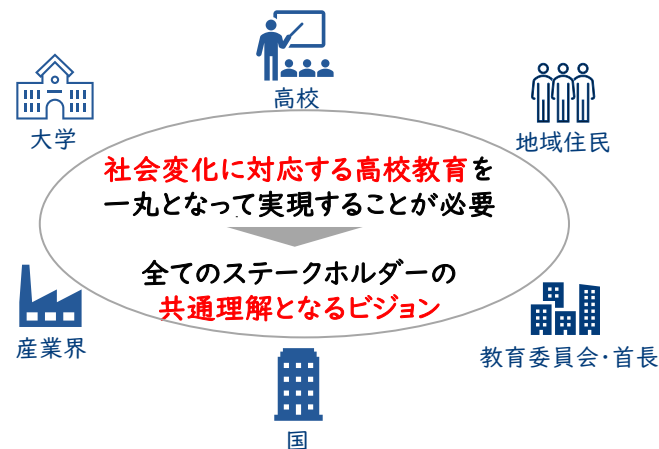
高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)【概要】

～2040年に向けた「N-E.X.T.(ネクスト)ハイスクール構想」～

New Education, New Excellence, New Transformation of High Schools

1. グランドデザインの背景・必要性

- ✓ AIの実装などデジタル技術の目まぐるしい発展
2040年には、**少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化**が一層深刻化
→現在の人材供給トレンドが続けば、**労働力需給ギャップが発生**
(事務職は余剰、**AI・ロボット関係、いわゆる理系人材は不足**)
- ✓ 将来を正確に予測することは難しく、どのような未来が訪れるか分からない
→生徒それぞれの**多様な個性やニーズ、興味・関心に応じた学びを生かした自己実現**を支え、**生徒の可能性を広げ能力を伸ばす**
→全ての高校生が**家庭の経済状況等に左右されることなく**、希望する大学等への進学や就職等をし、それが**個人の幸福**につながり、ひいては、**我が国の経済・社会の基盤を強いもの**としていくことにつながる



2. 高校改革の方向性～2040年に向けた高校の姿～

視点1 不確実な時代を自立して生きていく
主権者として、AIに代替されない能力や個性の伸長

学びの在り方の転換 (New Transformation)

- ✓ リアルとデジタルの良さを組み合わせつつ、**「好き」を育み、「得意」を伸ばす機会を確保**し、生徒の実態を踏まえた柔軟な教育課程の実現
- ✓ スクール・ミッション、**スクール・ポリシー**を踏まえた**教育活動の改善、公表**
- ✓ **高校教育と一貫した大学教育改革**(主体的・自律的な学修のための環境構築、出口における質保証等)

視点2 我が国や地域の経済・社会の発展を支える人材育成

最先端を学ぶ高校の特色化・魅力化 (New Excellence)

- ✓ **探究・文理横断・実践的な学び**、STEAM教育、産業界と協働した専門高校の学びの充実
➡ **理数・文系的素養やAIを使いこなす力**を身に付け、社会で活躍するロールモデルを体感
- ✓ 各高校の特色化・魅力化
➡ 学科構成の見直し、**専門高校の機能強化・高度化**、グローバル人材の育成
➡ **「普通科」の在り方の転換、即戦力の人材と進学を見据えた高度専門職人材の育成**

視点3 一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保

学ぶ機会・アクセスの確保 (New Education)

- ✓ **全国どこにいても多様で質の高い学びを保障**し、地方の生徒はもとより誰一人取り残されず、全ての生徒の可能性を最大限引き出す
(**地理的アクセスの確保**、都道府県の実情等に応じた**学校配置・規模の適正化**、小規模校を含む**遠隔授業等**の推進)
- ✓ 通信制高校の**教育の質の確保・向上**
- ✓ **不登校生徒への学習支援、特別支援教育や日本語指導**が必要な生徒への教育の充実

3つの視点を重視しながら、更なる高校改革を進め、N-E.X.T.ハイスクール構想を実現する。
高校から大学・大学院に至るまでの一貫した改革により、強い経済や地域社会の基盤となる人材を育成する。

3. N-E.X.T.ハイスクール構想の中核となる高校支援

国の 高校教育改革に関する グランドデザイン策定

都道府県 実行計画策定

総合教育会議等を活用し、地域別就業構造の推計や人口の将来推計等を踏まえて検討。首長、関係部局、大学、地域の関係者や産業界との連携・協働を図る。

安定財源を確保した上で、 交付金等の新たな財政支援の 仕組みの構築

基金の執行状況等を踏まえ、R9年度予算の編成過程で検討。

※交付金等の構築に先立ち、高校教育改革のための基金を都道府県に造成し、N-E.X.T.ハイスクール構想の実現のために、パイロットケースとして先導的な学びの在り方を構築する高校（改革先導拠点）を創設。

新しい学校のイメージや取組例

専門高校の機能強化・高度化 (アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成等)

(学校のイメージ)

地域発のイノベーションを興すことのできる人材等の育成を目指し、理論と実践の往還によるカリキュラムの実施等に取り組み、必要な施設設備の高度化が図られた学校

(取組例)

- ✓ ビジネス経験の必修化
- ✓ ものづくりから流通まで一体的な学びの実践
- ✓ 「高校版企業寄附講座」等の実践やそれを前提とした進学・就職機会の確保

普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化 (文理の双方の素養を有する人材の育成等)

(学校のイメージ)

文理にとらわれない幅広い教養等を備えた新しい価値を創造する人材等の育成を目指し、実社会につながる生きた授業の実践等に取り組み、必要な施設設備の高度化が図られた学校

(取組例)

- ✓ 実社会につながる生きた授業の実践
- ✓ 高度実験環境を核とする理数探究拠点整備
- ✓ 探究型授業研修の充実による教師のスキル向上、探究伴走支援専門チームの構築

地理的アクセス・多様な学びの確保

(学校のイメージ)

学校の枠を超えて多様な人々と協働し、社会の課題を主体的に探究・解決できる人材等の育成を目指し、柔軟で質の高い学びの実践等に取り組み、必要な施設設備の高度化が図られた学校

(取組例)

- ✓ 学校間連携や遠隔授業等を活用した教育機会の確保
- ✓ 学校と地域の関係機関の連携・協働の強化による学習環境の提供
- ✓ 他の学校種との連携の充実

これらの取組の一環として、留学支援を含むグローバル人材育成支援や、学校と地域が連携・協働した学力向上・学習支援などについて取り組む。

2040年までに達成を目指す目標

【職業教育の高度化・魅力の強化関係】

- ・地域の産業界等と連携・協働した取組を行う専門高校：100%
- ・少子化傾向においても専門高校の生徒数を現在と同水準

【普通科の在り方の転換・魅力の強化関係】

- ・文理横断的な学びに取り組む普通科高校：100%
- ・普通科でいわゆる文系と理系の生徒の割合：同程度

【多様な学びの確保関係】

- ・学びの状況に関する生徒の肯定的な評価の向上
- ・高校卒業段階の進路未決定者の割合の半減

高等学校教育改革促進基金の創設 ～N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール※構想～

令和7年度補正予算額

2,955億円



※N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクールとは、New Education, New Excellence, New Transformation of High Schools の略である。

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日 閣議決定） 抜粋

第2章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策 第1節 生活の安全保障・物価高への対応（6）公教育の再生・教育無償化への対応（教育無償化への対応）

いわゆる高校無償化と併せて公立高校や専門高校等への支援の拡充を図るため、政党間の合意に基づき、安定財源を確保した上で、交付金等の新たな財政支援の仕組みを構築することを前提に、国から2025年度中に提示される「高校教育改革に関するグランドデザイン2040（仮称）」に沿った**緊要性のある取組等について、都道府県に造成する基金等により先行的に支援する。**

課題

- 2040年には、産業構造や社会システムの変化を踏まえた労働力需給ギャップにより、**地域の経済社会を支えるエッセンシャルワーカーの圧倒的不足、いわゆる理系人材の不足が懸念**されるところであり、**産業イノベーション人材の育成が重要。**
- 少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化が一層深刻化（2040年には高校1年生が約36%減少）。現状でも約64%の市区町村において公立高校の立地が0又は1であることなどを踏まえ、**地理的アクセスを踏まえた多様な学びの確保が重要。**

①産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業

令和7年度補正予算額 2,950億円 支援期間：3年程度

各都道府県に基金を設置し、類型に応じた

高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースを創出し、取組・成果を域内の高校に普及する。

アドバンスト・エッセンシャルワーカー等 育成支援

- 地域産業や社会・生活基盤を支える分野において、新技術を活用し、生産性の向上・高付加価値化の実現が求められている。
- 技術革新のスピードが加速する時代に適した**課題解決能力の獲得**に向け、**探究的・実践的な学びの積み重ねや深まりのある学び**を実現する。

理数系人材育成支援

- 未来成長分野においては、理系高等教育への進学者の割合の増加、高等教育での実践的な教育が求められている。
- 先進的な新たな知を生み出す力を育成するため、**理数的素養を身に付けつつ**、自ら問いを立て、解決する研究を行う高等教育を見据えた**文理融合の学び**を実現する。

多様な学習ニーズに対応した 教育機会の確保

- 少子化への対応においては、生徒の地理的アクセスの確保を図ることに留意しつつ、多様な人間関係の中で得られる学びを踏まえれば、**一定の生徒数の規模を確保した学びを提供することが必要。**
- 人口減少地域に、魅力ある学びの選択肢を増やすため、**地域の教育資源を活かした学びや遠隔授業を活用した学び**の提供を実現する。

学ぶ意欲のある高校生が、家庭の経済状況に左右されることなく、学習習慣の定着、学習時間の増加、学びへ向かう姿勢の確立ができるよう、放課後等を活用し、**学校と地域の連携による学力向上・学習支援のための取組**、探究活動の深化による**多様な進路に向けた支援**を行う。

・ 学科・コースの再編、学校設定科目の新設

・ 域内の教育環境向上に貢献する取組（遠隔授業、教員研修拠点等）

・ 高等教育機関・地域・産業界と連携、外部人材の登用

・ グローバル人材育成に向けた留学の派遣・受入に係る環境構築

②高等学校教育改革加速に係る伴走支援事業

令和7年度補正予算額 5億円

改革先導拠点の着実な実施にあたり、都道府県の進捗の確認・評価を行うとともに、類型ごとに、ノウハウの共有・専門家による支援を行う。

対象

- ①都道府県
- ②民間

補助率等

①10分の10

補助対象経費

- ①改革先導拠点の創出に係る経費（人件費、旅費、謝金、設備・施設整備費等）
- ②高校教育改革加速に係る伴走経費（人件費、旅費、謝金、備品・消耗品費等）

事業スキーム

文部科学省

基金造成経費を交付

都道府県

※都道府県事務費も措置

（担当：初等中等教育局参事官（高等学校担当）付）

現状・課題

大学教育段階で、デジタル・理数分野への学部転換の取組が進む中、その政策効果を最大限発揮するためにも、高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化が必要

事業内容

情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、専門的な外部人材の活用や大学等との連携などを通じてICTを活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを強化する学校などに対して、そのために必要な環境整備の経費を支援する

支援対象等

箇所数・補助上限額 ※定額補助

公立・私立の
高等学校等
(1,300校程度)

- 新規採択校 : 100校程度 × 1,000万円
- 継続校 : 200校程度 × 500万円（重点類型の場合700万円）【2年目】
1000校程度 × 300万円（重点類型の場合500万円）【3年目】

※必須要件に加えて、各類型ごとの取組を重点的に実施する学校を重点類型として補助上限額を加算（80校（半導体重点枠を含む））

採択校に求める具体の取組例（基本類型・重点類型共通）

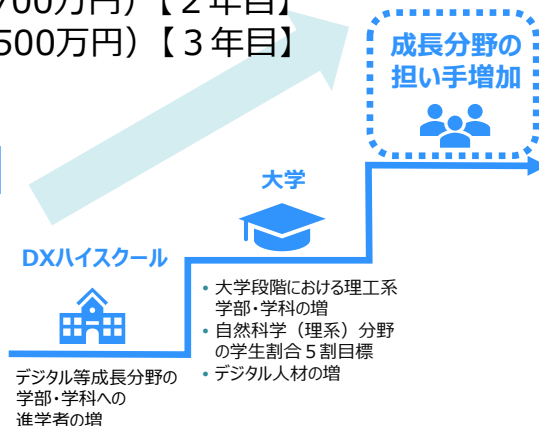
- 情報Ⅱや数学Ⅱ・B、数学Ⅲ・C等の履修推進（遠隔授業の活用を含む）
- 情報・数学等を重視した学科への転換、コースの設置
- デジタルを活用した文理横断的・探究的な学びの実施
- デジタルものづくりなど、生徒の興味関心を高めるデジタル課外活動の促進
- 高大接続の強化や多面的な高校入試の実施
- 地方の小規模校において従来開設されていない理数系科目（数学Ⅲ等）の遠隔授業による実施
- 専門高校において、デジタルを活用したスマート農業やインフラDX、医療・介護DX等に対応した高度な専門教科指導の実施、高大接続の強化

採択校に求める具体の取組例（重点類型 グローバル型、特色化・魅力化型、プロフェッショナル型（半導体重点枠を含む））

- グローバル型：海外の連携校等への留学、外国人生徒の受入、外国語等による授業の実施、国内外の大学等と連携した取組の実施等
- 特色化・魅力化型：文理横断的な学びに重点的に取り組む新しい普通科への学科転換
- プロフェッショナル型：産業界等と連携した最先端の職業人材育成の取組の実施

支援対象例

ICT機器整備（ハイスペックPC、3Dプリンタ、動画・画像生成ソフト等）、遠隔授業用を含む通信機器整備、理数教育設備整備、専門高校の高度な実習設備整備、専門人材派遣等業務委託費等



事業スキーム



産業教育施設・設備整備について

- 産業教育振興法等に基づき、高等学校等の設置者が、産業教育のための実験実習施設・設備を整備する場合、予算の範囲内で、国はその整備に要する経費の一部を補助（補助率 1/3）。
- 国庫補助の対象となる施設・設備の基準については、同法第15条及び同法施行令第2条の規程に基づき中央教育審議会の議を経て国が定めることとなっている。

公立高校

<施設>

公立学校施設整備費

令和8年度予算額（案）	67,767,721千円の内数
（令和7年度補正予算額	255,199,547千円の内数）
※ 参考 令和7年度当初予算額	69,134,007千円の内数
令和6年度補正予算額	207,565,821千円の内数

<設備>

一般財源化（地方交付税交付金にて措置）

- 三位一体の改革（平成16年及び17年）により、
 - ・施設は、「安全・安心な学校づくり交付金」（平成23年度当初予算から「学校施設環境改善交付金」）に一本化。（平成18年度～）
 - ・設備は、一般財源化。（平成17年度～）
- 平成26年度予算における国庫補助事業の見直しにより、特別装置事業は一般財源化。（平成26年度～）

私立高校

<施設>

私立学校施設整備費補助金

令和8年度予算額（案）	40,093千円
（令和7年度予算額	40,093千円）

<設備>

学校教育設備整備費等補助金

令和8年度予算額（案）	38,674千円
（令和7年度予算額	36,114千円）



DXハイスクール 取組事例



鳥取県立倉吉農業高等学校
(公立・農業科)

「鳥取・倉吉に農業分野の新たな価値を創造する」

取組

「そのうDXラボ」を拠点とした農業DXの推進



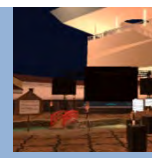
従来から実施してきたスマート農業の取組（ロボット田植え機による田植え、ドローンによる農薬散布など）に加え、複数の大型モニター、高性能PC、高性能カメラ、3Dプリンタなど、最先端の情報機器を整備した「そのうDXラボ」を設置し、スマート農業に関する取組を深化するとともに環境・建設分野におけるDX活用教育を推進する。



地元の農家、企業、官公庁、大学との連携を密に行うとともに、鳥取県内のみならず全国の専門家とつながり、リモート制御やプログラミングの技術を身に付け、それらを活用し農業に関する課題を探究する。



校内の広大な敷地を一元管理し、そこから得られるデータ等を分析することを通して、高度な農業技術、効率的な経営を学習。将来的にはそのノウハウを各農家へ普及する。



倉吉市が取り組んでいるメタバース空間「バーチャル倉吉」と接続し、メタバース空間を利用した生産物の販売、農家・企業との情報交換をはじめとした連携を行う。

※画像は全てイメージ

他機関との連携等による教育の充実



- ・ 校内にDX推進チームを組織し、学校全体で円滑かつ効果的に取組を推進する体制の構築。
- ・ 実践をもとに、2年生を対象とした学校設定科目「あぐりデジタル活用（仮）」の開設。
- ・ 鳥取短期大学・福山大学等と連携したプログラミングをはじめとした高度な実践指導や、教員対象のセミナー、講義の受講を継続的に実施。

育成する生徒像・取組による効果



データサイエンス、ICTなどを活用し、地域の課題を解決しようとするデジタル人材の育成

情報Ⅱの内容も含む「あぐりデジタル活用（仮）」を開設し、全生徒が履修。（令和8年度～）



埼玉県立秩父農工科学高等学校
(公立・電気システム科・機械システム科)

デジタルツールを活用できるスペシャリストの育成

取組

あらゆる場面でのデジタルツールの活用を強化

工業部棟を「デジタルラボ」化。実習等で積極的に活用。



- ・Wi-Fi環境の整備、プロジェクターやVR装置の整備により、工業部棟を「**デジタルラボ**」化。学校全体のDX化を推進。
- ・実習や課題研究の時間において、**数理データサイエンスの視点を取り入れた指導を行うとともに、レポート作成のデジタル化**など、授業全体のデジタル化を図る。



安全教育の新規導入



- ・VR機器を用いた**高所作業や感電等の疑似体験を通して「災害・発生・防止」**を学習。
- ・座学と実習とを関連付けた授業を計画し、危険予知のための知識を身に付ける。



発表会や外部との連携の充実

大学や民間企業と連携し、校外活動を取り入れた探究活動を実施



- ・生徒研究発表のオンライン化と高輝度プロジェクタ類による高精細化で**情報発信**。
- ・**埼玉工業大学や地域の企業との連携**、外部講師の招聘。

育成する生徒像・取組による効果



- ・学校生活全般でハードウェアとソフトウェアの両面からデジタルツールに触れ、現代のICT活用・DX化に対応できる技術者となる。
- ・実践的な学びである課題研究の活動の中で主体的な行動がとれる生徒に成長できる。
- ・卒業後にDX化のリーダー的役割を担う人材へ成長できる。

数理・データサイエンス・AIを前提とした実践的な学校設定教科・科目若しくは総合的な探究の時間の履修率（**100 %**）
大学理系・情報系学部進学率（**20 %**） ※令和10年度目標値

DXハイスクール 取組事例【商業科】



宮城県立南三陸高等学校
(公立・情報ビジネス科)



情報ビジネスの即戦力となるDX人材を育成

取組

<デジタルコンテンツの開発を通した新しい商業の学びの実現>

「デジタル×ビジネス」思考力・判断力・表現力の育成

様々な情報コンテンツが、新しいビジネスに繋がる可能性を検討し、それを実装する探究の過程を通して、情報に関する知識と技術をもち、それをビジネスにつなげることでできるスペシャリストの育成を目指す。



デジタルコンテンツを観光ガイドに活用



町の観光協会や民間企業と連携し、ドローン等で撮影した映像素材を使って、観光用のMR（複合現実）・VR（仮想現実）デジタル映像コンテンツを作成。

ヘッドセットを導入して、観光ガイドの実習において商店街などで紹介。

デジタル機器を活用し町内を撮影した映像を作成



「ソフトウェア活用」、「観光ビジネス」、「課題研究」の授業において、編集用のノートPC、3Dカメラを導入。民間企業とも連携して映像の撮影やソフトウェアを使った動画の編集などに関する、最新の技術を身に付ける。

「情報処理」、「課題研究」の授業において、水中ドローンを導入。民間企業と連携して水中ドローンの操縦を通して、コンピュータの仕組みや映像コンテンツの特徴などを学び、デジタルコンテンツの開発に必要な知識・技術を身に付ける。



育成する生徒像・取組による効果



3年間の学びを通して、デジタルコンテンツの開発やシステムエンジニアなど情報に関するスペシャリストとして新しいことにも果敢に挑戦し、活躍できる生徒を育成する。

情報Ⅱの内容を含むことにより指導内容を充実させた

職業系の教科・科目の履修率 (70%) 令和8年度目標値

大学理系学部進学率 (20%) 令和10年度目標値

DXハイスクール 取組事例【水産科】



福岡県立水産高等学校
(公立・水産科)

スマート水産業に対応できるデジタル人材の育成

～生徒の知的好奇心を高め、楽しく学ぶ授業の展開～

取組

スマート養殖業の推進



養殖業においてIoTやAIの導入が推進されている中で、スマート水産業に対応できる人材を育成するため、**実習施設にもリアルタイムで環境を測定・データ化できるセンサーや監視システム、デジタル顕微鏡、遺伝子解析装置等**を導入。

スマートファクトリー化



食品製造実習室の温度管理や在庫管理等をDX化し、これからの食品業界に求められる電子システムに対応できる人材を育成する。

また、次世代食品の開発やマーケティング、プログラミング学習にも力を入れる。



ドローン・マリンロボットの導入



水産業において、上空からの**赤潮把握や、藻場の広域調査等のためにドローン技術**が活用され、水中においても**マリンロボット技術により、人が潜水困難な環境での作業**が行われている。

これらの機器を導入して授業に活用することで、水産業におけるデジタル人材を育成する。

デジタル機器の導入



大学や企業などの専門性の高い外部講師による遠隔指導や講義を可能にするため、**実習室に大画面のスクリーンとプロジェクター、webカメラを設置**する。



育成する生徒像・取組による効果



ICTをはじめとしたデジタル技術を活用したスマート水産業に対応できる人材

情報Ⅱの内容を含むことにより指導内容を充実させた職業系の教科・科目の履修率
(令和10年度目標値**100%**)
大学理系学部進学率の増加
(令和10年度目標値**5%**)



DXハイスクール 取組事例【看護科】



愛知県立桃陵高等学校
(公立・衛生看護科)

リアリティを追求した臨場感ある医療現場の再現

取組

VRゴーグルの活用によるリアリティのある医療現場の体験



学内演習でのVRゴーグル活用による**看護過程における思考力の深化、判断力の向上**

活用案

学内演習で積極的なVRゴーグルの活用を図ることで、よりリアリティのある医療現場の体験や、普段体験できない患者目線、看護師目線双方の視点を持たせることで思考の深化、看護における状況判断力の向上につなげる。



【実習イメージ】

分娩の観察や心肺停止の蘇生措置など臨地で体験が難しいテーマについても繰り返し学ぶことが可能となることで、学びの質と生徒の意欲の向上を図る。

シミュレータを利用した科目横断的学習



シミュレータの積極的利用による**看護技術の習熟度の向上**

実習案

シミュレータやデブリーフィング（振り返り）システムを活用することで、臨場感を体感させ、既習知識とあわせ技術習得への主体的な学びにつなげる。



【導入イメージ】

シミュレータを用いた実習の情報をシステム管理し、情報に基づいたデブリーフィング（振り返り）を実施。

データを蓄積することで、小児期から成人・老年・在宅看護を網羅した効果的な実習教育システムを構築する。

教員研修の充実



- 看護基礎教育における授業のICT化推進のため、外部講師を活用し、教員の指導力向上を図る。
- 学校全体での積極的活用を図るため、看護科以外の教員の教育DX研修を推進。

育成する生徒像・取組による効果



- 看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標に即した看護実践能力を身に付けることができる生徒
- 臨床現場において厚生労働省が推進する医療DXに即応できる生徒

情報Ⅱの内容を含むことにより指導内容を充実させた職業系の教科・科目の履修率（令和10年度目標値**100%**）
大学理系学部進学率の増加（令和10年度目標値**20%**）



佐倉東高等学校
(公立・服飾デザイン科)



デジタル技術を活用した家庭科教育の推進

取組

デジタル技術を活用したカリキュラム開発と創造力の育成



専門的な知識と技術の深化・総合化を図る**実体験型プログラム**の実施。

実習案

アパレル3DCAD実習、画像生成AI活用実習、
デジタルファブリケーション実習、
バーチャルファッションショー実施

【実習イメージ】

※ 生活産業情報、課題研究、ファッションデザインにおいて実施



(アパレル3DCAD実習)



(デジタルファブリケーション実習)



(VR空間体験：バーチャルファッションショー)

育成する生徒像・取組による効果



生活産業に関する事象を多角的な視点でとらえ、課題を解決する力と情報を活用する力の向上を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む生徒を育成する。

教科情報の科目履修率（開講学年生徒の内）
生活産業情報 19.8%以上

情報Ⅱ等の履修率

大学理系・情報系学部進学率（5.0%）※令和10年度目標値

現代の産業に対応できる最先端の機材、環境整備



デジタル人材育成に資する**高度なデジタル技術（設備・機器・アプリケーション）**を生徒自身が活用できる**実習環境の整備**を行う。

整備案

高度な画像処理のできるハイスペックPC、アパレル3DCADソフトウェア、画像処理ソフトウェア、高性能カメラ、カッティングプロッター、VRゴーグル



生徒向け講習・教員向け研修の充実



外部講師による定期的な講習、研修の実施。

- 最新のデジタル技術の活用を日常的に行うことのできる環境づくり
- 校内の各種機器及びシステムの更新

DXハイスクール 取組事例【情報科】



大分県立情報科学高等学校
(公立・工業・商業・情報)

デジタル×ビジネス・モノづくりで新たな価値を創造するデジタルメディアラボの開設
デザインシンキングを活用し、主体的に思考を深める学習プログラム

取組

デジタルエンジニアのためのデジタルメディアラボの開設

高度なデザイン処理が可能なiMacを活用した、独創的な思考力と実践力に加えユーザー目線を持った、**UXデザイナー***の育成

実習案 対象科目「情報デザイン」「コンテンツ制作と発信」「課題研究」等

①デザイン開発、ブランディングの実践

パッケージデザインやロゴ開発などトータルブランドデザイン制作。ブランディング学習。情報デザインにおいてブランディングを意識したパッケージデザインやロゴ開発などの実習でイラストレータを活用。

②デジタルコンテンツにおけるソーシャルメディア戦略

学校パンフレットの自主製作や様々な広告媒体における情報発信の実習。デジタルコンテンツ制作実習やメディアの効果的な活用手法の習得。

③UXを意識したものづくりやサービス開発

3Dプリンタやレーザーカッターによるユーザー視点に立ったものづくりやアプリ開発実習。

*UXとは、ユーザーが製品やサービスを使った際に得られる体験のことを指す。
UXデザイナーは、このユーザー体験に焦点を当て、「使って楽しい、心地いい」と思われるデザインをつくることを専門とする。

デジタルとビジネスを融合できる人材の育成

デザインシンキングの手法や生成AIを用いた実践型ものづくり(アイデアづくり)プログラムをとおして**デジタルとビジネスを融合できる人材を育成**

◇先端技術を知り活用する

Jetson nanoやJetRacerを活用したAI技術の習得と活用。
企業と連携したAIビジネス活用特別講座。

◇デザインシンキングによる課題解決型学習

1年次の総合的な探究の時間から2・3年次の課題研究までの3年間を見通した課題解決型学習の中でIoTとビジネスの融合について学習。

【イメージ】



※工業、商業科目と連携した取組

実践講習会（生徒向け）・活用講習会（教員向け）の実施

★★ 生徒・教員共に、即活用できる今必要な実践的講習会や研修会を実施。デジタルを活用する基盤となる知識やパテント講習にも重点を置くことで、発想に制限のないデジタルものづくり、情報づくりにつなげる。

育成する生徒像・取組による効果



多様なものの見方や考え方を有し、幅広い知識と教養を身につけ、自由な発想とアイデアをデジタルと結びつけることで有効に活用できる能力・資質の育成し、多方面にわたり地域を支えることのできるデジタル人材の育成

情報Ⅱの内容を含む職業系教科・科目の履修率

(令和8年度目標値 **60%**)

大学理系学部・情報系学部率増加

(令和10年度目標値 **15%**)



北海道置戸高等学校
(公立・福祉科)

福祉社会における諸課題をデータに基づいて解決できる人材の育成

取組

データに基づいた介護技術の習得及び状況判断力の育成

- **「多職種連携ハイブリッドシミュレータ」**※を導入し、様々な介護の場面を想定した実習を行うことで、介護技術を習得するとともに、様々な被介護者の訴えに対処できる状況判断力を養う。

※生体情報モニター、定型句発声機能などを兼ね備えた生体シミュレータ。身体の状態（顔色、体温、酸素濃度、咳や嘔吐、目眩など）を設定することで、実習体験の場面を具体的に再現することができる。



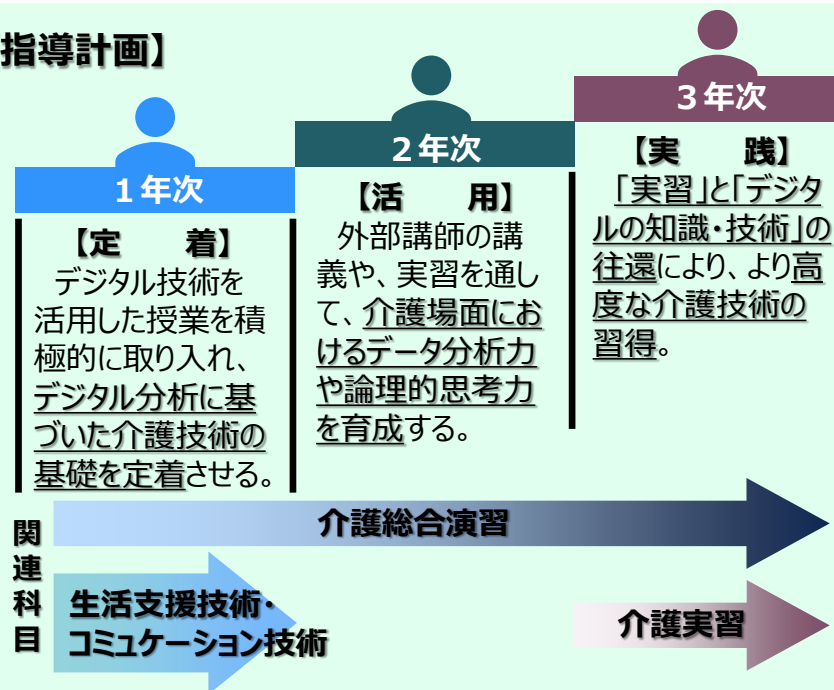
(イメージ)

- **データ管理システムの活用**により、介護場面のデータの分析や共有を行い、データに基づくよりよい介護の在り方を探究する。



(イメージ)

【指導計画】



外部講師の活用による専門知識の獲得

- ★ ★ **外部講師（大学教授・福祉施設職員等）を招聘。**地域福祉のデータに関する講義や介護技術に関する技術指導、実践的なデータに基づくデータ分析に係る講義を実施。

育成する生徒像・取組による効果



デジタル技術を活用し、分析・比較・検討を通して介護技術の専門性を高めるとともに、デジタル分析のスキルを福祉に生かすことのできる人材

情報Ⅱの内容を含むことにより指導内容を充実させた職業系の教科・科目の履修率（令和10年度目標値**100 %**）

医療保健福祉系の学部や看護学部などへの進学率の増加
(令和5年度**10%**→令和8年度目標値**20%**)

マイスター・ハイスクールにおける取組 ～新潟県立海洋高等学校～

海洋高等学校×新潟県教育委員会×糸魚川市×株式会社能水商店

地域産業の持続可能性を実現する活動

地域産業会の全面的な支援（施設や設備利用・実践の場）をもらい、地域の持続可能性を高めるプロジェクトを課題研究で取り組む。

新しい低コスト型鮭放流事業、モズク育成域マップによる取りすぎの抑制、森が豊かな海をつくる保安林の保護育成、究極の循環型食糧生産アクアポニックス、廃棄物削減に向けた水産加工残渣の有効活用などの課題に向き合う。



新商品・新事業の創出、地域産業の活性化

新しい地域産業の立ち上げ「マリンスポーツイベント・海洋レジャー体験サービスの開発による観光誘客」、地域水産資源を活用した新商品開発、地域産業の持続可能性に向けた研究開発「鮭発眼卵放流による漁協の担い手不足や経営改善」を推進。



取組による成果等

私は海洋高校教員を退職・起業し、水産加工会社の経営者として産業界から学校の学習を支援する立場となった。

学校設定科目「地域探究」の新設と各学科・コースの専門性を活かして地域課題解決に取り組む教育プログラムの運用により、海洋高校の学習活動を直接的に地域産業振興に結び付けるとい意思と持続可能性が高まった。

地方における専門高校の存在意義や可能性が今後さらに高まっていくと信じている。

事業の取組や成果は商工会や観光協会でも話題に挙がることも多く、さらなる連携に向けた機運は産業界でも高まっている。

生徒はもちろん、学校や行政、事業に関わる全員が方向性を共有し、真剣に取組を実行してきた成果だと思う。この取組が市内ばかりでなく、広域にわたる地域連携の起爆剤となる可能性を感じていると同時に、事業・取組の継続に大きな期待をしている。



マイスター・ハイスクールCEO
（コーディネート機能を担う）



産業実務家教員
（観光物産センター）



糸魚川市の職員

IT活用を通じてこれからのスマート水産業を学ぶ

水産や海洋における情報技術を座学で学び、実習で地元企業や外部講師の協力を得てIT活用。

道の駅に「新潟海洋高校アンテナショップ」能水商店」をオープンし、WEBサイトでのオンライン販売と融合。

自らがデジタル変革の推進役になれるよう学びを深めている。



資質・能力を評価するアセスメントテスト実施

「学びみらいPASS」によるアセスメントテストを実施。リテラシー（情報収集力・構想力など）の4つの力の着実な伸長とコンピテンシー（協働力・自信・出力など）の8つの力の3年次における著しい伸長が確認できた。



毎年多くの県内外生徒が入学し、糸魚川市の地域振興にも寄与している。

海洋高校では「キャリア教育」をはじめ、生徒が市内各地を巡検する「ジオパーク学習」にも取り組むなど、地域や人の関わりにも力を入れている。

今後も生徒が社会の第一線で活躍できる能力を着実に身に着け、未来を担う、時代に対応した人材育成の継続に期待している。

マイスター・ハイスクールにおける取組 ～滋賀県立彦根工業高等学校～

彦根工業高等学校×滋賀県教育委員会×彦根市×彦根商工会議所

地域企業から匠の技と先端技術を学ぶ

学校設定科目「近江マイスター」において、1年次では地域企業の先端技術やその専門家の働きを見学。

2年次では学校設定科目「ブラッシュアップ実習」において、地域企業や専門家から技術を学ぶ。

本格的に、企業の組織の一員として現場で働く

「ブラッシュアップ実習」の履修者は3年生になると学校設定科目「プロジェクト実習」(デュアルシステム)を実施。週1日、実際に企業で社内プロジェクトチームのメンバーとして働く。

「お客さん」ではなく「社員」として扱われ、他のメンバーと協働して、実際の業務の中で提案を行ったり、フィードバックを受ける体験をしている。学校で学んだ知識・技術がどのように社会で使われているのかを理解し、さらにその技術を使うための姿勢や考え方を学習。



取組による成果等

専門高校と企業との関係性が深まり、企業と連携したプログラムを各授業の内容と紐づけて、体系的に学べる仕組みが整った。

生徒にとって、実際に働く現場が必要とされることと学校で学んでいることを結び付けて考える機会となり、学ぶ意欲の向上につながっている。

教員が最先端技術や情報に触れる機会が増え、生徒は実社会で学ぶことで、自ら考えて行動する力や挑戦する意欲が高まっている。

デュアルシステムで企業での働く体験が、学校での学びの意味や目的に繋がり、彼らの進路実現に寄与していると感じている。



マイスター・ハイスクールCEO
(コーディネイト機能を担う)



産業実務家教員
(地元企業のエンジニア)

生徒の自己肯定感もアップ

生徒に向けた非認知能力に関する調査において自己効力感、やり抜く力のスコアが向上。

2年生 (前年1年生の活動を振り返って) 回答数 204名

- やり抜く力、コミュニケーション能力、忍耐力がついた
- 将来の進路選択に役に立った

9割

- SDGsや専門科目に関心が高まった
- 今後もMHS事業の取組に参加してみたい

6割

3年生 (2年間の活動を振り返って) 回答数 180名

- やり抜く力、コミュニケーション能力、忍耐力がついた
- 将来の進路選択に役に立った

8割

- SDGsや専門科目に関心が高まった
- インターンシップ(2年生実施)が関心あり 今後もMHS事業の取組に参加してみたい

5割



高校と企業が連携することで、非認知能力が高まることが実証されれば、これからの工業高校としての在り方の一つを示せると考えている。

長期インターンシップやデュアルシステムの受入れは企業にとって負担があったが、現場からも「人工知能の活用など手探りの中、自分の大きな学びにつながった」「外部からの視点で業務改善に直接的に貢献」といった声があり、相互にとって学びのある取組となっている。



彦根工業高校教諭



デュアルシステム受入れ企業



全国産業教育フェア

専門高校等の生徒の学習成果を総合的に発表する全国産業教育フェアを、都道府県教育委員会との連携・協力を得て、全国的な規模で開催することにより、全国の専門高校等の生徒の学習意欲や産業界、教育界、国民一般への専門高校等の魅力的な教育内容について理解・関心を高めるとともに、新たな産業教育の在り方を探り、新しい時代に即した専門高校等における産業教育の活性化を図り、その振興に資することを目的とする。

【令和7年度】

第35回 全国産業教育フェア福島大会

令和7年10月25日（土）26日（日）開催

参加者

全国の高等学校の生徒、教員及びPTA関係者、小学生や中学生、その保護者等の地域住民、企業関係者等

生徒発表等

専門学科の高校生による研究等の発表や、
マイスター・ハイスchool事業に取り組む高校生による発表等



作品展示等

開発した商品や作品の展示・販売や、体験コーナー等



競技大会・コンテスト

フラワーアレンジメント、ロボット競技、観光ビジネスアイデア、
クッキング、介護技術に関する競技大会・コンテストを実施



生徒実行委員会によるイベント

開閉会式のアトラクションや交流イベントを企画・運営



令和8年度は佐賀県で開催

さんフェアSAGA 2026

➡<https://sanfair-saga2026.jp/about/>

詳細はこちらから！



公式サイト



Instagram

高校ポータルサイト「マナビカエル」

<高等学校の特色・魅力ある取組を収集・発信（令和6年度～）>

マナビカエル 文部科学省特設ポータルサイト

マナビカエルが OPENしました!

「高校の学びを変えたい!」

「マナビカエル」はそんな想いを持つ、全国の高校教職員のためのポータルサイトです。

マナビカエル <https://www.mext.go.jp/manabikaeru/>

事例は続々掲載予定! 文科省SNS等で更新情報を随時お知らせします。 @mextjapan

こんな事例が 載っています!

聴く 高校の特色化・魅力化事例

高校の特色化・魅力化に取り組んでいる背景や実践・工夫のポイントを伝えます。

兵庫県立兵庫高等学校
地域と協働して「幸せな未来の創造者」を育む。兵庫高校が実践する「グローバル型」探究学習

熊本県立八代工業高等学校
9割の教員が「教育活動の活性化」を実現。熊本県立八代工業高等学校が企業と取り組む産業人材の育成

知る デジタル教材活用指導事例

専門高校におけるデジタル教材を活用した指導事例を具体的に伝えます。

東京都立国営高等学校
データ分析を通して「仮説・検証の大切さ」を学ぶ力を育む

東京都立国営高等学校
都立国営高校が導入した「みどりクラウドPRO」は実際の農業の現場で活用されているITサービスのひとつ。校内に設置されたセンサーで圃場の様子を遠隔で確認できる。

授業中は教室内をまわって生徒たちに声をかける一方、教員のタブレットから各班の進捗も確認できる。



公立 北海道

北海道静内農業高等学校

「本物に触れることで、自信が生まれる」。北海道静内農業高校が実践する、産官学連携の農業人の育成

#地域との協働 #産業界との連携 #マイスター・ハイスクール

#グローバル人材育成

(掲載事例：北海道静内農業高等学校)

専門高校の魅力発信 ～ 中学生・保護者向け ～

新規HP「すごいぞ！専門高校」の開設

／中学生の進路指導で活用できるウェブサイト／



すごいぞ！専門高校HP：
https://www.mext.go.jp/sugoi zo_senmonkoukou/

専門高校Instagramの開設

／現役専門高校生を巻き込んだ魅力発信／



2025年2月～7月
 専門高校生が作成した
 魅力発信動画のコンテストを実施

応募総数 動画400本！

優秀な動画には、
 文部科学大臣賞を授与
 (2025年10月
 全国産業教育フェア福島大会で
 発表)



Instagramアカウント：
https://www.instagram.com/mext_sangyo?igsh=MXdidHdt enIzcGtrNg%3D%3D

高等学校教育の在り方ワーキンググループ 審議まとめ（令和7年2月） 概要

I. これからの高等学校の在り方に係る基本的な考え方

高校教育の実態が地域・学校により非常に多様な状況にあるため、質の確保・向上に向けて、「多様性への対応」と「共通性の確保」を併せて進める必要

■ 多様性への対応

- 地理的状況や各学校・課程・学科の枠にかかわらず、いずれの高校においても多様な学習ニーズに対応し、潜在的なニーズに応える柔軟で質の高い学びを実現

■ 共通性の確保

- 「自己を理解し、自己決定・自己調整ができる力」の育成
- 「自ら問いを立て、多様な他者と協働しつつ、その間に対する自分なりの答えを導き出し、行動することのできる力」の育成
- 「自己の在り方生き方を考え、当事者として社会に主体的に参画する力」の育成
- 義務教育において修得すべき資質・能力の確実な育成など、「知・徳・体のバランスのとれた土台」の形成

取り組む
ことが
特に重要

II. 各論点に対する現状・課題認識と具体的方策

主な手段の
凡 例 ○：通知等 □：予算事業 ◇：調査 ☆：その他取組

1 少子化が加速する地域における 高等学校教育の在り方

- 少子化の影響により多くの地域で統廃合が進行。今後も15歳人口の減少は一層加速。小規模校の教育条件の改善が必要。
- 生徒が行きたいと思える学校づくり、特色化・魅力化が必要。

小規模校の教育条件の改善に向けて

- 教科・科目充実型の遠隔授業、全日制・定時制課程における通信教育の活用、学校間連携等の推進による学びの機会の充実に関する実証研究の実施
- 配信センターの体制・環境整備、学校間連携等の促進
- ◇ スクール・ミッション、スクール・ポリシー等を踏まえた学校教育活動の実施・改善、学校の特色化・魅力化
- ☆ 都道府県と市町村の連携・協力による学校運営
- 地域や学校を越えた生徒同士の学びのネットワークの構築
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入等による学校と地域社会の連携・協働の推進
- 学校における働き方改革の推進、コーディネーター等の配置支援

2 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方

- 不登校児童生徒数が義務教育段階を中心に増大。高校段階では通信制の生徒数が近年急増。
- 全日制・定時制・通信制いずれの課程にあっても、柔軟で質の高い学びを保障していくことが必要。

生徒の多様な学習ニーズに応える 柔軟で質の高い学びの実現に向けて

不登校生徒の学習機会の確保

- 自宅等からの同時双方向型の遠隔授業や通信教育の活用に関する実証研究、モデル事例の創出
- ☆ 履修・修得の柔軟な認定の促進
- 学びの多様化学校や校内教育支援センターの設置促進
- 不登校経験が不利益に扱われない高校入学者選抜 等
- 定時制・通信制課程における優良事例の創出等
- ◇ 広域通信制の設置認可等に関する状況の把握等
- 通信制課程に係る情報公表や制度等に係る情報発信
- ◇ 不登校生徒に対する継続的な実態調査
- SC・SSWの配置充実、心理・福祉分野に強みや専門性を有する教師の育成等
- 公立通信制高校等の機能強化等
- 高校における特別支援教育の充実に向けた体制整備
- 外国につながる生徒の受入れに向けた体制整備

3 社会に開かれた教育課程、 探究・文理横断・実践的な学びの推進

- 高校生の3割が家や塾で学習を「しない」と回答。
- 授業の満足度・理解度は学年が上がるとともに低下。
- 多くの高校で文理のコース分けがなされ、特定の教科を十分に学習しない傾向。

全ての生徒の学びの充実にに向けて

- 普通科改革の促進、コーディネーターの配置支援を通じた探究・文理横断・実践的な学びの推進
- グローバル人材育成に資する拠点校の整備、留学をはじめ国際交流の促進、理数系教育の更なる充実
- 産業界等と専門高校の連携・協働の強化、専門高校を拠点とした地域人材の育成・地方創生の支援、専門高校の魅力の発信
- DXハイスクール事業の更なる推進
- ☆ 学習指導要領の理解や着実な実施、定着
- ☆ 学校における働き方改革の推進、教職員の配置を含む高校の指導体制の充実
- 教師の資質・能力の向上のためのオンライン研修コンテンツの開発支援、探究型の研修の開発・普及
- ☆ 大学入学者選抜を含む高大接続改革の推進
- ☆ 教育費の負担軽減

※ 審議まとめ本文はこちら⇒ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/091/toushin/mext_00005.html



三党合意に基づきいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理(抜粋) 令和7年6月11日

2. 公立高校(専門高校を含む)などへの支援の拡充を含む教育の質の確保

- 高校無償化の大幅拡充が、どのように高校教育の質の向上や子供たちの学びの充実につながるのか、スクール・ミッションやスクール・ポリシー等を踏まえた学校評価等の活用によるPDCAの徹底や、学校選択や生徒・保護者の学校理解促進のため一定の要件・基準による積極的な情報公開の促進を図るなど、高校教育の質を確保させる仕組みづくりの検討が必要。
- また、子供たちの学びの質や機会を保証するためには、公立高校への地理的アクセスの確保と人口減少社会に対応した規模の適正化が必要であり、これらの保証に重要な役割を担う公立高校の振興が重要であることから、国が示す高校教育改革に関する基本方針(高校教育改革に関するグランドデザイン(仮称))を踏まえ、都道府県が作成する計画(高校教育改革実行計画(仮称))に基づく高校教育改革やそれに伴う施設の老朽化対策等の教育環境の整備を計画的かつ円滑に実施できるように交付金等の新たな財政支援により支援する仕組みづくりが必要。このほか、指導体制の充実の検討も必要。
- その際、卒業生の進路、学びの成果の確認、学校関係者の評価(高校生の声を聞くことを含む)等による明確なKPIを設定することにより評価・改善のサイクルを徹底するとともに、公私間の学校数・生徒数やその割合・平均授業料等が、特に都市部と地方部の間において大きく異なることなど地域の実情を踏まえる必要。

3. 多様な教育機会の実現(高校間での単位互換を含む)

- 高校無償化の大幅拡充が、幅広く柔軟な教育を実施しなければならない多様な高校教育の振興にどのように資するのか整理が必要。(※上記2.の論点と関連)
- これからの高校には地域社会や産業界のニーズに応えつつ、生徒の進路希望や関心等を踏まえた多様な教育を行い、地方創生や経済成長に貢献できる人材を育成することが求められていることを踏まえると、探究・文理横断・実践的な学びの充実、グローバル人材やDX・AI・半導体・コンテンツ産業等の人材育成、産業界の伴走支援による専門高校の機能強化・高度化(高専・大学等との職業教育の役割分担の整理を含む)、普通科改革等を通じた高校の特色化・魅力化を図るための支援が必要。
- 高校間での単位互換については、学校間連携等の取組を充実させるとともに、高校生に対して多様で質の高い教育機会を提供し、高校生が主体的な学びを選択できるようにするため、学期ごとの単位認定や学年による教育課程の区分を設けない単位制への移行などに向けて、各学校の教育目標・方針や過疎地等の地域の状況、大学との相違を考慮しつつ、学校現場・自治体の意見を十分に聞きながら、具体的な方策について検討することが必要。

8. 公立と私立の関係

- 「私学シフト」を懸念する声があることを踏まえ、「専門高校をはじめとする公立高校離れ」、「地方公立高校の衰退」への対応方策として、高校教育改革に関するグランドデザイン(仮称)を踏まえた、都道府県毎の高校教育改革実行計画(仮称)作成の仕組みづくりの早急な検討が必要。その際、専門学科ごとの公私比率の違い等の地域の状況を踏まえた検討が必要。
- また、広域通信制高校の取扱いも含め、私立高校の定員管理、授業料をはじめとする学校納付金等の適正性を担保する仕組みの在り方について整理が必要。
- 過大な収容定員を設定したり、教育内容に課題が見られたりする広域通信制高校の管理・運営の適正化や教育の質の確保・向上を図るため、定時制教育及び通信教育振興法の改正も視野に、情報公開の徹底や点検調査の強化、運営主体の学校法人化支援など実効性のある対応が必要。
- 教育の質を高めるには全ての学校に質向上の余地が公平に存在し、選ぶ側が学校の質を合理的に判断できることが必要だが、私立に比べ、公立は教員配置や設備投資などで自由度が低いとの指摘。(※上記2. 3. の論点と関連)

経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太方針2025）（抜粋）

（令和7年6月13日 閣議決定）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（3）公教育の再生・研究活動の活性化

（質の高い公教育の再生）

多様な子どもたちの特性や少子化の急速な進展など地域の実情を踏まえ、より質の高い、深い学びを実現すると同時に、一人一人の可能性が輝く柔軟な教育課程を編成できるよう、学習指導要領の改訂を進めるとともに、**高校教育改革等への国の支援の抜本強化を図る**など、質の高い公教育の再生を通じて我が国の学校教育の更なる高みを目指す。**いわゆる高校無償化**、給食無償化及び0～2歳を含む幼児教育・保育の支援については、**これまで積み重ねてきた各般の議論^[249]に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する。**

（中略）

我が国の発展を支える専門人材育成のため、**産業界等からの人材派遣^[255]等の伴走支援による実践的な専門高校運営モデルの構築を推進する。**

（後略）

^[249]「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」（令和7年2月25日）、「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」（令和7年6月11日自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）、「給食無償化」に関する課題の整理について」（令和6年12月27日文部科学省）等。

^[255]教師等の人材が不足している分野における人材派遣の仕組みの構築を含む。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（抜粋）

（令和7年6月13日 閣議決定）

Ⅵ．人への投資・多様な人材の活躍推進

3．産業人材育成プラン

②各教育段階における産業人材の育成に向けた教育プログラムの充実

（前略）

社会や産業に真に裨益（ひえき）する人材育成を強化するため、都道府県が地域の実情に応じて高校教育改革を展開できるよう、国が基本的な方針を示し、都道府県が自ら作成する実行計画に基づく改革を支援する仕組みづくりを進め、探究・文理横断・実践的な学びの充実、グローバル人材やDX・AI・半導体・コンテンツ産業等の人材育成、普通科改革等を通じた高校の特色化・魅力化を図る。また、その実効性が高まるよう、高校・大学・大学院改革を一気通貫で推進する。特に専門高校については、学校運営協議会等を活用し、地域の人材育成ニーズを把握しつつ、産業界等からの人材派遣（教師人材バンクの構築支援を含む。）等の伴走支援による実践的な専門高校の運営モデルの開発・普及や、専門高校を拠点とした地方創生支援・地域人材の育成を進める。

（後略）

地方創生 2.0 基本構想（抜粋）

（令和7年6月13日 閣議決定）

6. 政策パッケージ

（1）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

③地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材の育成

i. 学校と地域との連携の深化、学校を核とした魅力的な地域づくり

（前略）

また、過疎・離島地域を含む公立高校などへの支援の拡充を図る。特に、専門高校においては、立地する基礎自治体や産業界等と連携した地域人材育成の取組（寮機能を含む交流拠点の整備を含む。）や、産業界等からの人材派遣（教師人材バンクの構築支援を含む。）等の伴走支援による実践的な専門高校運営モデルの構築等を進める。

（後略）

（参考）地方創生 2.0 基本構想施策集

第1章 政策の5本柱

1. 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

（23）学校と地域が連携した教育、人づくりの推進

（前略）

過疎・離島地域を含む公立高校などへの支援の拡充や、学校の通信ネットワークの改善に取り組む。

（後略）

（28）専門高校を拠点とした地方創生支援・地域人材の育成（高校の特色化・魅力化を含む）

専門高校を拠点とした地方創生の取組を進めるため、立地する基礎自治体や産業界等と連携した地域人材育成の取組（寮機能を含む、交流拠点の整備等を含む。）への支援や、産業界等からの人材派遣（教師人材バンクの構築支援を含む。）等の伴走支援による実践的な専門高校運営モデルの構築などの専門高校の機能強化・高度化、産業教育に係る教育環境の整備、専門高校の魅力発信に関する取組の強化を行う。また、専門高校を含む高等学校において、地域におけるデジタル人材育成の強化に取り組む。